厚生労働省発雇児0405第1号 平成24年4月5日

都 道 府 県 知 事 指定都市市長 各 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長

殿

厚生労働事務次官

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」 の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚 生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によ り行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、 平成24年4月分の措置費等の支弁、徴収及び負担から適用することとされたので通 知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成18年6月27日雇児福発第0627003号厚生労 働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童自立支援施設通所部及び情緒障 害児短期治療施設通所部に係る保護単価の設定について」は廃止する。

改正後

現行

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知

〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号

平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知

[一部改正] 平成11年12月9日厚生省発児第140号

平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置<u>(障害児入所施設を除く。)</u>、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用(別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号)第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(以下「国立高度専門医療研究センター等」という。)については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費目に分けるものとする。

(1)、(2) 略

なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費 (児童家庭局所管施設)等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金につい て」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする

(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用(別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(以下「国立高度専門医療センター等」という。)については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費目に分けるものとする。
 - (1)事務費 児童福祉施設(児童自立生活援助事業所(以下「自立援助ホーム」という。)及び小規模住居型児童養育事業所(以下「ファミリーホーム」という。)を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。
- (2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。) 若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。
- 2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以 外のものが設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若し

改正後
3 略
О Ри
4 略
5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
$(1) \sim (5)$ B
(6)「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地と
されている地域 <u>(川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」</u> とあるのは「平成23年10月11日」とする。)及び狭山市、新座市、富士見市
C_{0} $C_{$

くは児童相談所設置市の市長が認可した定員(母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。)をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

現行

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は 指定都市若しくは児童相談所設置市の市長に届出を行った運営規程に定めら れた入居定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市 長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

- 3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額(一時保護所にあっては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額)その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。
- 4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。
- 5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。)別表(以下「別表」という。)第1の支給割合が一級地とされている地域とする。
- (2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。
- (3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。
- (4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が四級 地 とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗 子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。
- (5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。
- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地と されている地域及び狭山市、新座市、<u>鳩ヶ谷市、</u>富士見市、ふじみ野市、埼 玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町

、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。

 $(7) \sim (8)$ 略

6 略

7 略

8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

9 略

10 略

- 、川西市とする。
- (7)「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が六級地と されている地域及び長岡京市とする。
- (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校(特別支援学校の小学部を含む。)及び中学校(中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。)をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)をいう。
- 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1 \cdot 2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児及び1 \cdot 2歳児を除いたものをいう。
- 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

第2 国庫負担額等

1 略

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりそ の2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、 法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号、 第53条、第55条及び第59条の4に規定により、次の表に掲げる区分によりそれ ぞれの措置費等を負担するものであること。

略

3 略

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額(個 々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、 その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額(当該 費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。) を超えるときは実支出額とする。)から当該年度における第5に定める徴収金 基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりそ の2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、 法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号、 第53条、第55条及び第59条の4に規定により、次の表に掲げる区分によりそれ ぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等	措置	措置費等の負担区分		
経賃の運列	1 1 1 1 日 守土 か ひ 万	の区分	市町村	都道府県	玉	
母子生活支援	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び 私立施設	1/4	1/4	1/2	
施設及び助産	と自任する門門	都道府県立施設		1/2	1/2	
施設の措置費等	都道府県、指定都 市、中核市	都道府県立施設、市 町村立施設及び私 立施設		1/2	1/2	
その他の施設 里親の措置費 等	都道府県、指定都 市、児童相談所設置 市	都道府県立施設、市 町村立施設及び私 立施設		1/2	1/2	
一時保護所の 措置費等	都道府県、指定都 市、児童相談所設置 市	児童相談所 (一時保護施設)		1/2	1/2	

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内に おいて概算払をすることができるものであること。

改正後	現行
	4 国庫負担金の返還 国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。
第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法 1 略	第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法 1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。 この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。
2 事務費の保護単価の設定方法 (1)児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり(母子生活支援施設については1世帯当たり)の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価(別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額)をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。	2 事務費の保護単価の設定方法 (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり(母子生活支援施設については1世帯当たり)の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価(別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額)をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 設 定 の 条 件 適用される単価 第 3 和 1 相 (改正後			現行	
旦加算分保護単価(常勤職員) 2加算分保護単価 2加算分保護単価(6)・単療法 担当職員分保護単価 2加算分保護単価 2 加算分保護単価 2 加算分保護単価 2 加算分保護単価 2 加算分保護単価 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第 1 欄 (削除) 1 里親支援専門相 談員加算分保護 単価	第 2 欄 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	第 3 欄 別表1の事務費の保護単価表の 2加算分保護単価の(5)里親支援 専門相談員加算分月額保護単価	第 1 欄 1 小規模施設加算 分保護単価 (新規)	設 定 の 条 件 第 2 欄 児童養護施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄の ただし書に掲げる職員がおか	第 3 欄 別表1の事務費の保護単価表の 2加算分保護単価の(1)小規模施
4職業指導員加算	員加算分保護単 価(常勤職員) 3個別対応職員加	設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合 別児院(10人未満の施設に限る。)又は母子生活支援施設が別	2加算分保護単価の(6) 心理療法 担当職員分保護単価 別表1の事務費の保護単価表の 2加算分保護単価の(7) 個別対応			
護単価 準に該当する場合 2 加算分保護単価の(9)看護師加算分月額保護単価 6 母子生活支援施設であって、別設保育士加算分保護単価をの設保育士加算分保護単価をの設保育士加算分保護単価を表して、場合の施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合 3 母子生活支援施設であって、別表1の事務費の保護単価表の設保育士加算分保護単価を表して、場合の施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合 3 母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合 3 母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合 3 母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合 3 母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合 3 母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合 3 母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合である場合 3 母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子生活支援施設であって、別表2の手法単価表の設置がより、表と掲げる「母子生活支援施設であって、別表2の子の施設の職員の定数表に掲げる「母子生活支援施設であって、別表2の子の施設の職員の定数表に掲げる「母子生活支援施設であって、別表2の子の施設の職員の定数表に掲げる「母子生活支援施設であって、別表2の手法単価の(4)母子生活表に掲げる「母子生活真真の上で、表に掲げる「母子指導員」がおかれている定員20世帯の施設単価を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を	分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(<u>8</u>) 職業指導 員加算分保護単価	一 分保護単価	援施設であって、別表2のその 施設の職員定数表に掲げる「職 業指導員」が別に定める基準に	2加算分保護単価の(2)職業指導
一設保育士加算分	護単価	準に該当する場合	2加算分保護単価の(9)看護師加 算分月額保護単価			
一設 <u>母子支援員</u> 加 表 2 のその施設の職員の定数 2 加算分保護単価の (<u>11</u>) 母子生 一設 <u>母子指導員</u> 加 表 2 のその施設の職員の定数 2 加算分保護単価の (<u>4</u>) 母子生活 第分保護単価 表に掲げる「 <u>母子支援員</u> 」がお 活支援施設 <u>母子支援員</u> 加算分保護 第分保護単価	一設保育士加算分 保護単価	表2のその施設の職員の定数 表に掲げる「保育士」がおかれ る場合	2 加算分保護単価 (<u>10</u>) 母子生活 支援施設保育士加算分保護単価	一設保育士加算分 保護単価	表2のその施設の職員の定数 表に掲げる「保育士」がおかれ る場合	2 加算分保護単価(<u>3</u>) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価
		表2のその施設の職員の定数 表に掲げる「母子支援員」がお かれている定員10世帯及び20	2加算分保護単価の(<u>11</u>)母子生 活支援施設 <u>母子支援員</u> 加算分保	世 設 <u>母子指導員</u> 加	表2のその施設の職員の定数 表に掲げる「母子指導員」がお かれている定員20世帯の施設	2加算分保護単価の(<u>4</u>)母子生活 支援施設 <u>母子指導員</u> 加算分保護

	改正後				
単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄	単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
8 母子生活支援施 設少年指導員兼 事務員加算分保 護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(<u>12</u>)母子生活支 援施設少年指導員兼事務員加算分 保護単価	5 母子生活支援施 設少年指導員兼 務員加算分保護 単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(<u>5</u>)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分 保護単価
9 小規模グループ ケア加算分保護 <u>単価</u>	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期 治療施設が別に定める基準に 該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(13)小規模グル ープケア加算分月額保護単価×小 規模グループケア実施か所数	_(新規)_		
10寒冷地加算分保 護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)及び寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(<u>16</u>)寒冷地加算 分保護単価	6 寒冷地加算分保 護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)及び寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(<u>12</u>)寒冷地加算 分保護単価
11事務用採暖費加 算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(27)事務用採暖 費加算分保護単価	<u>7</u> 事務用採暖費加 算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(27)事務用採暖 費加算分保護単価
12 ^{単身赴任手当加} 算分保護単価	別に定める基準による職員が 在職している場合	別に定める基準により設定された 保護単価	8 単身赴任手当加 算分保護単価	別に定める基準による職員が 在職している場合	別に定める基準により設定された 保護単価

	改正後			現行	
単価の名称 第 1 欄 <u>13</u> 民間施設給与等	設 定 の 条 件 第 2 欄 地方公共団体の経営する施設	適用される単価 第 3 欄 一般分保護単価表(<u>里親支援専門</u>	単価の名称 第 1 欄 <u>9</u> 民間施設給与等	設 定 の 条 件 第 2 欄 地方公共団体の経営する施設	適用される単価 第 3 欄 一般分保護単価表(<u>小規模施設加</u>
改善費	以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶 第121号社会局長、児童家庭局 長通知にいう社会福祉事業団 等(以下「社会福祉事業団等」 という。)経営の施設を除く。	相談員加算分保護単価、心理療法 担当職員加算分保護単価(常勤単 価に限る)、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、不養的工作。 一個別対応職員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設保育工力。 一個別分保護単価、母子支援を受ける。 一個別対応職員がより、保護単価、母子生活支援を受ける。 一個別分保護単価、母子支援を受ける。 一個別分保護単価、母子を表別の加算が行かの単のでは、一個の単のでは、一個の単価を加算のでは、の単のでは、のは、のは、	改善費	以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶 第121号社会局長、児童家庭局 長通知にいう社会福祉事業団 等(以下「社会福祉事業団等」 という。)経営の施設を除く。	算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子指導員加算分保護員加算分保護単価、母子指導員地類分保護単価、単身赴任手場が行り、選挙を保護単価のがより、それらのもとにおり、それらのもところに対し、があるところに対しては、別に定めるところにができる。)
<u>14</u> 除雪費	豪雪地帯特別措置法(昭和37年 4月5日法律第73号)第2条第 2項の規定に基づく地域に所 在する地方公共団体の経営す る施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加 算分保護単価の(28)除雪費加算分 保護単価	10除雪費	豪雪地帯特別措置法(昭和37年 4月5日法律第73号)第2条第 2項の規定に基づく地域に所 在する地方公共団体の経営す る施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加 算分保護単価の(28)除雪費加算分 保護単価
<u>15</u> 降灰除去費	活動火山対策特別措置法(昭和 48年7月24日法律第61号)第12 条第1項の規定に基づく降灰 防除地域に所在する施設の場 合	別表1の事務費の保護単価の2加 算分保護単価の(29)降灰除去費加 算分保護単価	<u>11</u> 降灰除去費	活動火山対策特別措置法(昭和48年7月24日法律第61号)第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加 算分保護単価の(29)降灰除去費加 算分保護単価

(2)児童養護施設の乳児加算分、<u>1歳児加算分、2歳児加算分</u>、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分<u>(常勤単価を除く。)</u>、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院(定員40人以上)の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとすること。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとすること。

- (3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (4)母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(2)児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分及び基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家庭支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院(定員50人以上)の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとすること。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとすること。

(新規)

(新規)

改正後

- (<u>5</u>) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分(その月初日に改定等があったときはその月分)の支弁から、(1) の方法により、その施設の保護単価を改定すること。この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補
 - この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。
- (<u>6</u>) 施設が新設される場合において、その開所する月(施設の開所は各月の初日から行うものとする。)の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとすること。
- 3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から($\underline{23}$)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 略

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第<u>3</u>号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

2 略

現行

(3) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分(その月初日に改定があったときはその月分)の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

- (<u>4</u>) 施設が新設される場合において、その開所する月(施設の開所は各月の初日から行うものとする。)の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとすること。
- 3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から($\underline{22}$)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護 単価による支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた 支弁基準を設定するものとすること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

改正後			現行	
Table Ta	曹 の 類 1 (1) 事 務 費	支弁対象児童等第 2 欄	現 が 経費の 使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄 措置別数一その月初日の3歳以上護児をの月の3歳額額措単圏の月児歳保置圏×2歳の月児歳保理別の月別上の1月別の1月別の1月別の1月別の1月別の1月別の1月別の1月別の1月別の1月別

	改正征	É			現行	
費目 の種 支弁対象児童 第 2 1 欄 (1) 事 務 費	等欄 経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄 イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。 算式 乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数ウ 略	費の類1(1) 事 務 費	支弁対象児童等第 2 欄	経費の使途第 3 欄	各男 4 欄

		改正後	Ź	現行				
-++	I	1				ı		
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	
(1) 事 務			上 略	事務			額保護単価×アの算式により算定された定員 エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。	
費			才略	費			算式 特別指導費加算分月額保護単価 ×アの算式により算定された定員 オ 児童養護施設、児童自立支援施 設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が別に定 める基準に該当する場合において は、次の算式によって算定した額	
			<u>削除</u>				。 算式 学習指導加算分保護単価×その 月の対象児童数 力 児童養護施設が別に定める基準 に該当する場合においては、次の 算式によって算定した額。 算式	
			<u>削除</u>				看護師加算分保護単価×アの算式により算定した定員 キ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。	
			<u>力</u> 略				算式 小規模グループケア担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ク 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合におい	

改正後				現行	
費目 の種 支弁対象児童等 経費の使途 類第 第 2 欄 第 3 欄 1 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事務	夕 略 少 野 野 野 世 野	(1) 事務費			シ 児童養護施設、乳児院、児童治療に、 児童養護施設、乳児院短期がおいた

		改正後	X Ž			現行	
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事務費			 シ 略 み子生活支援施設が別に定める 基準に該当する場合においては、次 の算式により算定した額。 母子生活支援施設(定員40世帯以上)母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 削除 	(1) 事 務 費			算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価 () () () () () () () () () (

		改正後	X Z			現行	
曹 の 類 1 (1) 事 務 費	支弁対象児童等第 2 欄	経費の使途第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄 セ 児童養護施設、乳児院、児童自立 支援施設、情緒障害児短期治療施設 、母子生活支援施設、自立援助ホー ム及びファミリーホームが別に定 める基準に該当する場合において は次の額。 第三者評価受審に係る実費。ただ し、年額300,000円を限度とする。 ツ 児童養護施設、乳児院、児童自立 支援施設、情緒障害児短期治療施設 母子生活支援施設、自立援助ホーム 及びファミリーホームにおいて別 に定める基準に該当する場合においては次の額。 第式 建物の賃借に係る実費。ただし、 月額100,000円を限度とする。 (2) 略	費の類1(1) 事務費	支弁対象児童等第 2 欄	経費の使途第一3一欄	各月支弁額の算式 第 4 欄 (新規) (新規)

		 改正後	Ž				
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1)			(3) 略	(1)			(3)一時保護所の事務費の支弁額は、 次のアからウまでにより算定した額
事				事			の合算額とする。 ア 次により算出した利用定員が該
務				務			当する保護単価。
費			(4)児童養護施設、児童自立支援施設 、情緒障害児短期治療施設、乳児院及 び自立援助ホームにおいて暫定定員 を超えて認可定員又は条例等で定め た定員に達する範囲内で一時保護を 受託した場合、ファミリーホームにお いて定員に達する範囲内で一時保護	費			(10月/30.4] (小数点以下第1位の数値を切り上げる)×1.205 (小数点以下第1位の数値を四捨五入) イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所を加算分保護単価を加算した額。 (4)児童養護施設、児童自立支援施設、情緒で自立援助ホームにおいて調査を受託した場合、アミリーホームにおいて定員に達するに対して記して記して記して記して記して記して記して記して記して記して記して記して記し
			を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)、 <u>障害児入所施設</u> において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で				範囲内で一時保護を受託した場合 (ただし、新設により開所し、初 めて児童を受託した日の属する月 から6ヶ月間を除く。)、 <u>知的障</u> 害児施設、第一種自閉症児施設、

	改正征				現行	
費目の種類 支弁対象児童 第1欄 (1) 事務費	登等 経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄 一時保護を受託した場合、及び肢体 不自由児又は重症心身障害児を入 所させる児童福祉法 <u>第6条の2第</u> <u>3項</u> に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により 算定した額とする。 その施設の月額保護単価/30.4 (10円未満の端数は切り捨て) ×その月の受託延べ日数 (注)受託施設が <u>障害児入所施設</u> 又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。	費の類1(1) 事 務 費	支弁対象児童等第 2 欄	経費の使途第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄 第二種自閉症児施設、盲児施設、 ろうあ施設、肢体不自由児施設及び 重症心身障害児施設にしたで員等にした。 重症心は条例等で時間では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個ででは一個では一個

		改正後	Ź	現行						
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄			
(2) 一般生活費	略	略	略	(2) 一般生活費	児童音所障(乳ミ児の護を児童) 日前時(乳ミ児の護を児童) 日前時(乳ミ児の変) 日前時(乳息の変) 日前時(乳息の変) 日前時(乳息の変) 日前時(乳ミ児の変) 日前時(乳息の変) 日前原(乳息の変) 日前原(乳息の変) 日前時(乳息の変) 日前時(乳息の変) 日前時(乳息の変) 日前時(乳息の変) 日前時(乳息の変) 日前(乳息の変) 日前原(乳息の変) 日前時(乳息の変) 日前(乳息の変) 日前原(乳息の変) 日前(乳息の変) 日前(乳	そ食料常な費 そすに的そ要活常そ食料満は食のつ給のに費生経 のる必諸のすに的のに費児主給他い食児要等活常 児日要経入る必諸児要(に食食のて費 電す及に的 童常な費所日要経童するの及費児は) 電気が必諸 に生経 者常な費のる歳いび、童副給材日要経	(1)児童養護施設、児童角立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立支援施設、自立大選別院、ファムスは日本の算式(1)により算定した額。ただし、乳児院においののでは、乳児院において別に産助ののでは、乳児院においりのでは、乳児院におりによりりによりりによりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)によりのでは、1)により、大のののでは、1)により、大のののでは、1)により、大のののでは、1)により、大のでは、1)により、大のでは、1)により、大のでは、1)により、大のでは、1)により、大のでは、1)により、大のでは、1)により、1)には、1)には、1)には、1)には、1)には、1)には、1)には、1)には			

		改正後	Ŕ			現行	
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(2) 一般生活費			算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保 護単価 <u>94,750</u> 円×その月初日の別に 定める基準による病虚弱等措置児童 数 (2) 略	(2) 一般生活費			施設種別 一般生活費(月額) ファミリーホ 乳児分 54,730円
			(3) 略				の月中は乳児とみなす。) 又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。 算式 ((1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児延人員数(3)児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又は

		改正後	Ź			現行	
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1欄 (2)	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄 その解除の措置があった場合は、児
(2) 一般生活費			(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は <u>児童養護施設及</u> び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。 算式略	2 一般生活費			で解除の指支援施設にあっては入 童(母子生活支援施設にあり算定したかかりのではではではではではではではではではではでででででででででででででででで

		改正後	Ź			現行	
費の類1(2)般生活費	支弁対象児童等 第 2 欄 略	経費の使途 第 3 欄 略	各月支弁額の算式 第 4 欄 略	曹 の類 1 (2) 一般生活費	支弁対象児童等 第 2 欄 里親の委託児童	経費の使途 欄 里親が一時支場 でのる場合の係ののでは、 を受いるのでは、 経過である。 経過である。 経過である。 経過である。 経過である。 経過である。 経過である。 経過である。 経過である。 経過である。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	各月支弁額の算式 第 4 欄 里親が別に定める基準により一時的 な休息の支援を受ける場合次の算式に より算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数× 5,500円
3被虐待児受入加算費	略	略	略	3被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童 自立支援施設、乳児 院、母子生活支援施 設及び情緒障害児短 期治療施設、自立ミ 助ホーム、ファミ児 ーホームの 、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援では 者)を支援では るための雇上経費の び日常生活に 必要な経常的 諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、 乳児院、母子生活支援施設及び情緒障 害児短期治療施設、自立援助ホーム、 ファミリーホーム 算式(1) 別に定める基準による児童数×月 額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日 額850円
							供のうり「7

			改正後	Á Ž				現行	
費の類1(乳児等受入加算費目種第欄)	第章文情が支一所治支一所	弁対象2 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	経費 3 で で 3 で で 3 で で 3 で で 3 で で 3 で 2 で 3 で 3	各月支弁額の算式 第 4 欄 次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児) ×日額2,150円	費の類1(4乳児等受入加算費	児自院治支一児症閉設肢所療身保	支弁対象2 ・ 大学 第 2 ・ 大学 第 3 ・ 大学 第	経費の使途 欄 で で で で で で で で で で で で で で で で 必 と を で で 必 と を 費 と で で 必 と を 費 と で で 必 と を 費 と で で 必 と を 費 と で で 必 と を 費 と に か と を で か き を か き か き で か き を か き で か き を か き で で で か き で で か き で で か さ で で で で で で か き で で で で か き で	各月支弁額の算式 第 4 欄 次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児) ×日額2,140円
(5)助産施設基本分保護費	ア点数分	略	略	略	5助産施設基本分保護費	ア 点 数 分		施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健 康保険、日雇労働者健康保険、国 民健康保険、船員保険、国家公務 員共済組合、公共企業体職員等共 済組合、地方公務員等共済組合等を は私立学校教職員共済組合等をい う。以下同じ。)の被保険者、組 合員又は被扶養者である場合にいては、診療報酬の算定方法(平 成20年厚生労働省告示第59号。以 下「診療報酬の算定方法」という 。)及び入院時食事療養費に係る 食事療養及び入院時生活療養費に

改正後						現行	
費目 の種 支弁対象児童等 経費の使途 類第 第 2 欄 1 欄 (5) 助 産	各月支弁額の算式 第 4 欄 略	費の類類 1 間 (5)助産物			象児童等 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄 係る生活療養の費用の額の算定 に関する基準 (平成18年厚生労 働省告示第99号。以下「入院時食 事療養費の算定基準」という。)
点 分 設の入 数 娩 所妊産	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき193,090円を限度として支弁できる。	施設基本分保護費	イ点数以外の分	(7)分娩介助料	助産施所産婦	分娩介助料	に準じて第定した紹介が行われる 領定において給付が行われる 額を控除した額。 イアに該当しない入所妊産婦については診療報費の算定基準により施 で質定しない人所妊産婦の第定基準により施 で質定しない人所妊産婦の第定を基準により施 では診療報である基準により施 では診療をでは、別に推進者のでは、では、 機能事業に限る。)を必要と一種、 を必要と一種、 の認定額を加めて、 を必要とである。 注 異常分娩のための等にして、 をの表ののでは、 をの表ののでは、 をの表ののでは、 をの表ののでは、 をの表ののでは、 をの表ののでは、 をの表ののでは、 をの表ののでは、 をの表ののでは、 をのまのでは、 をのまる。 分娩をして、 分娩をしては、 分娩をして、 分娩をして、 分娩をして、 分娩をして、 のから、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが

		改正後	Ź				現行	
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児 第 2	きませる 理 で で で で で で で の で の で の で の の の の の の	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(5) 助産施設 ***	(イ) 胎 盤 処 置 料	胎盤処置料	略	(5) 助 産 施 設	(イ) 胎盤処置 料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、 その実績を支弁して差し支えない。
基本分保護費	(f) 新 生 児 介 補 料	新生児介補料	略	基本分保護費	(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においては アにより支弁する点数分のほか、新生 児介補料として分娩児1人当たり1日 につき3,810円を限度として支弁でき る。
	(エ) (保) (米)	保険料	略		(工) (保) (保) (株)		保険料	分娩を取り扱った場合においては、 アにより支弁する点数分のほか、医学 的管理の下における出産について、特 定出産事故に係る事故が発生した場合 において、出生者の養育に係る経済的 負担の軽減を図るための補償金の支払 に要する費用の支出に備えるための保 険契約(出生者等に対し、総額3,000 万円以上の補償金を支払う契約)が締 結されており、かつ、特定出産事故に 関する情報の収集、整理、分析及び提 供の適正かつ確実な実施のための措置 を講じている場合に、その保険料相当 額として、分娩児1人につき、30,000 円を限度として支弁できる。

		改正征	½				珀行		
		以上也	₹	現行 現行					
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費 の 類 類 1	重第	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	
(6) 幼 稚 園 費	略	略	略	(66) 分		児童養護施設、児童 自立支援施設、情緒 障害児短期治療施 設、乳児院若しくは ファミリーホームの 入所児童又は里親の 委託児童	その児童の幼 稚園就園に必 要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であって、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した	
(7) 教育費	児童養護施設、児童 自立支援施設、情緒 自立支援施設、療施設、療施設、療施設、療施設、療施設、療施設、療施設 母子生活機の(7)に限 る)、第3欄の(8)にホーム(第3欄のはのののでは、 五の(8)によってといるののでは、 一型ではあるでででは、 一型でででは、 一型でで、 一型でで、 一型でで、 一型でで、 一型で、 一型で、 一型で、	次経(1) 義別等含要 (2) の 特高を必費(2) ののののでは、 で、	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通 費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1)	(7巻 書		児童養護施設、児童 自立支援施設、情緒 障害児短期治療施設 若しくはファミ児童 は里親の委託児童和で は里親の委託児童 を校又は特別支援 校の高等部に在支 学校の高等部第1学 年に入学するもの。	次経(1) 義別等含要 (2) の特高を必費(2) ののもいる。学 材学通話習童設のの支部などののでは、一次では、一次を表表では、一次では、一次では、一次では、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次に	額とする。 次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通 費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2) から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数	

		改正後	È			現行	
費目 の種 類第 1欄 (7)	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄 (8)特別支援	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄 (新規)	各月支弁額の算式 第 4 欄 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)
教 育 費		学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得の受講をするための経費	算式(2) 略 算式(3) 略	教育費		(村)がた)	学年別 小学校 中学校 特別支援 学校高等部 保護単価 2,110円 4,180円 4,180円 4,180円 第式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。 算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算し
			算式(4) 略				た額 算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。
			算式(5) 略				算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。

		改正後	Ź			現行	
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(7)教育費	略		算式(6) 略 算式(7) <u>入学時特別加算</u> 費年額保護単価 <u>58,960</u> 円×特別支援学校の高等部第 1学年入学措置児童数 <u>算式(8)</u> <u>資格取得等特別加算費年額保護単</u> <u>価55,000円×該当児童数(資格取得又</u> <u>は講習等の受講をした特別支援学校</u> 高等部に在学する児童であって別に 定めるものの数)	(7) 教育費			算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 190円、中学校該当児270円×その月 の児童自立支援施設の小学校又は中 学校別該当措置児童数(ただし、算 式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費年額保護単価 <u>58,500</u> 円 ×特別支援学校の高等部第1学年入 学措置児童数 (新規)
(8) 学校給食費	略	略	略	(8)学校給食費	児童養護施設、児童 自立支援施設、情緒 自立支援施設、情緒 管害児短期治療シリス ではファリー・ は里親の委託児童童 を実施している 実施学校の高等 でいる。 学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見学旅行費	略	略	略	(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童 自立支援施設、情緒 障害児短期治療施設 若しくはファミリー ホームの入所児童 は里親の委託児童で あって、小学校第6	その児童の見 学旅行に直接 必要な交通費 、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保 護単価×その月の学年別見学旅行参 加措置児童数

		改正後	ź			現行	
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(9) 見学旅行費	略		略	(9) 見学旅行費	学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別を含むの高等部を含むので、その学校の高等中のの教育課程において実施通常の「見学旅行」をいう。)に参加するもの。		見学旅行費保護単価表 (措置児童(者) 1 人当たり) 学 年 別 保護単価(年額) 小学校第6学年 20,600円 中学校第3学年 55,900円 高等学校第3学年 (特別支援学校高 108,200円 等部を含む
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童 自立支援施設、情緒 障害児短期治療施設 基子生活支援施リー オしくはファ所児童で オームの委託児童で あって、小学校第1 学年に入学し、 中学校第1学年に進 学するもの。	略	略	(10)入進学支度金	児童養護施設、児童 自立支援施設、情緒 障害児短期治療記 若しくはファ所児・ はエスの入所児・ は里親の委託児童で あって、小学校第1 学年に入学し、 中学校第1学年に進 学するもの。	その児童の入 進学に際して 必要な学用品 等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) 学年別 小学校第1学年入学児童 39,500円 中学校第1学年入学児童 39,500円 中学校第1学年入学児童 46,100円
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童 自立支援施設、情緒 障害児短期治療施設 (第3欄の(2)に限 る)、自立援助ホー ム若しくはファミ児・ ム若しくはのみ訴児・ エーホー 異のの委託児童 であって、別に定めるところにより、	次費(1)の等に対して、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	略 算式(1) 略	(11) 特別育成費	児童養護施設、児童 自立支援施設、情緒 管害児短期治ホーリ 管害自立ばフア所見鬼童の しくムの の が と と と と と と と と と と と と と と と と と	次で費(1) である (1) である (1) である (1) である (1) である (1) である (1) である (2) である (2) である (3) である (4) である (4	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数特別育成費保護単価表(措置児童1人当たり)

東京 大学対象児童等 経費の復逸 第 3 欄			改正後	Ź			現行	
第 1 学年に入学する もの	の種 類第 1欄 (11)	第 2 欄 等学校に在学してい	第 3 欄 用品費等の		の種 類第 1欄 (11)	第 2 欄	第 3 欄 用品費等の	
夏 略 事 自立支援施設、情緒 障害児短期治療施設 等 若しくはファミリー ホームの入所児童又 は里親の委託児童で あって、義務教育諸 行 事 5 東校に在学している もので、その学校又 は教育委員会が、当 該学年の児童・生徒 の全員を参加させて 行う夏季等の臨海、 林間学校等の行事に 5 事、の全員を参加させて 行う夏季等の臨海、 林間学校等の行事に 5 事、の全員を参加させて 行う夏季等の臨海、 林間学校等の行事に 5 事、の全員を参加させて 行う夏季等の臨海、 大村間学校等の行事に	別育成	第1学年に入学する	、通学費等 (2) その場合 の学院 の学院 の学院 の学院 の学際 の学際 の学際 の学際 の学際 の学際 の学 の学 の学 の学 の学 の学 の学 の学 の学 の学 の学 の学 の学	入学時特別加算費年額保護単価 58,960円×高等学校第1学年入学措 置児童数 算式(3) 資格取得等特別加算費年額保護単 価55,000円×該当児童数(資格取得又 は講習等の受講をした高等学校に在 学する児童であって別に定めるもの	別育成		、通学費等 (2) その児童 の高等学校 入学に際学用 必要等 品費等	特別加算費年額保護単価 <u>58,500</u> 円 ×高等学校第1学年入学措置児童数
	夏季等特別行事	略	略	略	夏季等特別行事	自立支援短知とのでは、情緒設力を提施というでは、大変を表現しているのでは、大変を表しているのでは、大変を表しているで、大型のでは、生せ、大型のでは、生せ、大型のでは、生せ、大型のでは、生せ、大型のでは、生せ、大型のでは、生せ、大型のでは、生せ、大型のでは、生せ、大型のでは、生せ、大型のでは、生せ、大型のでは、生せ、大型のでは、では、大型のでは、大型では、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型	季等特別行事 に参加するた めに必要な交	算式 夏季等特別行事費1件当たり保護 単価3,000円×夏季等特別行事参加

改正後			現行	
世界 で	療費	東京 と	現行 経費の使途欄 そのにおり では できまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる	各月支弁額の算式 第 4 欄 次の算式によって算定した額とし、 12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,070円×12月初日の措置又は一時保護児童数 次の算式によって算定した額 算式とかで算定した額 算式によって算定した額 算式によって算定した額 算式によって算定した額 算式によって算定した額 算式によって算定した額 第一般である。 第一般である。 第一般である。 第一般では、その方におけるの定方法及び、第一般では、 第一般の方にでは、 第一般の方にでは、 第一般の方にでは、 第一般の方にでは、 第一般には、 第一の移送において、 第一の移送にいて、 第一の移送にの がたる。 がたる額をを がたる額をといて、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは

費目	
の種類第 2 欄 接費の使途第 3 欄 各月支弁額の算式第 4 欄 (15) 職業補導費 略 略 (16) 児童用採暖費 事務 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	費目 の種 変弁対象児童等 類第 2 欄 1欄 (15) 児童養護施設、児童 自立支援施設、情緒 業 筒 生児短期治療施設 、自立援助ホーム若 しくはファミリーホームの人所児童であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。 (16) 児童養護施設、児童 ア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		改正後	K			現行	
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(16) (17) 就職支度費	略	略	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。	(16) (16) (17)就職支度費 (17)就職支度費	児童養護施設、、 関金を受験を 関金をでは できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。	(1) その 児に の 職 要 、 数 数 数 数 費 (2) その 児 の 関 り の 関 り の り り り り り り り り り り り り り	児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり) 児童養護 乳児院 母子生 活支援 施設、児童 自立支援 施設、児童 東自立 支援施 現治療施 設通所 部・情緒 障害児短 期治療施 資施設 通所部 部・情緒 障害児 短期治 短期治 短期治 短期治 短期治 短期治 短期治 短期治 年間 日 1、130円 日 4級地 5、220円 5、660円 960円 日 3級地 3、380円 3、590円 590円 日 2級地 2、520円 2、620円 380円 その他の地域 1、260円 1,260円 190円 1分に この表の「旧 5級地から旧 2級地」までの級地 区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧 5級地から旧 2級地までの地域以外の地域とすること。 次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1)
			算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保 護単価 <u>189,510</u> 円×その月の別に定め る基準による就職による措置解除児 童数		就職するためその措 置が解除されること となったもの。	の就職に際 し必要な住 居費、生活 費等	就職支度費1件当たり保護単価79,000円×その月の就職による措置解除児童数算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数

		改正後	X Z			現行	
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(18) 大学進学等白白 (19) 葬祭費	略	略	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。算式(1)略	(1自立生活支度費 (19) 葬 祭 費	児自障若ホはあ大め解っ 児自障、ホミ児児し亡養養援短はのの、今入れの 養変児によー里である。 養変児によーとである。 養護短知のの、今入れの 護援短院若ホはあのと 施施設治ア所託の学のこ	(1) のし用考の)のし居費 で難必品図購そ進必書等 で変して変して変してなび類費児になどのでである。 ここのではなび類費児になど、 ここのの数 ではののと 関連を でいる	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価79,000円×その月の進学による措置解除児童数算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別別に定める基準による進学による措置解除児童数次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超えるときはその超えるときはその超える場で、その総額のうち火葬によの超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円×死亡児数
				L			

費目	
の種 支弁対象児童等 類第 第 2 欄 第 3 欄 第 4 欄 1欄 (20) 連 略 れ も ど し 費	費目 の種 類第 1欄 支弁対象児童等 第 2 欄 1欄 経費の使途 第 3 欄 第 4 欄 各月支弁額の算式 第 4 欄 (20) 連 計置児童であって、 その施設を逃亡した もの。 その児童の捜 索及びその児 童を連れ戻す ために必要な を とと とと とと とと とと し 費 その施設のその月におけるその児童 につき捜索し又は連れもどす者の運 につき捜索し又は連れもどす者の運 、日当及び宿泊料につきその都道府 の旅費支給規定に定める額(運賃にないては、普通旅客運賃)とその児童の 普通旅客運賃、宿泊料とを合計した にこれらの経費以外の特に要した費 があるときにはこれを加えた額の合金
(21) 里親 手 当・ 里親 受託 支度 費	(21) 里親委託児童 次に掲げる経費 次の算式によって算定した額の合金額。 次の算式によって算定した額の合金額。 ただし、算式(2)については、委託 手当 (2)新たに措置した際に 必要な経費 里親手当月額保護単価72,000×1人 ただし、二人目以降は36,000×その月の措置児童数 イ専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×人 寛式(2) 里親受託支度費1件当たり保単価42,600円×新規委託措置児数

改正後					現行				
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄		
(22) ファミリーホーム (23) 一時保護	世界には、 一時保護委託児童で あって、別に定める ところによりその支 弁を必要と認められ るもの。	略 <u>その児童に係</u> <u>る委託手当</u>	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額2,360円	(22) 受託支度費 ホーム	ファミリーホーム入 所児童 <u>(新規)</u>	新たに措置し た際に必要な 経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件 当たり保護単価42,600円×新規委託 措置児童数		

3 略

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法 (略)

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとすること。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等(母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。)単位に、表の施設種別及び各月初日(月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。)の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)の税額等による階層区分によって定まる基準額(この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。)により算定した額の年間の合算額とすること。

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとすること。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、 入所児童(者)処遇特別加算費、<u>第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、</u>除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算 式 (1)

その施設の事務費の月額保護単価(乳児、<u>1歳児、2歳児、</u>年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、<u>第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、</u>除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。) +事業費の各費目(里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算 式 (2)

[(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 略

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとすること。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、 入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強 化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算 式 (1)

その施設の事務費の月額保護単価(乳児、<u>1・2歳児、</u>年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。) +事業費の各費目(里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算 式 (2)

[(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとすること。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとすること。

改正後	現行
第7 略	第7 保護単価等の特例措置 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとすること。
第 8 略	第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置 児童福祉法の一部改正(平成9年法律第74号)により、児童養護施設へ移行 することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定 めるところによって支弁することができるものとすること。
第 9 略	第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置 児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

改正後	現行						
長 児童入所施設徴収金基準額表	表 児童入所施設徴収金基準額表						
略	各月初	日の措置児童等の属・	する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部 自立援助ホーム		
	階層 区分	定	義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)		
	A	含む) 及び中国残留	安保護世帯(単給世帯 邦人等の円滑な帰国 国後の自立の支援に 医援給付受給世帯	0円	0円		
	В	A階層を除き当該年 課税世帯	度分の市町村民税非	2, 200	1, 100		
	C 1	A階層及びD階層 を除き当該年度分 の市町村民税の課	均等割の額のみ (所得割のない世 帯)	4, 500	2, 200		
	C 2	税世帯であって、 その市町村民税の 額の区分が次の区 分に該当する世帯	所得割の額がある 世帯	6, 600	3, 300		
	D 1		15,000円以下	9,000	4, 500		
	D 2		15,001円から 40,000円まで	13, 500	6, 700		
	D 3	A階層及びB階層を	40,001円から 70,000円まで	18, 700	9, 300		
	D 4	除き前年分の所得 税課税世帯であっ	70,001円から 183,000円まで	29, 000	14, 500		
	D 5	て、その所得税の 額の区分が次の区 分に該当する世帯	183,001円から 403,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措置 費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その 額が41,200円を超え るときは 41,200円 とする。)	20, 600		

改正後		現行
略	D 6	その月のその措置児 その月のその 童等にかかる措置費 世帯にかかる 変の支弁額(全額徴 費等の支弁額 収。ただし、その額 徴収。ただし、 が54,200円を超える 額が27,100円 ときは54,200円とす えるときは27 の。) 円とする。)
	D 7	その月のその措置児 その月のその 童等にかかる措置費 世帯にかかる サ帯にかかる 世帯にかかる 費等の支弁額 収。ただし、その額 徴収。ただし、 が68,700円を超える 額が34,300円と ときは68,700円とす えるときは34 る。) れたり、その日のその
	D 8	その月のその措置児 童等にかかる措置費 世帯にかかる 1,078,001円から 1,632,000円まで の支弁額(全額徴 収。ただし、その額 数収。ただし、 が85,000円を超える ときは85,000円とす えるときは42 の。)
	D 9	その月のその措置児 童等にかかる措置費 世帯にかかる 豊等にかかる措置費 世帯にかかる 費等の支弁額 収。ただし、その額 数収。ただし、 が102,900円を超え るときは102,900円 とする。)
	D10	その月のその措置児 童等にかかる措置費 世帯にかかる 書等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額 徴収。ただし、 が122,500円を超え るときは122,500円 とする。)

		改正後	Ź				現行	1	
D11		略			D11		3, 117, 001円から 4, 173, 000円まで	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額 が143,800円を超え るときは143,800円	世帯にかかる措置 費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その 額が71,900円を超 えるときは71,900
D12		略			D12		4, 173, 001円から 5, 334, 000円まで	とする。) その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額 が166,600円を超え るときは166,600円 とする。)	円とする。) その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その 額が83,300円を超 えるときは83,300 円とする。
D13		略			D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額 が191,200円を超え るときは 191,200 円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その 額が95,600円を超
D14 備 考	1 この表のC1階層に 号)第292条第1項第 割の額」とは、同項 法第314条の7、第31 条の4の2第5項の なお、同報第323名 得割の額又は均等割 する。 2 この表のD1~D1 第33号)、租税特別 免、徴収猶予等に関 0715第1号厚生労働省 徴収制度等(厚生労働 について」の規定に ただし、所得税額。 (1)所得税法第78条約	第1号に規定する均第2号に規定する均第2号に規定する前14条の8、同しない時規定は適用しない時規定は変する所収定規定は関いた物ででは、14階層法のでは、14階層法のでは、14階層法のでは、15厘別のでは、15厘別のでは、15厘別のでは、15厘別のでは、15厘別のでは、15厘別のでは、15厘別のでは、15厘別のでは、15円のでは、15円ので	等割の額をいい、C 2 所得割(この所得割を計 川第 5 条第 3 項 _ 第 5 名 のとする。)の額をい 民税の減免があった場 して得た額を所得割のる 「得税の額」とは、所得 法律第26号) _ 災害被領 三法律第175号) 及び平 庭局長通知「控除廃止 電家庭局所管の制度に 所得税の額をいう。 は、次の規定は適用した。	階層における「所得 計算する場合には、同 条の4第6項 <u>及び第5</u> いう。 場合には、その額を所 額又は均等割の額と 場税法(昭和40年法律 害者に対する租税の減 域23年7月15日雇児発 の影響を受ける費用 艮る。)に係る取扱い ないものとする。 去第314条の7第1項第2	D14 備	号) 第292条第1 割の額」とは、同 法第314条の7、 は適用しないもの なお、額 得割の最又は均等 する。 2 この表のD1~ 第33号)、収猶額 所得税し、所得税 (1) 所得税法第7	項第1号に規定する場別項第2号に規定する場別項第2号に規定する別項第2号に規定する同法附別とする。)の額をい23条に規定する市町本等割の額から順次控除・D14階層における「開出置法(昭和32年に関する法律(昭和32年に関する法律(昭和32年に関する法律(昭和32年に関する法律(昭和32年に関する法律(昭和32年に関する法律(昭和32年に関する法律(昭和32年に第4条第1項、第2項第1号	全額徴収 の額」とは、地方税法 の額」とは、地方税法 の額をいい、C2 所得割(この所得割を記 則第5条第3項 <u>及び</u> 第5 う。 対民税の減免があった場 でして得た額を所得割のな 所得税の額」とは、所得 法律第26号) <u>及び</u> 災害被 22年法律第175号)の規 は、次の規定は適用した は、次の規定は適用した け、第2号(地方税法第3 (地方税法第314条の7第	階層における「所得 計算する場合には、同 5条の4第6項の規定 場合には、その額を所 額又は均等割の額と 导税法(昭和40年法律 按害者に対する租税の 定によって計算され ないものとする。 14条の7第1項第2号に

		_
	改正後	
	項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2 <u>第1</u> 項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする	
	。 (1) 「単身世帯」扶養義務者のいない世帯 <u>(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)</u> (2) 「母子世帯等」母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。	
	(3) 略	
備		備
考	(4) 略	考
	5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法 <u>第21条の5の2の障害児通所給付費又は</u> 第24条の2の障害児 <u>入所</u> 給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収	

金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒

- 現行
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4 項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19 の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 和税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号) 附則第12条
- 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期 治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯 である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする
- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- (2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規 定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの 世帯。
- (3)「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条 の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法(平成17年法律第123 号) 第6条の自立支援給付の受給者(障害者自立支援法第5条第5項、第6項、 第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。)又は障害者自立支援法附則第22 条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯
 - …次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳 の交付を受けた者。
 - イ 療育手帳制度要綱 (昭和48年9月27日厚生省発児第156号) に定める療育手 帳の交付を受けた者。
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定め る国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条 に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144 号) に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道 府県又は市町村の長が認めた世帯。
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金 基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に 0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者 が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯 の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、 当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収 金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所 児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、

		<u> </u>
備	障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額の差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。 6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は骨子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。 7 略	Í
考		ᅾ

現行

徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、 情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金につ いて(平成19年12月18日厚牛労働省発障第1218002号厚牛労働事務次官通知)(以 下「1218002号通知」という。) 」の別表4-1障害児施設徴収金基準額表(扶養 義務者用)に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設 诵園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準 額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害 児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条 第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の 提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する 障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担と して支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同 じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施 設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回 る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施設に入所 している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の 通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1)児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむ を得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

- イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、390,000円以上であるとき。
- (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20%、C階層にあっては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に 係る基準額とみなす。

備

別表1

事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
, _ , ,	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	223, 620	219, 130	214, 640	211,650	208, 650	205, 660	<u>201, 170</u>	<u>196, 680</u>
31~35人	208, 790	204, 580	200, 380	<u>197, 570</u>	194, 770	<u>191, 960</u>	<u>187, 750</u>	<u>183, 550</u>
<u>36∼ 40</u>	193, 950	<u>190, 030</u>	<u>186, 110</u>	183, 490	<u>180, 880</u>	<u>178, 270</u>	<u>174, 340</u>	<u>170, 420</u>
<u>41∼ 45</u>	<u>189, 960</u>	<u>186, 080</u>	182, 190	<u>179, 600</u>	<u>177, 000</u>	<u>174, 410</u>	<u>170, 520</u>	<u>166, 630</u>
<u>46∼ 50</u>	166, 320	<u>162, 910</u>	<u>159, 510</u>	157, 240	<u>154, 960</u>	<u>152, 690</u>	149, 290	<u>145, 880</u>
<u>51∼ 55</u>	162, 160	<u>158, 840</u>	155, 510	153, 300	<u>151, 080</u>	148, 860	145, 540	<u>142, 210</u>
<u>56∼ 60</u>	<u>158, 010</u>	154, 760	<u>151, 520</u>	149, 350	147, 190	<u>145, 030</u>	141, 790	<u>138, 540</u>
<u>61∼ 65</u>	<u>154, 010</u>	<u>150, 850</u>	147, 680	145, 570	143, 460	<u>141, 360</u>	<u>138, 190</u>	<u>135, 030</u>
<u>66∼ 70</u>	150, 020	146, 930	143, 840	141, 790	139, 730	<u>137, 680</u>	<u>134, 600</u>	<u>131, 510</u>
<u>71∼ 75</u>	146, 450	143, 440	140, 430	138, 420	<u>136, 410</u>	<u>134, 400</u>	<u>131, 390</u>	<u>128, 370</u>
<u>76∼ 80</u>	142,880	<u>139, 940</u>	<u>137, 000</u>	<u>135, 040</u>	<u>133, 080</u>	<u>131, 120</u>	<u>128, 180</u>	<u>125, 240</u>
<u>81∼ 85</u>	140, 290	137, 400	134, 510	132, 590	130, 660	<u>128, 730</u>	<u>125, 840</u>	<u>122, 950</u>
<u>86∼ 90</u>	137, 700	134, 850	132, 020	130, 120	128, 230	126, 340	123, 500	<u>120, 660</u>
<u>91∼ 95</u>	134, 870	132, 100	129, 320	127, 470	<u>125, 620</u>	<u>123, 770</u>	<u>120, 990</u>	<u>118, 220</u>
<u>96~100</u>	132, 050	<u>129, 340</u>	126, 630	124, 820	<u>123, 010</u>	<u>121, 200</u>	<u>118, 490</u>	<u>115, 780</u>
<u>101~105</u>	130, 610	127, 920	125, 240	123, 450	121,650	119, 860	<u>117, 180</u>	114, 490
<u>106∼110</u>	129, 160	126, 510	123, 850	122, 070	<u>120, 310</u>	<u>118, 530</u>	<u>115, 870</u>	<u>113, 210</u>
<u>111~115</u>	127, 720	125, 090	122, 450	120, 700	<u>118, 940</u>	<u>117, 190</u>	114, 560	<u>111, 930</u>
<u>116~120</u>	126, 270	123, 660	121,060	119, 320	<u>117, 580</u>	<u>115, 850</u>	<u>113, 250</u>	<u>110, 640</u>
<u>121~125</u>	124, 950	<u>122, 370</u>	119, 790	118,070	<u>116, 360</u>	<u>114, 640</u>	<u>112, 060</u>	<u>109, 480</u>
<u>126~130</u>	123, 640	121, 080	<u>118, 530</u>	<u>116, 820</u>	<u>115, 120</u>	<u>113, 420</u>	<u>110, 860</u>	<u>108, 310</u>
<u>131∼135</u>	122, 790	<u>120, 250</u>	<u>117, 710</u>	<u>116, 010</u>	<u>114, 320</u>	<u>112, 630</u>	<u>110, 090</u>	<u>107, 550</u>
<u>136~140</u>	121, 940	119, 410	116, 890	<u>115, 210</u>	<u>113, 520</u>	<u>111, 840</u>	<u>109, 320</u>	<u>106, 790</u>
<u>141~145</u>	120, 720	<u>118, 220</u>	115, 720	114, 050	<u>112, 380</u>	<u>110, 710</u>	<u>108, 210</u>	<u>105, 710</u>
<u>146~150</u>	119, 510	117, 030	114, 550	112, 900	111, 240	109, 590	<u>107, 110</u>	104, 630
<u>151人以上</u>	118, 910	116, 440	113, 970	112, 320	<u>110, 680</u>	<u>109, 040</u>	<u>106, 570</u>	<u>104, 110</u>

現行

別表1

事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

	土人収水品	~ •						
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30 人まで	<u>167, 670</u>	164, 400	161, 120	158, 940	156, 760	154, 580	<u>151, 300</u>	<u>148, 030</u>
_31~ 40 人	148, 630	145, 700	142, 760	<u>140, 810</u>	<u>138, 860</u>	<u>136, 900</u>	133, 970	<u>131, 040</u>
<u>41~ 50</u>	137,000	134, 230	<u>131, 460</u>	129, 610	127, 770	125, 920	123, 150	<u>120, 390</u>
<u>51~ 60</u>	132, 940	<u>130, 250</u>	127, 560	125, 760	123, 970	122, 170	<u>119, 480</u>	116, 790
<u>61∼ 70</u>	128, 880	<u>126, 270</u>	123, 650	<u>121, 910</u>	120, 170	118, 430	<u>115, 810</u>	<u>113, 200</u>
<u>71∼ 80</u>	124, 820	122, 290	119, 750	<u>118, 060</u>	116, 370	114, 680	112, 150	109,610
<u>81~ 90</u>	120, 760	<u>118, 310</u>	<u>115, 850</u>	<u>114, 210</u>	112, 570	110, 930	108, 480	<u>106, 020</u>
91~100	<u>116, 710</u>	114, 330	111, 950	110, 360	108, 770	107, 190	<u>104, 810</u>	<u>102, 430</u>
<u>101~110</u>	115, 040	112,690	<u>110, 330</u>	108, 760	<u>107, 200</u>	105, 630	103, 270	<u>100, 920</u>
<u>111~120</u>	<u>113, 380</u>	111,050	108, 720	107, 170	105, 620	104, 070	101, 740	<u>99, 410</u>
<u>121~130</u>	111, 710	109, 410	<u>107, 110</u>	105, 580	104, 040	102, 510	<u>100, 210</u>	97,910
<u>131~140</u>	110, 050	107, 770	<u>105, 500</u>	<u>103, 980</u>	102, 470	100, 950	98, 680	96, 400
<u>141~150</u>	108, 380	106, 140	103, 890	102, 390	100, 890	99, 390	97, 150	94, 900
<u>151~160</u>	107, 720	105, 490	103, 250	101, 760	100, 270	98, 790	96, 550	94, 320
<u>161 人以上</u>	<u>107, 060</u>	<u>104, 840</u>	<u>102, 620</u>	<u>101, 140</u>	<u>99, 660</u>	<u>98, 180</u>	<u>95, 960</u>	93,740

改正後 現行 (2) 地域小規模児童養護施設 (新規) 地域区分 その他 18/100 15/100 12/100 10/100 8/100 6/1003/100 定員 円 円 円 円 円 円 円 円 1人につき 221, 380 217, 790 214, 200 211,800 209, 410 207,010 203, 420 199,830 (2) 児童自立支援施設 (3) 児童自立支援施設 地域区分 地域区分 18/100 15/100 12/100 10/100 8/100 6/100 3/100 その他 18/100 15/10012/100 10/100 8/100 6/100 3/100 その他 定員 定員 円 Щ 円 Н Щ 円 円 Щ 円 Щ Щ Щ Щ 30 人まで 219,810 215, 860 211,910 209, 280 206,640 204,010 200,050 196, 100 30人まで 238, 560 263,070 258, 170 253, 270 250,000 246, 730 243, 460 233,660 31~ 40 人 198, 300 194,650 191,010 188, 580 186, 150 183, 720 180,080 176, 430 31~35人 232, 410 219,980 247, 940 243, 280 238,630 235, 520 229, 300 224,640 41~ 50 184, 190 180,680 177, 160 174,820 172, 470 170, 130 166,610 163, 100 223, 980 $36 \sim 40$ 232,820 228, 400 221,030 218,090 215, 140 210,730 206, 310 157, 210 51~ 60 177, 790 174, 360 170,930 168, 640 166, 360 164,070 160,640 41~ 45 228,960 224, 530 220, 110 217, 150 214, 200 211, 250 206,820 202, 400 $61 \sim 70$ 171, 380 168,040 164, 700 162, 470 160, 240 158,010 154,670 151, 330 46~ 50 206,990 204, 190 201, 380 198, 580 194, 380 190, 180 215, 390 211, 190 164, 980 161,720 158, 470 156, 300 154, 130 151,960 148,700 145, 450 $71 \sim 80$ $51\sim55$ 209,820 205, 710 201,600 198,870 196, 130 193, 390 189, 280 185, 170 158, 570 155, 400 152, 240 150, 130 148,010 145,900 142, 730 139,570 $81 \sim 90$ 56~ 60 204, 260 200, 240 196, 230 193, 540 190,870 188, 200 184, 170 180, 160 152, 170 149,090 146,010 143, 950 141,900 139,840 136, 760 133,680 $91 \sim 100$ $61 \sim 65$ 195,670 189,090 175, 960 199,600 191,720 186, 470 183,840 179,900 101~110 150,840 147, 770 144, 710 142,670 140,620 138, 580 135, 510 132, 450 182,060 66~ 70 194,960 191,090 187, 220 184,640 179, 490 175,620 171, 760 131, 220 149,510 146, 460 143, 410 141, 380 139, 350 137, 310 134, 260 111~120 167,890 $71 \sim 75$ 186,880 183,080 180, 550 178,030 171,700 190,680 175, 490 $121 \sim 130$ 148, 180 145, 150 142, 120 140,090 138,070 136,050 133,010 129,980 $76 \sim 80$ 186, 410 182,680 178,950 176, 460 173, 980 171, 490 167, 770 164,040 146,860 143,840 140,820 138,810 136,800 134, 780 131, 760 128, 750 131~140 81~ 85 179,660 173, 520 171,060 168,600 164,920 161, 230 183, 340 175, 970 $141 \sim 150$ 145,530 142,530 139, 520 137, 520 135, 520 133, 520 130, 510 127, 510 86~ 90 180, 280 176,640 173,000 170,570 168, 140 165, 720 162,080 158, 440 151 人以上 141,660 138,680 136, 680 134,690 132, 700 129, 710 144,650 126,720 $91 \sim 95$ 176,960 173, 360 169,770 167, 370 164, 980 162, 570 158, 980 155, 390 $96 \sim 100$ 170,090 166, 540 152, 340 173,640 164, 170 161,810 159, 440 155, 890 101~105 172, 280 168, 760 165, 240 162,890 160, 550 158, 200 154,680 151, 150 170,930 167, 440 163, 950 161,610 159, 280 149,970 106~110 156,960 153, 460 111~115 169, 300 165,840 162, 370 160,070 157, 760 155, 440 151,980 148, 520 116~120 164, 240 160,810 158, 520 156, 230 153, 930 150, 500 147,070 167,680 $121 \sim 125$ 166,680 163, 260 159,840 157, 560 155, 280 152, 990 149,570 146, 150 126~130 165,670 162, 270 158,860 156, 590 154, 320 152,050 148,650 145, 240 131~135 164, 400 161,020 157,640 155, 380 153, 120 150,870 147, 490 144, 100 $136 \sim 140$ 159,770 154, 170 151, 930 149,690 146, 330 142,970 163, 140 156, 410 $141 \sim 145$ 162, 100 158, 750 155, 400 153, 170 150, 940 148, 700 145, 360 142,010 $146 \sim 150$ 161,060 157, 730 154, 390 152, 170 149, 940 147, 720 144, 390 141,050 151人以上 160, 210 156,890 140, 290 153, 570 151, 360 149, 140 146,930 143,610

改正後	現行
(<u>4</u>) 乳児院(2歳未満児用) (<u>3</u>) 乳児院	(2歳未満児用)
地域区分	7100 15/100 12/100 10/100 8/100 6/100 3/100 その他
- II - = 2 2 2 1 10/100 15/100 19/100 10/100 0/100 6/100 9/100 2/00/PH III - 2 2 2 2 1 10/1	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田

			Ę	改正後									現行				
(4) 🗐		Æ10 m)							(0) =		#ID m)						
(<u>4</u>) 乳, 地域区分	児院(2) _{18/100}		12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	(<u>3</u>) 乳 地域区分	児院(2) 18/100		12/100	10/100	8/100	6/100	2/100	2.00/th
定員	·	15/100	·	·	•	·			定員		15/100			-	6/100	3/100	その他
10人	円 676, 270	円 662, 850	円 649, 440	円 640, 490	円 <u>631, 550</u>	円 622, 600	円 609, 190	円 595, 770	10人まで	円 575, 030	円 563, 800	円 552, 570	円 545, 090	円 537, 610	円 530, 120	円 518, 890	円 507, 670
11~15人	548, 240	537, 170	526, 100	518, 720	511, 340	503, 960	492, 890	481, 820	11~15人	480, 390	470, 790	461, 190	454, 790	448, 390	441, 990	432, 390	422, 790
16~20	471, 480	461, 710	451, 940	445, 430	438, 910	432, 400	422, 620	412, 850	16~20	420, 360	411, 700	403, 030	397, 260	391, 480	385, 700	377, 040	368, 370
21~25	436, 200	427, 110	<u>418, 010</u>	411, 940	<u>405, 880</u>	<u>399, 810</u>	<u>390, 710</u>	<u>381, 620</u>	21~25	<u>395, 100</u>	<u>386, 890</u>	378, 680	<u>373, 210</u>	<u>367, 740</u>	362, 270	<u>354, 060</u>	345, 860
26~30	408, 790	400, 230	<u>391, 660</u>	<u>385, 950</u>	<u>380, 250</u>	374, 540	<u>365, 980</u>	<u>357, 410</u>	26~30	374, 370	<u>366, 560</u>	<u>358, 740</u>	<u>353, 530</u>	<u>348, 320</u>	343, 110	<u>335, 290</u>	327, 480
31~35	<u>396, 350</u>	<u>388, 030</u>	379, 710	374, 160	<u>368, 620</u>	<u>363, 070</u>	354, 750	346, 430	31~35	365, 270	<u>357, 630</u>	349, 980	344, 890	339, 790	334, 690	<u>327, 050</u>	319, 400
36~40	<u>383, 910</u>	375, 830	367, 760	362, 370	<u>356, 980</u>	<u>351, 600</u>	343, 520	335, 440	36~40	<u>356, 180</u>	348, 700	341, 230	<u>336, 240</u>	331, 260	<u>326, 270</u>	<u>318, 800</u>	<u>311, 320</u>
41~45	<u>371, 470</u>	<u>363, 640</u>	<u>355, 800</u>	<u>350, 580</u>	<u>345, 350</u>	<u>340, 130</u>	<u>332, 290</u>	<u>324, 460</u>	41~45	<u>347, 080</u>	<u>339, 770</u>	<u>332, 470</u>	<u>327, 600</u>	<u>322, 730</u>	<u>317, 860</u>	<u>310, 550</u>	<u>303, 240</u>
46~ 50	<u>359, 040</u>	351, 440	343, 850	338, 780	333, 720	<u>328, 660</u>	321,060	<u>313, 470</u>	46~ 50	337, 980	330, 850	323, 710	<u>318, 950</u>	<u>314, 200</u>	309, 440	<u>302, 300</u>	<u>295, 160</u>
51~ 55	<u>354, 950</u>	<u>347, 440</u>	<u>339, 920</u>	334, 910	<u>329, 900</u>	<u>324, 900</u>	317, 380	<u>309, 870</u>	51~ 55	335, 280	<u>328, 200</u>	321, 110	<u>316, 380</u>	311,660	<u>306, 930</u>	<u>299, 850</u>	<u>292, 760</u>
56~ 60	<u>350, 860</u>	<u>343, 430</u>	<u>336, 000</u>	<u>331, 040</u>	<u>326, 090</u>	<u>321, 130</u>	<u>313, 700</u>	<u>306, 270</u>	56~ 60	<u>332, 580</u>	<u>325, 550</u>	<u>318, 510</u>	<u>313, 820</u>	<u>309, 120</u>	<u>304, 430</u>	<u>297, 390</u>	<u>290, 350</u>
61~ 65	<u>346, 780</u>	339, 420	<u>332, 070</u>	327, 170	<u>322, 270</u>	<u>317, 370</u>	<u>310, 020</u>	<u>302, 660</u>	61~ 65	329, 890	<u>322, 900</u>	315, 910	311, 250	306, 590	301, 930	<u>294, 940</u>	<u>287, 950</u>
66~ 70	<u>342, 690</u>	335, 420	<u>328, 150</u>	<u>323, 300</u>	<u>318, 450</u>	<u>313, 600</u>	<u>306, 330</u>	<u>299, 060</u>	66~ 70	<u>327, 190</u>	<u>320, 240</u>	<u>313, 300</u>	<u>308, 680</u>	<u>304, 050</u>	<u>299, 420</u>	<u>292, 480</u>	<u>285, 540</u>
71~ 75	<u>338, 600</u>	<u>331, 410</u>	<u>324, 220</u>	319, 430	<u>314, 630</u>	<u>309, 840</u>	302, 650	<u>295, 460</u>	71~ 75	324, 490	<u>317, 600</u>	310, 710	306, 110	301, 520	<u>296, 920</u>	<u>290, 030</u>	<u>283, 140</u>
76~ 80	<u>334, 510</u>	327, 400	<u>320, 300</u>	315, 560	<u>310, 820</u>	<u>306, 080</u>	<u>298, 970</u>	<u>291, 860</u>	76~ 80	<u>321, 790</u>	<u>314, 950</u>	<u>308, 100</u>	<u>303, 540</u>	<u>298, 980</u>	<u>294, 420</u>	<u>287, 580</u>	<u>280, 730</u>
81~ 85	330, 430	<u>323, 400</u>	<u>316, 370</u>	311,690	<u>307, 000</u>	<u>302, 310</u>	<u>295, 280</u>	<u>288, 260</u>	81~ 85	<u>319, 090</u>	<u>312, 300</u>	<u>305, 500</u>	<u>300, 970</u>	<u>296, 450</u>	<u>291, 920</u>	<u>285, 120</u>	<u>278, 330</u>
86~ 90	<u>326, 340</u>	319, 390	<u>312, 440</u>	<u>307, 810</u>	<u>303, 180</u>	<u>298, 550</u>	<u>291, 600</u>	<u>284, 650</u>	86~ 90	316, 390	<u>309, 640</u>	<u>302, 900</u>	<u>298, 400</u>	<u>293, 910</u>	<u>289, 410</u>	<u>282, 670</u>	<u>275, 920</u>
91人以上	<u>322, 260</u>	<u>315, 390</u>	<u>308, 520</u>	<u>303, 940</u>	<u>299, 360</u>	<u>294, 790</u>	<u>287, 920</u>	<u>281, 050</u>	91人以上	<u>313, 690</u>	<u>306, 990</u>	<u>300, 300</u>	<u>295, 840</u>	<u>291, 370</u>	<u>286, 910</u>	<u>280, 210</u>	<u>273, 520</u>

			Ę	改正後									現行				
(4)乳	見院 (3 ī	歳以上児	用)						(3) 乳		歳以上児	用)					
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	円 <u>572, 940</u>	円 <u>561, 660</u>	円 <u>550, 380</u>	円 <u>542, 860</u>	円 <u>535, 350</u>	円 <u>527, 830</u>	円 <u>516, 550</u>	円 <u>505, 270</u>	10人 <u>まで</u>	円 <u>472, 050</u>	円 <u>462, 950</u>	円 <u>453, 850</u>	円 <u>447, 790</u>	円 <u>441, 720</u>	円 <u>435, 660</u>	円 <u>426, 560</u>	円 <u>417, 470</u>
11~15人 16~20人	417, 000 348, 460	408, 770 341, 340	400, 530 334, 220	395, 040 329, 480	389, 550 324, 730	384, 060 319, 990	375, 820 312, 870	367, 580 305, 750	11~15人 16~20人	349, 620 297, 770	342, 840 291, 750	336, 070 285, 730	331, 550 281, 710	327, 030 277, 700	322, 510 273, 690	315, 730 267, 670	308, 950 261, 650
21~25 26~30	318, 100 293, 960	311, 550 287, 880	305, 000 281, 790	300, 630 277, 740	296, 260 273, 680	291, 900 269, 620	285, 350 263, 540	278, 800 257, 450	21~25 26~30	277, 410 259, 950	271, 740 254, 600	266, 070 249, 260	262, 290 245, 690	258, 510 242, 120	254, 730 238, 560	249, 070 233, 210	243, 400 227, 860
31~35	280, 700	274, 880	<u>269, 050</u>	<u>265, 170</u>	261, 290	<u>257, 400</u>	251, 580	245, 750	31~35	<u>250, 040</u>	<u>244, 880</u>	<u>239, 720</u>	236, 270	232, 830	<u>229, 390</u>	<u>224, 230</u>	219, 070
36~40 41~45	267, 440 254, 190	261, 880 248, 880	256, 310 243, 580	252, 600 240, 040	248, 890 236, 500	245, 180 232, 970	239, 620 227, 660	234, 050 222, 350	$36\sim40$ $41\sim45$	240, 120 230, 210	235, 150 225, 420	230, 180 220, 640	226, 860 217, 450	223, 550 214, 260	220, 230 211, 070	215, 260 206, 280	210, 280 201, 490
$46\sim 50$ $51\sim 55$	240, 930 236, 350	235, 880 231, 400	230, 840 226, 440	227, 470 223, 140	224, 110 219, 840	220, 740 216, 530	215, 700 211, 580	210, 650 206, 620	$46\sim 50$ $51\sim 55$	220, 290 217, 100	215, 690 212, 560	211, 100 208, 030	208, 030 205, 000	204, 970 201, 980	201, 900 198, 950	197, 300 194, 410	192, 700 189, 870
$56 \sim 60$ $61 \sim 65$	231, 770 227, 190	$\frac{226,910}{222,420}$	222, 040 217, 650	218, 800 214, 470	215, 560 211, 290	212, 320 208, 110	$\frac{207,460}{203,330}$	202, 590 198, 560	$56\sim 60$ $61\sim 65$	$\frac{213,910}{210,720}$	209, 430 206, 300	204, 960 201, 890	201, 970 198, 940	198, 980 195, 990	196, 000 193, 050	191, 520 188, 630	187, 040 184, 210
$66 \sim 70$ $71 \sim 75$	222, 610 218, 030	217, 930 213, 450	213, 250 208, 860	210, 130 205, 800	207, 010 202, 740	203, 890 199, 680	199, 210 195, 090	194, 530 190, 500	66~ 70 71~ 75	207, 530 204, 350	203, 170 200, 050	198, 810 195, 750	195, 910 192, 880	193, 000 190, 010	190, 100 187, 150	185, 740 182, 850	181, 380 178, 550
$76 \sim 80$ $81 \sim 85$	213, 450 208, 880	208, 960 204, 470	204, 460 200, 060	201, 460 197, 130	198, 460 194, 190	195, 460 191, 250	190, 970 186, 850	186, 470 182, 440	76~ 80 81~ 85	201, 150 197, 970	196, 910 193, 780	192, 670 189, 600	189, 850 186, 820	187, 020 184, 030	184, 190 181, 240	179, 950 177, 060	175, 710 172, 880
86~ 90 91人以上	204, 300 199, 720	199, 980 195, 500	195, 670 191, 270	192, 790 188, 460	189, 910 185, 640	187, 040 182, 830	182, 720 178, 600	178, 410 174, 380	86~ 90 91人以上	194, 780 191, 590	190, 650 187, 520	186, 530 183, 460	183, 790 180, 760	181, 040 178, 050	178, 290 175, 340	174, 170 171, 280	170, 050 167, 220
01)(0)(1	100,120	100,000	101, 210	100, 100	100,010	102, 000	1,0,000	111,000	01)(0).2	101,000	101,020	100, 100	100, 100	110,000	110,010	111, 200	101, 220

			Ę										現行				
(5)乳:	幼児10人	未満を入	所させる	乳児院					(4) 乳	児10人未	満を入所	させる施	設				
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 <u>595, 870</u>	円 <u>584, 040</u>	円 <u>572, 210</u>	円 <u>564, 330</u>	円 <u>556, 440</u>	円 <u>548, 560</u>	円 536, 730	円 <u>524, 900</u>	1人につき	円 <u>539, 450</u>	円 <u>528, 850</u>	円 <u>518, 260</u>	円 <u>511, 200</u>	円 <u>504, 140</u>	円 <u>497, 080</u>	円 <u>486, 480</u>	円 <u>475, 890</u>
(6) 母-	子生活支	接施設							(5) 母-	子生活支	接施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで 世帯	円 165, 810	円 162, 880	円 159, 940	円 157, 980	円 156, 030	円 154, 070	円 151, 130	円 148, 200	10世帯まで 世帯	円 165, 350	円 162, 420	円 159, 500	円 <u>157, 550</u>	円 155, 600	円 153, 650	円 150, 730	円 <u>147, 810</u>
11~20 21~30	144, 510 115, 690	141, 720 113, 420	138, 940 111, 150	137, 080 109, 630	135, 230 108, 120	133, 370 106, 600	130, 590 104, 330	127, 800 102, 060	11~20 21~30	118, 090 97, 400	115, 880 95, 520	113, 670 93, 640	112, 200 92, 380	110, 730 91, 120	109, 260 89, 870	107, 050 87, 980	104, 840 86, 100
31~40 41~50	87, 110 78, 560	85, 400 77, 030	83, 700 75, 490	82, 570 74, 470	81, 430 73, 450	80, 300 72, 430	78, 590 70, 900	76, 890 69, 360	31~40 41~50	73, 400 66, 220	71, 980 64, 950	70, 570 63, 670	69, 630 62, 830	68, 690 61, 980	67, 740 61, 130	66, 330 59, 860	64, 920 58, 590
51世帯以上	70, 010	<u>68, 650</u>	<u>67, 280</u>	66, 380	65, 470	64, 560	63, 200	61, 840	51世帯以上	59, 040	57, 910	56, 780	<u>56, 030</u>	<u>55, 270</u>	54, 520	53, 390	<u>52, 260</u>
	規模分園	型(サテ	ライト型) 母子生	活支援施	<u>設</u>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(新規)								
<u>地域区分</u> <u>定員</u>	<u>18/100</u>	<u>15/100</u>	12/100	10/100	<u>8/100</u>	<u>6/100</u>	3/100	<u>その他</u>									
1世帯につき	<u>円</u> 139, 010	<u>円</u> 136, 730	<u>円</u> 134, 460	<u>円</u> 132, 950	<u>円</u> 131, 430	<u>円</u> 129, 910	<u>円</u> 127, 640	<u>円</u> 125, 370									
(<u>8</u>)情	緒障害児	短期治療	施設						(6)情	緒障害児	短期治療	施設					
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
0014=	円	円	円	円	円	円	円	円	001.3	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで 31~35人	325, 210	318, 190 302, 130	311, 170 295, 450	306, 500 291, 000	301, 820 286, 560	297, 140 282, 100	290, 120 275, 420	283, 110 268, 750	30人まで	<u>281, 140</u>	<u>275, 090</u>	<u>269, 030</u>	<u>265, 000</u>	<u>260, 960</u>	<u>256, 920</u>	<u>250, 870</u>	244, 810
36~40人	308, 800 292, 410	286, 070	279, 730	275, 510	271, 290	267, 060	260, 730	254, 390	31~40人 41人以上	258, 820 236, 500	253, 210 231, 340	247, 610 226, 190	243, 870 222, 750	240, 140 219, 310	236, 400 215, 880	230, 800 210, 720	225, 190 205, 570
41~45人	280, 400	274, 310	268, 220	264, 150	260, 090	256, 030	249, 930	243, 840	11/2/1	230, 300	201, 040	220, 130	222, 100	213, 310	210,000	210, 120	200, 010
46人以上	268, 390	262, 540	256, 700	252, 800	248, 900	245, 000	239, 150	233, 300									

			Ī	改正後									現行				
(9) 児童	自立支援	施設通所	部						(7) 児i	童自立支:	援施設通	所部					
地域区分区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援施設通所	円	円	円	円	円	円	円	円	児童自立支 援施設通所	円	円	円	円	円	円	円	円
部	<u>68, 340</u>	<u>66, 860</u>	<u>65, 370</u>	64, 380	<u>63, 390</u>	<u>62, 400</u>	60, 910	<u>59, 430</u>	部	<u>68, 090</u>	66, 610	65, 140	64, 150	<u>63, 160</u>	<u>62, 180</u>	60, 700	59, 220
(<u>10</u>) 情況	緒障害児	短期治療	施設通所	部					<u>(8</u>)情符	褚障害児:	短期治療	施設通所	部				
地域区分 区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
情緒障害児 短期治療施	円	円	円	円	円	円	円	円	情緒障害児 短期治療施	円	円	円	円	円	円	円	円
設通所部	<u>103, 800</u>	<u>101, 510</u>	<u>99, 220</u>	97, 690	<u>96, 160</u>	94, 630	<u>92, 340</u>	90, 050	設通所部	<u>103, 410</u>	<u>101, 130</u>	98, 850	97, 330	<u>95, 810</u>	94, 290	<u>92, 010</u>	<u>89, 720</u>
	立援助ホ [、]	<u>ーム</u>							<u>(9)</u> フ	アミリー	ホーム						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>	地域区分 定員又は現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	<u>円</u>	1人につき	<u>円</u>														
<u>6人まで</u>	<u>203, 990</u>	<u>200, 300</u>	<u>196, 600</u>	<u>194, 140</u>	<u>191, 680</u>	<u>189, 220</u>	<u>185, 520</u>	<u>181, 830</u>	17(10 3 0	<u>157, 420</u>	<u>155, 510</u>	<u>153, 590</u>	<u>152, 310</u>	<u>151, 030</u>	149, 760	<u>147, 840</u>	<u>145, 930</u>
<u>7∼9人</u>	189, 840	186, 190	182, 550	180, 120	<u>177, 690</u>	<u>175, 270</u>	<u>171, 620</u>	<u>167, 980</u>	(10) +	L. Sept. 3							
10~12 13~15	182, 760 178, 510	179, 140 174, 910	175, 530 171, 310	173, 110 168, 910	170, 700	168, 290	164, 680 160, 510	161, 060 156, 910	<u>(10) 目</u> 地域区分	立援助ホ	<u> </u>						
$\frac{15^{\circ}-15}{16\sim18}$	175, 680	174, 910	168, 500	166, 110	166, 510 163, 710	164, 110 161, 320	157, 730	156, 910 154, 140	<u>地域区分</u> 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	<u>6/100</u>	3/100	<u>その他</u>
19人以上	173, 290	169, 700	166, 120	163, 730	161, 340	158, 950	155, 370	151, 790		<u>円</u>							
									<u>6人まで</u>	<u>203, 370</u>	<u>199, 690</u>	<u>196, 010</u>	<u>193, 560</u>	<u>191, 110</u>	<u>188, 660</u>	<u>184, 980</u>	<u>181, 300</u>
(12) フ	アミリー	ホーム							7~9人	<u>189, 230</u>	185, 600	<u>181, 970</u>	179, 550	<u>177, 130</u>	174, 720	<u>171, 090</u>	167, 460
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	$\frac{10\sim12}{13\sim15}$	182, 150 177, 910	178, 550 174, 320	174, 950 170, 740	172, 550 168, 350	170, 150 165, 950	167, 750 163, 560	164, 140 159, 980	160, 540 156, 390
定員又は現員	円	円	<u>円</u>	<u>107 100</u> 円	円	<u>5, 100</u> 円	<u> </u>	<u>でが起</u> 円	$\frac{15^{\circ} - 15}{16 \sim 18}$	177, 910	174, 520 171, 500	167, 930	165, 540	163, 160	160, 770	159, 980 157, 200	150, 590 153, 620
1人につき	157, 740	155, 820	153, 890	152, 610	151, 330	150, 050	148, 120	146, 200	<u>19人以上</u>	172, 690	169, 120	165, 550	163, 170	160, 790	158, 410	154, 840	151, 270

			Ī	<u> </u>									現行				
(13)	時保護所								(11) —	時保護所							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
, _ , _ ,	円	円	円	円	円	円	円	円	, _ ,	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	9, 155, 070	8, 932, 610	8,710,150	8, 561, 850	8, 413, 540	8, 265, 240	8, 042, 780	7, 820, 320	5人まで	9, 118, 520	8, 896, 940	8,675,350	8, 527, 630	8, 379, 910	8, 232, 180	8,010,600	7, 789, 010
6~10人	14, 073, 220	13, 729, 03	13, 384, 850	13, 155, 390	12, 925, 930	12, 696, 480	12, 352, 290	12, 008, 110	6~10人	14, 016, 780	13, 673, 940	13, 331, 110	13, 102, 560	12, 874, 000	12, 645, 450	12, 302, 610	11, 959, 780
11~15	18, 991, 360	18, 525, 450	18, 059, 540	17, 748, 940	17, 438, 330	17, 127, 720	16, 661, 810	16, 195, 900	11~15	18, 915, 030	18, 450, 950	17, 986, 870	17, 677, 480	17, 368, 100	17, 058, 710	16, 594, 630	<u>16, 130, 540</u>
16~20	23, 909, 510	23, 321, 870	22, 734, 230	22, 342, 480	21, 950, 720	21, 558, 960	20, 971, 320	20, 383, 690	16~20	23, 813, 290	23, 227, 950	22, 642, 620	22, 252, 410	21, 862, 190	21, 471, 970	20, 886, 640	20, 301, 310
21~25	28, 827, 650	28, 118, 290	27, 408, 930	26, 936, 020	26, 463, 110	25, 990, 200	25, 280, 840	24, 571, 480	21~25	28, 711, 540	28, 004, 960	27, 298, 380	26, 827, 340	26, 356, 280	25, 885, 230	25, 178, 650	24, 472, 070
26~30	33, 745, 800	32, 914, 710	32, 083, 620	31, 529, 560	30, 975, 500	30, 421, 440	29, 590, 350	28, 759, 270	26~30	33, 609, 790	32, 781, 960	31, 954, 140	31, 402, 260	30, 850, 380	30, 298, 490	29, 470, 670	28, 642, 830
31~35	38, 663, 950	37, 711, 130	<u>36, 758, 310</u>	<u>36, 123, 110</u>	<u>35, 487, 890</u>	34, 852, 680	33, 899, 870	32, 947, 060	31~35	<u>38, 508, 050</u>	37, 558, 970	36, 609, 900	35, 977, 190	35, 344, 470	34, 711, 750	33, 762, 680	<u>32, 813, 600</u>
36~40	43, 582, 090	42, 507, 550	41, 433, 000	40, 716, 650	40, 000, 290	39, 283, 920	38, 209, 380	37, 134, 840	36~40	43, 406, 300	42, 335, 970	41, 265, 650	40, 552, 110	39, 838, 570	39, 125, 010	38, 054, 690	36, 984, 360
41~45	48, 500, 240	47, 303, 960	46, 107, 700	45, 310, 190	44, 512, 680	43, 715, 170	42, 518, 900	41, 322, 630	41~45	48, 304, 560	47, 112, 980	45, 921, 410	45, 127, 040	44, 332, 660	43, 538, 270	42, 346, 700	41, 155, 130
46~50	53, 418, 380	52, 100, 380	50, 782, 390	49, 903, 740	49, 025, 070	48, 146, 410	46, 828, 410	<u>45, 510, 420</u>	46~50	53, 202, 810	51, 889, 980	50, 577, 170	49, 701, 970	48, 826, 750	47, 951, 530	46, 638, 720	45, 325, 890
51~55	58, 336, 530	56, 896, 800	55, 457, 080	54, 497, 280	53, 537, 460	52, 577, 650	51, 137, 930	49, 698, 210	51~55	58, 101, 060	56, 666, 990	55, 232, 920	54, 276, 890	53, 320, 850	52, 364, 790	50, 930, 730	49, 496, 650
56~60	63, 254, 680	61, 693, 220	60, 131, 780	59, 090, 820	58, 049, 850	57, 008, 890	55, 447, 440	53, 886, 000	56~60	62, 999, 320	61, 443, 990	59, 888, 680	58, 851, 820	57, 814, 940	56, 778, 060	55, 222, 740	53, 667, 420
61~65	68, 172, 820	66, 489, 640	64, 806, 470	63, 684, 370	62, 562, 250	61, 440, 130	59, 756, 960	<u>58, 073, 790</u>	61~65	67, 897, 570	66, 221, 000	64, 544, 440	63, 426, 740	62, 309, 040	61, 191, 320	59, 514, 760	57, 838, 180
66~70	73, 090, 970	71, 286, 060	69, 481, 160	68, 277, 910	67, 074, 640	65, 871, 370	64, 066, 470	62, 261, 580	66~70	72, 795, 830	70, 998, 000	69, 200, 190	68, 001, 670	66, 803, 130	65, 604, 580	63, 806, 770	62, 008, 950
						※1か	所当たり	の年額							※1か	所当たり	の年額

				·/ ///									マロノー				
			Ę	改正後_									現行				
2 加算分(削除)	保護単価								(1) 小	保護単価 規模施設 養護施設 18/100 円 16,500 13,200 9,900	加算分保 15/100 円 16, 150 12, 920 9, 690	護単価 12/100 円 15,790 12,630 9,470	10/100	8/100 円 15, 320 12, 250 9, 190	6/100	3/100 円 14,720 11,780 8,830	その他 円 14,370 11,490 8,620
地域区分	<u>童養護施</u> <u>18/100</u>	設の乳児 15/100	加算分保 12/100	<u>護単価</u>	8/100	6/100	3/100	その他	((13)カ	ら移動)							
<u>現員</u> 1人につき	<u>円</u> 225, 520	<u>円</u> 220, 630	<u>円</u> 215, 730	<u>円</u> 212, 470	<u>円</u> 209, 210	<u>円</u> 205, 950	<u>円</u> 201, 050	<u>円</u> 196, 160									
_ <u>(2)児</u> 地域区分	<u>童養護施</u>								(新規)								
<u>現員</u> 1人につき	18/100 円 210, 520	<u>15/100</u> <u>円</u> 206, 020	<u>12/100</u> <u>円</u> 201, 530	10/100 円 198, 540	8/100 <u>円</u> 195, 540	<u>6/100</u> <u>円</u> 192, 550	<u>3/100</u> <u>円</u> 188, 050	<u>その他</u> 円 183, 560									
	童養護施				100,010	102,000	100,000	100,000	((14)カ	ら移動)							
<u>地域区分</u> <u>現員</u> 1人につき	<u>18/100</u> <u>円</u>	<u>15/100</u> <u>円</u>	<u>12/100</u> <u>円</u>	<u>10/100</u> <u>円</u>	<u>8/100</u> <u>⊞</u>	<u>6/100</u> <u>円</u>	<u>3/100</u> <u>⊞</u>	<u>その他</u> 円									
	<u>149,400</u> 童養護施	146, 210 設の年少	<u>143,020</u> 児加算分	140,900 保護単価	<u>138, 770</u>	136, 640	133, 460	130, 270	((15) 2)	≥ 10 €L\							
<u>地域区分</u> 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>	((15)カ	り移動)							
1人につき	<u>円</u> 31, 720	<u>円</u> 31, 040	<u>円</u> 30, 360	<u>円</u> 29, 910	<u>円</u> 29, 460	<u>円</u> 29, 010	<u>円</u> 28, 330	<u>円</u> 27, 660									

改正後 現行 (5) 里親支援専門相談員加算分保護単価 (新規) 児童養護施設 地域区分 18/100 15/100 12/100 10/100 8/100 6/100 3/100 その他 定員 円 円 円 円 円 円 円 円 30人まで 16,830 16, 470 16, 110 15,870 15,640 15, 400 15,040 14,680 31~35人 14, 420 14, 120 13,810 13,610 13,400 13, 200 12,580 12,890 11,550 <u>11, 01</u>0 36**∼** 40 12,620 12,350 12,080 11,900 11,730 11,280 $41 \sim 45$ 11, 220 10,980 10,740 10,580 10, 420 10, 260 10,020 9,790 46∼ 50 9,880 9,670 9,380 10,090 9,520 9,240 9,020 8,810 $51 \sim 55$ 8,980 8,530 8,010 9, 180 8,790 8,660 8,400 8,200 56~ 60 8,410 <u>8, 23</u>0 8,050 7,930 7,820 7,700 7,520 7,340 $61\sim65$ 7,760 7,600 7,430 7,320 7,210 7, 100 6,940 6,770 $66 \sim 70$ 6,900 6,290 7,210 7,060 6,800 6,700 6,600 6,440 $71 \sim 75$ 6,730 6,590 6,440 6,350 6,250 6, 160 6,010 5,870 $76 \sim 80$ 5,860 5,500 6,310 6, 170 6,040 5,950 5,770 5,640 81~ 85 5,940 5,810 5,680 5,600 5,520 5,430 5,310 5, 180 $86\sim 90$ 5,610 5, 490 5,370 5,290 5,210 5, 130 5,010 4,890 $91 \sim 95$ 5,310 5, 200 5,080 5,010 4,930 4,860 4,750 4,630 96~100 5,040 4,940 4,830 4,760 4,690 4,620 4,510 4,400 $101 \sim 105$ 4,800 4,700 4,600 4,530 4,460 4,400 4,290 4, 190 106~110 4,590 4, 490 4, 390 4,330 4,260 4,200 4, 100 4,000 111~115 4,390 4, 290 4, 200 4, 140 4,080 4,010 3,920 3,830 3,760 116~120 4,200 4, 110 4,020 3,960 3,910 3,850 3,670 $121 \sim 125$ 4,040 3,950 3,860 3,810 3,750 3,690 3,610 3,520 $126 \sim 130$ 3,880 3,800 3,710 3,660 3,600 3,550 3,470 3,380 $131 \sim 135$ 3,740 3,660 3,580 3,520 3,470 3,420 3,340 3,260 $136 \sim 140$ 3,600 3,530 3,450 3,400 3,350 3,300 3,220 <u>3, 14</u>0 $141 \sim 145$ 3,480 3,400 3, 330 3,280 3,230 3,030 3, 180 3, 110 $146 \sim 150$ 3,360 3, 290 3, 220 3, 170 3, 120 3,080 3,000 2,930 151人以上 3, 250 3, 180 3, 110 3,070 3,020 2,980 2,910 2,840

				改正後				
			<u>.</u>	<u> </u>				
<u>1</u> =	乳児院							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
<u>定員</u>	 円		<u> </u>	<u> </u>	 <u>円</u>	<u> </u>	 円	<u> </u>
<u>10人まで</u>	50, 490	49, 420	48, 340	47, 630	46, 910	46, 200	45, 130	44, 050
11~15人	33, 660	32, 940	32, 230	31, 750	31, 270	30, 800	30, 080	29, 370
16~20人	25, 240	24, 710	24, 170	23, 810	23, 450	23, 100	22, 560	22, 020
21~25	20, 190	19, 760	19, 340	19,050	18, 760	18, 480	18, 050	17, 620
$\frac{21-20}{26\sim30}$	16, 830	16, 470	16, 110	15, 870	15, 640	15, 400	15, 040	14, 680
$\frac{25-35}{31\sim35}$	14, 420	14, 120	13, 810	13,610	13, 400	13, 200	12,890	12, 580
$\frac{36 \sim 30}{36 \sim 40}$	12, 620	12, 350	12, 080	11,900	11,730	11, 550	11, 280	11, 010
$\frac{30-10}{41\sim45}$	11, 220	10, 980	10, 740	10, 580	10, 420	10, 260	10, 020	9, 790
<u>46∼ 50</u>	10, 090	9,880	9,670	9, 520	9, 380	9, 240	9,020	8, 810
<u>51∼ 55</u>	9, 180	8, 980	8, 790	8,660	8,530	8, 400	8, 200	8, 010
<u>56∼ 60</u>	8, 410	8, 230	8, 050	7,930	7,820	7, 700	7, 520	7, 340
<u>61∼ 65</u>	7, 760	7,600	7, 430	7, 320	7, 210	7, 100	6, 940	6, 770
<u>66∼ 70</u>	7, 210	7,060	6, 900	6,800	6,700	6,600	6, 440	6, 290
<u>71∼ 75</u>	6,730	<u>6, 590</u>	6, 440	<u>6, 350</u>	<u>6, 250</u>	6, 160	6,010	5,870
<u>76∼ 80</u>	<u>6, 310</u>	<u>6, 170</u>	6,040	<u>5, 950</u>	<u>5,860</u>	<u>5, 770</u>	5,640	<u>5, 500</u>
<u>81∼ 85</u>	5,940	<u>5, 810</u>	<u>5, 680</u>	<u>5,600</u>	<u>5, 520</u>	<u>5, 430</u>	<u>5, 310</u>	5, 180
<u>86∼ 90</u>	5,610	5, 490	<u>5, 370</u>	5, 290	<u>5, 210</u>	<u>5, 130</u>	5,010	4,890
91人以上	<u>5, 310</u>	<u>5, 200</u>	5, 080	<u>5,010</u>	<u>4,930</u>	4,860	4,750	4,630
1								
1								

改正後 現行 (6) 心理担当職員加算分保護単価(常勤単価) ((8)から一部移動) ア 児童養護施設、児童自立支援施設 地域区分 18/100 15/100 12/100 8/100 その他 10/100 6/100 3/100 定員 円 円 円 円 円 30人まで 16,560 16, 210 15,850 15,610 15, 370 15, 130 14,780 14, 420 31~35人 14, 200 13,890 13,580 13,380 13, 170 12,970 12,660 12, 360 $36 \sim 40$ 12, 420 12, 150 11,890 11,710 11,530 11, 350 11,080 10,810 $41 \sim 45$ 10,800 10,560 10, 250 10,090 9,610 11,040 10,410 9,850 $46 \sim 50$ 9,940 9,720 9,510 9,360 9,220 9,080 8,860 8,650 7,860 $51\sim55$ 9,030 8,840 8,640 8,510 8,380 8,250 8,060 $56 \sim 60$ 8,280 8, 100 7,920 7,800 7,680 7,560 7,390 7,210 $61\sim65$ 7,640 7,480 7,310 7,200 7,090 6,980 6,820 6,650 $66\sim 70$ 7, 100 6,940 6,790 6,690 6,590 6,480 6,330 6, 180 $71 \sim 75$ 6,620 6,480 6,340 6,240 <u>6,</u> 150 6,050 5,910 5,760 $76\sim~80$ 6,210 6,070 5,940 5,850 5,760 5,670 5,540 5,400 81~ 85 5,590 5, 420 5,090 5,840 5,720 5,510 5, 340 5,210 $86\sim 90$ 5,520 5, 400 5, 280 5,200 5, 120 5,040 4,920 4,800 $91\sim 95$ 5,230 5, 110 5,000 4,930 4,850 4,780 4,660 4,550 $96 \sim 100$ 4,970 4,860 4,750 4,680 4,610 4,540 4,430 4,320 $101 \sim 105$ 4,730 4,630 4,520 4,460 4,390 4,320 4,220 4, 120 106~110 4,510 4,420 4,320 4,250 4, 190 4, 120 4,030 3,930 111~115 4,320 4, 220 4, 130 4,070 4,010 3,940 3,850 3,760

116~120

121~125

 $126 \sim 130$

 $131 \sim 135$

 $136 \sim 140$

 $141 \sim 145$

 $146 \sim 150$

151人以上

4, 140

3,970

3,820

3,680

3,550

3,420

3,310

3,200

4,050

3,890

3,740

3,600

<u>3, 4</u>70

<u>3, 35</u>0

3, 240

3, 130

3,960

3,800

3,650

3,520

3,390

3, 280

3, 170

3,060

3,900

3,740

3,600

3,470

3,340

3,230

3, 120

3,020

3,840

3,690

3,540

3,410

3, 290

3, 180

3,070

2,970

3,780

3,630

3,490

3,360

3, 240

3, 130

3,020

2,930

3,690

3,540

3,410

3,280

3, 160

3,050

2,950

2,860

3,600

3,460

3,320

3,200

3,090

2,980

2,880

2,790

イ 乳児院

	<u> 1070/96</u>							
<u>地域区分</u> 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>
	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
<u>10人まで</u>	49, 700	48,630	47, 550	46,840	46, 120	45, 410	44, 340	43, 260
11~15人	33, 130	32, 420	<u>31, 700</u>	31, 220	30, 750	30, 270	29, 560	28, 840
16~20人	24, 850	24, 310	23, 770	23, 420	23,060	22, 700	22, 170	<u>21,630</u>
<u>21~25</u>	19,880	19, 450	<u>19, 020</u>	18,730	18, 450	<u>18, 160</u>	17,730	<u>17, 300</u>
<u>26∼30</u>	16, 560	<u>16, 210</u>	<u>15, 850</u>	<u>15, 610</u>	<u>15, 370</u>	<u>15, 130</u>	14,780	<u>14, 420</u>
<u>31∼35</u>	14, 200	13,890	13, 580	13, 380	<u>13, 170</u>	12,970	12,660	12, 360
<u>36∼40</u>	12, 420	12, 150	11,890	11,710	<u>11, 530</u>	11, 350	<u>11,080</u>	<u>10, 810</u>
<u>41~45</u>	11,040	10,800	10, 560	10, 410	10, 250	10,090	9,850	9,610
<u>46∼ 50</u>	9,940	9,720	<u>9, 510</u>	9,360	<u>9, 220</u>	9,080	8,860	8,650
<u>51∼ 55</u>	9,030	<u>8,840</u>	8,640	8,510	8, 380	<u>8, 250</u>	8,060	7,860
<u>56∼ 60</u>	8, 280	8, 100	7,920	7,800	7,680	7, 560	7, 390	7,210
<u>61∼ 65</u>	7,640	7, 480	7,310	7, 200	7,090	<u>6, 980</u>	<u>6,820</u>	6,650
<u>66∼ 70</u>	<u>7, 100</u>	6, 940	6, 790	6,690	6, 590	<u>6, 480</u>	6,330	<u>6, 180</u>
$71 \sim 75$	<u>6,620</u>	<u>6, 480</u>	<u>6, 340</u>	<u>6, 240</u>	<u>6, 150</u>	<u>6,050</u>	<u>5, 910</u>	<u>5, 760</u>
<u>76∼ 80</u>	<u>6, 210</u>	6,070	5, 940	5,850	5, 760	5,670	5, 540	<u>5, 400</u>
<u>81∼ 85</u>	<u>5, 840</u>	5, 720	5, 590	5, 510	5, 420	<u>5, 340</u>	<u>5, 210</u>	<u>5,090</u>
<u>86∼ 90</u>	<u>5, 520</u>	5, 400	<u>5, 280</u>	5, 200	<u>5, 120</u>	5,040	<u>4, 920</u>	<u>4,800</u>
91人以上	<u>5, 230</u>	<u>5, 110</u>	<u>5, 000</u>	<u>4,930</u>	<u>4,850</u>	<u>4, 780</u>	<u>4,660</u>	<u>4,550</u>

ウ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで 世帯	<u>円</u> 33, 130	<u>円</u> 32, 420	<u>円</u> 31, 700	<u>円</u> 31, 220	<u>円</u> 30, 750	<u>円</u> 30, 270	<u>円</u> 29, 560	<u>円</u> 28, 840
11~20	24,850	<u>24, 310</u>	23,770	23, 420	23,060	22, 700	<u>22, 170</u>	<u>21, 630</u>
<u>21∼30</u>	<u>16, 560</u>	<u>16, 210</u>	<u>15, 850</u>	<u>15, 610</u>	<u>15, 370</u>	<u>15, 130</u>	14, 780	14, 420
<u>31~40</u>	12, 420	<u>12, 150</u>	<u>11, 890</u>	<u>11,710</u>	11,530	11, 350	<u>11,080</u>	10,810
<u>41~50</u>	9,940	9,720	<u>9, 510</u>	9,360	9, 220	9,080	8,860	8,650
51世帯以上	<u>8, 280</u>	<u>8, 100</u>	<u>7, 920</u>	<u>7,800</u>	<u>7,680</u>	<u>7, 560</u>	<u>7, 390</u>	<u>7, 210</u>

			Ī	改正後					現行
	別対応職 乳幼児10								((9)から一部移動)
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	
1人につき	<u>円</u> 55, 220	<u>円</u> 54, 030	<u>円</u> 52, 840	<u>円</u> 52, 040	<u>円</u> 51, 250	<u>円</u> 50, 450	<u>円</u> 49, 260	<u>円</u> 48, 070	
	母子生活	支援施設							
<u>地域区分</u> 定員	<u>18/100</u>	<u>15/100</u>	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>	
10世帯まで <u>世</u> 帯	<u>円</u> 33, 130	<u>円</u> 32, 420	<u>円</u> 31,700	<u>円</u> 31, 220	<u>円</u> 30, 750	<u>円</u> 30, 270	<u>円</u> 29, 560	<u>円</u> 28, 840	
<u>11 ∼ 20</u>	24, 850	24, 310	23,770	23, 420	23, 060	<u>22, 700</u>	22, 170	21, 630	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	16, 560 12, 420	16, 210 12, 150	15, 850 11, 890	15, 610 11, 710	15, 370 11, 530	15, 130 11, 350	14, 780 11, 080	14, 420 10, 810	
<u>41 ~ 50</u> 51世帯以上	9, 940 8 280	9, 720 8, 100	9,510 7,920	9, 360 7, 800	9, 220 7, 680	9,080 7,560	8,860 7,390	8, 650 7, 210	
51世帯以上	8, 280_	8,100	7, 920	7,800	7,680	7,560	7, 390	7,210	

(8) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
, -, ,	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14, 980	14,660	14, 350	<u>14, 130</u>	<u>13, 920</u>	<u>13, 710</u>	13, 390	<u>13, 070</u>
31~35人	12,840	12, 570	<u>12, 300</u>	<u>12, 110</u>	<u>11, 930</u>	11,750	11,480	<u>11, 200</u>
<u>36∼ 40</u>	11, 240	<u>11,000</u>	<u>10, 760</u>	<u>10,600</u>	10, 440	<u>10, 280</u>	<u>10, 040</u>	<u>9,800</u>
<u>41∼ 45</u>	<u>9, 990</u>	9,770	9, 560	<u>9, 420</u>	<u>9, 280</u>	9, 140	8,930	<u>8,710</u>
<u>46∼ 50</u>	8,990	<u>8,800</u>	8,610	8,480	8,350	8, 220	8,030	7,840
<u>51∼ 55</u>	<u>8, 170</u>	<u>8,000</u>	7,820	<u>7,710</u>	<u>7, 590</u>	7, 480	7,300	<u>7, 130</u>
<u>56∼ 60</u>	<u>7, 490</u>	<u>7, 330</u>	<u>7, 170</u>	<u>7,060</u>	<u>6,960</u>	<u>6,850</u>	<u>6,690</u>	<u>6, 530</u>
<u>61∼ 65</u>	6,910	6,770	6,620	<u>6, 520</u>	6, 420	<u>6, 330</u>	<u>6, 180</u>	<u>6,030</u>
<u>66∼ 70</u>	<u>6, 420</u>	<u>6, 280</u>	<u>6, 150</u>	<u>6,050</u>	<u>5, 960</u>	5,870	5,740	<u>5,600</u>
$71 \sim 75$	<u>5, 990</u>	<u>5, 860</u>	5, 740	<u>5, 650</u>	<u>5, 570</u>	<u>5, 480</u>	<u>5, 350</u>	<u>5, 230</u>
<u>76∼ 80</u>	<u>5, 620</u>	<u>5, 500</u>	<u>5, 380</u>	<u>5, 300</u>	<u>5, 220</u>	<u>5, 140</u>	<u>5, 020</u>	<u>4,900</u>
<u>81∼ 85</u>	<u>5, 290</u>	<u>5, 170</u>	<u>5, 060</u>	<u>4,990</u>	<u>4,910</u>	4,840	4,720	<u>4,610</u>
<u>86∼ 90</u>	<u>4, 990</u>	4,890	4,780	<u>4,710</u>	<u>4,640</u>	4,570	4,460	<u>4, 350</u>
<u>91∼ 95</u>	4,730	4,630	4,530	<u>4, 460</u>	<u>4, 390</u>	4, 330	4,230	<u>4, 130</u>
<u>96~100</u>	<u>4, 490</u>	<u>4, 400</u>	4, 300	<u>4, 240</u>	<u>4, 170</u>	<u>4, 110</u>	<u>4,010</u>	<u>3, 920</u>
<u>101~105</u>	<u>4, 280</u>	4, 190	<u>4, 100</u>	<u>4,040</u>	<u>3, 970</u>	3,910	3,820	3,730
<u>106∼110</u>	<u>4, 080</u>	<u>4,000</u>	3,910	3,850	3,790	3,740	3,650	3, 560
<u>111~115</u>	<u>3, 910</u>	3,820	3,740	<u>3,680</u>	<u>3,630</u>	3,570	3,490	<u>3, 410</u>
<u>116~120</u>	<u>3, 740</u>	<u>3,660</u>	3,580	<u>3, 530</u>	<u>3, 480</u>	<u>3, 420</u>	<u>3, 340</u>	<u>3, 260</u>
<u>121~125</u>	3, 590	3, 520	3, 440	3,390	3, 340	3, 290	3,210	<u>3, 130</u>
<u>126~130</u>	3, 450	3, 380	3, 310	<u>3, 260</u>	<u>3, 210</u>	3, 160	3,090	<u>3,010</u>
<u>131∼135</u>	3, 330	<u>3, 260</u>	<u>3, 180</u>	<u>3, 140</u>	<u>3,090</u>	<u>3, 040</u>	<u>2,970</u>	<u>2,900</u>
<u>136~140</u>	<u>3, 210</u>	<u>3, 140</u>	3,070	<u>3,030</u>	<u>2, 980</u>	<u>2, 930</u>	<u>2,870</u>	<u>2,800</u>
<u>141~145</u>	<u>3, 100</u>	<u>3, 030</u>	<u>2,960</u>	<u>2,920</u>	<u>2,880</u>	<u>2,830</u>	<u>2,770</u>	<u>2,700</u>
<u>146~150</u>	<u>2, 990</u>	<u>2, 930</u>	<u>2,870</u>	<u>2,820</u>	<u>2, 780</u>	<u>2,740</u>	<u>2,670</u>	<u>2,610</u>
151人以上	<u>2, 900</u>	<u>2,830</u>	<u>2, 770</u>	<u>2,730</u>	<u>2,690</u>	<u>2, 650</u>	<u>2, 590</u>	<u>2, 530</u>

現行

(2) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

	(1) 主义(1)							
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,930	14,610	14, 290	14,080	<u>13, 870</u>	13,660	13, 340	13,030
31~ 40人	11,940	11,690	11, 440	11, 270	<u>11, 100</u>	<u>10, 930</u>	10,670	10, 420
<u>41∼ 50</u>	8,960	8,770	8, 580	8, 450	8, 320	8, 190	<u>8,000</u>	7,810
<u>51∼ 60</u>	<u>8,060</u>	7,890	7,720	7,600	7, 490	<u>7, 370</u>	<u>7, 200</u>	<u>7,030</u>
<u>61∼ 70</u>	7, 160	7,010	6,860	6, 760	6,660	6, 550	6, 400	6, 250
<u>71∼ 80</u>	<u>6,270</u>	<u>6, 130</u>	<u>6,000</u>	5, 910	<u>5,820</u>	5, 740	<u>5, 600</u>	5,470
<u>81∼ 90</u>	<u>5,370</u>	<u>5, 260</u>	<u>5, 140</u>	5,070	<u>4, 990</u>	<u>4, 920</u>	<u>4,800</u>	4,690
<u>91~100</u>	4,480	4, 380	4, 290	4, 220	<u>4, 160</u>	<u>4, 100</u>	<u>4,000</u>	3,900
<u>101~110</u>	<u>4, 180</u>	<u>4,090</u>	<u>4,000</u>	<u>3, 940</u>	<u>3,880</u>	<u>3,820</u>	<u>3, 730</u>	<u>3,640</u>
<u>111~120</u>	3,880	<u>3,800</u>	<u>3, 710</u>	<u>3, 660</u>	<u>3,600</u>	<u>3, 550</u>	<u>3, 470</u>	<u>3,380</u>
<u>121~130</u>	<u>3, 580</u>	3,500	3, 430	3, 380	3, 330	<u>3, 280</u>	<u>3, 200</u>	<u>3, 120</u>
<u>131~140</u>	3,280	<u>3, 210</u>	<u>3, 140</u>	<u>3, 100</u>	<u>3, 050</u>	<u>3,000</u>	<u>2, 930</u>	<u>2,860</u>
<u>141~150</u>	<u>2,980</u>	<u>2, 920</u>	<u>2,860</u>	<u>2,810</u>	<u>2,770</u>	<u>2, 730</u>	<u>2,670</u>	<u>2,600</u>
<u>151~160</u>	<u>2,880</u>	<u>2,820</u>	<u>2, 760</u>	<u>2,720</u>	<u>2,680</u>	<u>2,640</u>	<u>2, 580</u>	<u>2,510</u>
161人以上	<u>2,780</u>	<u>2, 720</u>	<u>2, 660</u>	<u>2, 630</u>	<u>2, 590</u>	<u>2, 550</u>	<u>2, 490</u>	<u>2, 430</u>

			Ī	改正後									現行				
,	旧本点上	+-1							,	日本占土	+						
	児童自立	文援施設		1				1		児重日立.	支援施設			1			
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>15, 860</u>	<u>15, 520</u>	<u>15, 170</u>	14, 950	14, 720	<u>14, 490</u>	<u>14, 150</u>	<u>13, 810</u>	30人まで	<u>15, 800</u>	15, 460	<u>15, 120</u>	14,890	14,660	14, 440	<u>14, 100</u>	13, 760
31~35人	<u>13, 590</u>	<u>13, 300</u>	<u>13, 010</u>	<u>12, 810</u>	<u>12, 610</u>	<u>12, 420</u>	<u>12, 130</u>	<u>11, 830</u>	31~ 40人	<u>12, 640</u>	<u>12, 370</u>	<u>12, 090</u>	<u>11, 910</u>	<u>11, 730</u>	<u>11, 550</u>	<u>11, 280</u>	<u>11,000</u>
<u>36∼ 40</u>	11,890	<u>11, 640</u>	<u>11, 380</u>	<u>11, 210</u>	<u>11, 040</u>	<u>10, 870</u>	10,610	<u>10, 350</u>	<u>41~ 50</u>	9, 480	9, 270	9,070	<u>8, 930</u>	8,800	8,660	8, 460	<u>8, 250</u>
<u>41∼ 45</u>	10, 570	10, 340	<u>10, 110</u>	9,960	9,810	9,660	9, 430	<u>9, 200</u>	<u>51~ 60</u>	<u>8, 530</u>	8, 350	8, 160	8,040	7, 920	7, 790	<u>7, 610</u>	7, 430
<u>46∼ 50</u>	9, 510	9, 310	9, 100	8,970	8,830	<u>8, 690</u>	8, 490	8, 280	<u>61∼ 70</u>	7,580	7, 420	<u>7, 250</u>	7, 150	7,040	6, 930	<u>6, 760</u>	<u>6, 600</u>
<u>51∼ 55</u>	8, 650 5, 650	8, 460	8, 270	<u>8, 150</u>	8,030	7, 900	7,710	7, 530	<u>71∼ 80</u>	<u>6, 630</u>	<u>6, 490</u>	<u>6, 350</u>	<u>6, 250</u>	<u>6, 160</u>	<u>6, 060</u>	<u>5, 920</u>	<u>5,770</u>
<u>56∼ 60</u>	7, 930	<u>7, 760</u>	<u>7, 580</u>	7, 470	7, 360	7, 240	<u>7,070</u>	<u>6, 900</u>	81~ 90	<u>5, 680</u>	<u>5, 560</u>	<u>5, 440</u>	<u>5, 360</u>	<u>5, 280</u>	<u>5, 190</u>	<u>5, 070</u>	4,950
<u>61∼ 65</u>	7, 320	7, 160	7,000	6,900	6, 790	6,680	6,530	<u>6, 370</u>	91~100	4,740	4,630	4,530	4, 460	4, 400	4, 330	4, 230	4, 120
<u>66∼ 70</u>	6, 790	<u>6, 650</u>	<u>6, 500</u>	<u>6, 400</u>	<u>6, 300</u>	<u>6, 210</u>	<u>6, 060</u>	<u>5, 910</u>	101~110	4, 420	4, 330	4, 230	4, 170	4, 100	4,040	3, 940	3,850
$\frac{71 \sim 75}{76 \sim 90}$	<u>6, 340</u>	<u>6, 200</u>	<u>6, 070</u>	<u>5, 980</u>	<u>5, 880</u>	<u>5, 790</u>	<u>5, 660</u>	<u>5, 520</u>	111~120	<u>4, 100</u>	<u>4, 020</u>	3, 930	3,870	3,810	3, 750	3,660	3, 570
<u>76∼ 80</u>	<u>5, 940</u>	<u>5, 820</u>	<u>5, 690</u>	<u>5,600</u>	<u>5, 520</u>	<u>5, 430</u>	5, 300	<u>5, 170</u>	121~130	3,790	3,710	3,630	3, 570	3, 520	3, 460	3, 380	3,300
81~ 85	<u>5, 590</u>	<u>5, 470</u>	<u>5, 350</u>	<u>5, 270</u>	<u>5, 190</u>	<u>5, 110</u>	4,990	<u>4, 870</u>	131~140	3,470	3, 400	3, 320	3, 270	3, 220	3, 170	3, 100	3,020
<u>86∼ 90</u>	<u>5, 280</u>	<u>5, 170</u>	<u>5, 050</u>	<u>4, 980</u>	<u>4, 900</u>	<u>4, 830</u>	4,710	4,600	141~150	3, 160	3,090	3, 020	2, 970	<u>2, 930</u>	2, 880	2, 820	2,750
91~ 95	<u>5, 000</u>	<u>4, 900</u>	<u>4, 790</u>	<u>4, 720</u>	<u>4,640</u>	<u>4, 570</u>	<u>4, 460</u>	4, 360	151人以上	<u>3, 050</u>	<u>2, 990</u>	<u>2, 920</u>	2,880	<u>2,830</u>	<u>2, 790</u>	<u>2, 720</u>	<u>2,660</u>
96~100	<u>4, 750</u>	<u>4, 650</u>	<u>4, 550</u>	<u>4, 480</u>	<u>4, 410</u>	4, 340	4, 240	4, 140									
101~105	4, 530	4, 430	4, 330	<u>4, 270</u>	4, 200	<u>4, 140</u>	<u>4, 040</u>	3, 940									
106~110	4, 320 4, 130	4, 230 4, 040	4, 130 3, 950	4,070 3,900	4,010 3,840	3, 950 3, 780	3,860 3,690	3, 760 3, 600									
$\frac{111\sim115}{116\sim120}$					3, 680												
	3, 960 3, 800	3, 880	3, 790	3, 730 3, 580		3, 620 2, 470	3, 530 3, 390	3, 450 3, 310									
$\frac{121\sim125}{126\sim130}$	3, 660	3, 720 3, 580	3, 640 3, 500	3, 450	3, 530 3, 390	3, 470 3, 340	3, 260	3, 180									
$\frac{120 - 130}{131 - 135}$	3, 520	3, 440	3, 370	3, 320	3, 390 3, 270	3, 220	3, 140	3, 160									
$\frac{131 - 135}{136 - 140}$	3, 390	3, 320	3, 250	3, 200	3, 150	3, 100	3, 030	2, 950									
$\frac{130^{-140}}{141 \sim 145}$	3, 280	3, 210	3, 140	3, 090	3, 040	2, 990	2, 920	2, 950 2, 850									
$\frac{141 - 145}{146 \sim 150}$	3, 170	3, 100	3, 030	2,990	2, 940	2, 890	$\frac{2,920}{2,830}$	$\frac{2,830}{2,760}$									
151人以上	3, 170	3, 000	2, 930	2,890	2, 840	2,800	$\frac{2,830}{2,730}$	2, 670									
131/(8/1	3,010	<u>5,000</u>	<u>2, 930</u>	2,030	2,040	<u>2,000</u>	2, 130	2,010									

			F	改正後					現行
			Ļ	<u>火工仅</u>					DEL 1
(9) 看護	師加算分	保護単価							((11)から移動)
<u>地域区分</u> 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>	
· · · · ·	<u>円</u>								
30人まで	<u>14, 730</u>	<u>14, 370</u>	<u>14, 010</u>	<u>13, 770</u>	<u>13, 530</u>	<u>13, 290</u>	<u>12, 930</u>	<u>12, 570</u>	
31~35人	<u>12, 620</u>	<u>12, 310</u>	<u>12, 010</u>	11,800	<u>11,600</u>	<u>11, 390</u>	<u>11, 080</u>	<u>10, 780</u>	
$36 \sim 40$	<u>11, 040</u>	10,770	10, 510	<u>10, 330</u>	<u>10, 150</u>	9,970	9,700	<u>9, 430</u>	
$41 \sim 45$	9,820	9,580	9, 340	9, 180	9,020	8,860	8,620	<u>8,380</u>	
$46 \sim 50$	8,830	<u>8,620</u>	<u>8, 400</u>	<u>8, 260</u>	<u>8, 120</u>	<u>7, 970</u>	7,760	<u>7,540</u>	
$51\sim 55$	<u>8, 030</u>	<u>7,830</u>	7,640	<u>7, 510</u>	<u>7, 380</u>	<u>7, 250</u>	<u>7,050</u>	<u>6,860</u>	
$56 \sim 60$	<u>7, 360</u>	<u>7, 180</u>	<u>7,000</u>	<u>6,880</u>	6,760	<u>6, 640</u>	6,460	<u>6, 280</u>	
$61\sim 65$	<u>6, 790</u>	6,630	6, 460	<u>6, 350</u>	6, 240	<u>6, 130</u>	5,970	<u>5,800</u>	
$66 \sim 70$	<u>6, 310</u>	<u>6, 150</u>	<u>6,000</u>	<u>5, 900</u>	<u>5,800</u>	<u>5, 690</u>	5, 540	<u>5, 390</u>	
$71 \sim 75$	<u>5, 890</u>	5, 740	<u>5, 600</u>	<u>5, 510</u>	<u>5, 410</u>	<u>5, 310</u>	<u>5, 170</u>	<u>5,030</u>	
$76 \sim 80$	<u>5, 520</u>	5, 380	5, 250	<u>5, 160</u>	5,070	<u>4, 980</u>	4,850	<u>4,710</u>	
$81 \sim 85$	<u>5, 190</u>	<u>5, 070</u>	<u>4, 940</u>	<u>4,860</u>	4,770	<u>4, 690</u>	4,560	<u>4, 430</u>	
$86 \sim 90$	<u>4, 910</u>	<u>4, 790</u>	<u>4,670</u>	<u>4, 590</u>	<u>4, 510</u>	<u>4, 430</u>	<u>4,310</u>	<u>4, 190</u>	
$91 \sim 95$	<u>4, 650</u>	<u>4, 530</u>	<u>4, 420</u>	<u>4, 350</u>	<u>4, 270</u>	<u>4, 190</u>	<u>4,080</u>	<u>3, 970</u>	
$96 \sim 100$	<u>4, 410</u>	<u>4, 310</u>	<u>4, 200</u>	<u>4, 130</u>	<u>4,060</u>	3, 980	3,880	<u>3,770</u>	
$101 \sim 105$	<u>4, 200</u>	<u>4, 100</u>	<u>4,000</u>	<u>3, 930</u>	3,860	3, 790	3,690	<u>3, 590</u>	
$106 \sim 110$	<u>4, 010</u>	<u>3, 920</u>	3,820	<u>3, 750</u>	3,690	<u>3, 620</u>	3,520	<u>3, 430</u>	
<u>111~115</u>	3,840	3,740	3,650	3, 590	3,530	3, 460	3,370	<u>3, 280</u>	
$116 \sim 120$	<u>3, 680</u>	3, 590	3, 500	<u>3, 440</u>	3, 380	<u>3, 320</u>	3,230	<u>3, 140</u>	
$121 \sim 125$	<u>3, 530</u>	3, 440	3, 360	3, 300	<u>3, 240</u>	<u>3, 190</u>	<u>3, 100</u>	<u>3, 010</u>	
$126 \sim 130$	<u>3, 390</u>	<u>3, 310</u>	3, 230	<u>3, 170</u>	<u>3, 120</u>	<u>3, 060</u>	2,980	<u>2, 900</u>	
$131 \sim 135$	<u>3, 270</u>	<u>3, 190</u>	<u>3, 110</u>	3,060	3,000	<u>2, 950</u>	<u>2,870</u>	<u>2, 790</u>	
$136 \sim 140$	<u>3, 150</u>	3,080	3,000	<u>2, 950</u>	2,900	2,840	2,770	<u>2,690</u>	
$141 \sim 145$	<u>3, 040</u>	<u>2, 970</u>	<u>2,890</u>	<u>2,850</u>	<u>2,800</u>	<u>2, 750</u>	<u>2,670</u>	<u>2,600</u>	
$146 \sim 150$	<u>2, 940</u>	<u>2,870</u>	<u>2,800</u>	<u>2, 750</u>	<u>2,700</u>	<u>2, 650</u>	2,580	<u>2,510</u>	
<u>151人以上</u>	<u>2, 850</u>	<u>2, 780</u>	<u>2,710</u>	<u>2,660</u>	<u>2,620</u>	<u>2, 570</u>	<u>2,500</u>	<u>2, 430</u>	

			Ī	改正後									現行				
(<u>10</u>)母-	子生活支持	爰施設保	育士加算	分保護単	価				(<u>3</u>) 母-	子生活支	援施設保	育士加算	分保護単	価			
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで 世帯	円 <u>29, 970</u>	円 <u>29, 330</u>	円 <u>28, 700</u>	円 <u>28, 270</u>	円 <u>27, 850</u>	円 <u>27, 420</u>	円 <u>26, 790</u>	円 <u>26, 150</u>	10世帯まで 世帯	円 29,860	円 <u>29, 230</u>	円 28, 590	円 28, 170	円 <u>27, 750</u>	円 <u>27, 330</u>	円 <u>26, 690</u>	円 <u>26, 060</u>
11~20 21~30	22, 480 14, 980	22, 000 14, 660	21, 520 14, 350	21, 200 14, 130	20, 880 13, 920	20, 570 13, 710	20,090 13,390	19,610 13,070	11~20 21~30	22, 400 14, 930	21, 920 14, 610	21, 440 14, 290	21, 130 14, 080	20, 810 13, 870	20, 490 13, 660	20, 020 13, 340	19,540 13,030
31~40 41~50 51世帯以上	13, 480 11, 990 10, 490	13, 200 11, 730 10, 260	12, 910 11, 480 10, 040	12,720 11,310 9,890	12, 530 11, 140 9, 740	12, 340 10, 970 9, 600	12, 050 10, 710 9, 370	11, 770 10, 460 9, 150	31~40 41~50 51世帯以上	13, 440 11, 940 10, 450	13, 150 11, 690 10, 230	12, 860 11, 430 10, 000	12, 670 11, 270 9, 860	12, 480 11, 100 9, 710	12, 290 10, 930 9, 560	12, 010 10, 670 9, 340	11,720 10,420 9,120
	子生活支	爰施設 <u>母</u>	子支援員	加算分保	護単価					子生活支	援施設母	子指導員	加算分保	護単価			
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
<u>10世帯</u> 20世帯	円 50, 310	円 49, 170	円 48, 040	円 47, 280	円 46, 520	円 45,770	円 44,630	円 43,490	1世帯につき	円 <u>25,060</u>	円 24, 490	円 <u>23, 930</u>	円 <u>23, 550</u>	円 23, 170	円 <u>22,800</u>	円 22, 230	円 <u>21,660</u>
		24,580 爱施設少 [。]	<u>24,020</u> 年指導員	<u>23,640</u> 兼事務員		<u>22,880</u> 護単価	22, 310	21,740	(5) 母-	子生活支	援施設少	年指導員	兼事務員	加算分保	護単価		
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
20世帯 世帯	円 23,880	円 23, 340	円 <u>22,810</u>	円 <u>22, 450</u>	円 22, 090	円 21,730	円 <u>21, 200</u>	円 20,660	20世帯 <u>まで</u> 世帯	円 <u>23, 790</u>	円 <u>23, 260</u>	円 <u>22, 720</u>	円 <u>22, 370</u>	円 <u>22, 010</u>	円 21,650	円 <u>21, 120</u>	円 <u>20,590</u>
21~30 31~40 41~50	15, 920 11, 940 10, 740	15, 560 11, 670 10, 500	15, 200 11, 400 10, 260	14, 960 11, 220 10, 100	14, 730 11, 040 9, 940	14, 490 10, 860 9, 780	14, 130 10, 600 9, 540	13, 770 10, 330 9, 300	21~30 31~40 41~50	15, 860 11, 890 10, 700	15, 500 11, 630 10, 460	15, 150 11, 360 10, 220	14, 910 11, 180 10, 060	14, 670 11, 000 9, 900	14, 430 10, 820 9, 740	14, 080 10, 560 9, 500	13, 720 10, 290 9, 260
51世帯以上	9, 550	9, 330	9, 120	8,980	8,830	8, 690	8,480	8, 260	51世帯以上	9,510	9,300	9,090	8,940	8, 800 8, 800	8,660	8, 450	8, 230 8, 230

(13) 小規模グループケア加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

/ 1 두 4 나니								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>20, 070</u>	<u>19, 720</u>	<u>19, 360</u>	<u>19, 120</u>	<u>18, 880</u>	<u>18, 640</u>	<u>18, 290</u>	<u>17, 930</u>
31~35人	<u>17, 200</u>	<u>16, 900</u>	<u>16, 590</u>	<u>16, 390</u>	<u>16, 180</u>	<u>15, 980</u>	<u>15,670</u>	<u>15, 370</u>
<u>36∼ 40</u>	<u>15, 050</u>	14, 790	14, 520	14, 340	<u>14, 160</u>	<u>13, 980</u>	13,710	<u>13, 440</u>
<u>41∼ 45</u>	13, 380	<u>13, 140</u>	12,900	12,750	<u>12, 590</u>	12, 430	12, 190	<u>11, 950</u>
$46\sim 50$	12,040	11,830	11,610	11,470	11, 330	11, 180	10,970	10, 760
<u>51∼ 55</u>	10, 950	10, 750	10, 560	10, 430	<u>10, 300</u>	<u>10, 170</u>	9,970	9,780
<u>56∼ 60</u>	10,030	9,860	9,680	9,560	<u>9, 440</u>	9, 320	9, 140	8,960
<u>61∼ 65</u>	9, 260	9, 100	8,930	8,820	<u>8,710</u>	8,600	8, 440	8, 270
<u>66∼ 70</u>	<u>8,600</u>	<u>8, 450</u>	<u>8, 290</u>	8, 190	<u>8,090</u>	7,990	7,830	<u>7,680</u>
$71 \sim 75$	<u>8,030</u>	<u>7,880</u>	7,740	7,650	<u>7, 550</u>	7, 450	<u>7,310</u>	<u>7, 170</u>
<u>76∼ 80</u>	7,520	7, 390	7, 260	<u>7, 170</u>	<u>7,080</u>	<u>6, 990</u>	6,850	<u>6,720</u>
<u>81∼ 85</u>	7,080	<u>6, 960</u>	<u>6,830</u>	6,750	<u>6,660</u>	<u>6, 580</u>	6, 450	<u>6, 320</u>
<u>86∼ 90</u>	<u>6,690</u>	<u>6, 570</u>	<u>6, 450</u>	<u>6, 370</u>	<u>6, 290</u>	<u>6, 210</u>	6,090	<u>5, 970</u>
$91\sim 95$	<u>6, 340</u>	<u>6, 220</u>	<u>6, 110</u>	<u>6,030</u>	<u>5, 960</u>	5,880	5,770	5,660
<u>96~100</u>	<u>6, 020</u>	<u>5, 910</u>	<u>5, 800</u>	5, 730	<u>5,660</u>	5, 590	<u>5, 480</u>	<u>5, 380</u>
<u>101~105</u>	5, 730	<u>5, 630</u>	<u>5, 530</u>	5, 460	<u>5, 390</u>	5, 320	<u>5, 220</u>	<u>5, 120</u>
<u>106~110</u>	5, 470	5, 370	5, 280	5, 210	5, 150	5,080	4,980	4,890
<u>111~115</u>	<u>5, 230</u>	<u>5, 140</u>	<u>5, 050</u>	<u>4, 980</u>	<u>4,920</u>	4,860	4,770	4,670
<u>116~120</u>	<u>5, 010</u>	4,930	4,840	4,780	<u>4,720</u>	4,660	4,570	<u>4, 480</u>
<u>121~125</u>	4,810	4,730	4,640	4,580	4,530	4, 470	4,380	4,300
<u>126~130</u>	4,630	4, 550	4, 460	4,410	<u>4, 350</u>	4, 300	<u>4, 220</u>	<u>4, 130</u>
<u>131~135</u>	<u>4, 460</u>	4, 380	4, 300	4,250	<u>4, 190</u>	<u>4, 140</u>	4,060	<u>3, 980</u>
<u>136~140</u>	<u>4, 300</u>	<u>4, 220</u>	<u>4, 140</u>	4,090	<u>4,040</u>	3,990	3,910	<u>3,840</u>
<u>141~145</u>	<u>4, 150</u>	<u>4, 080</u>	<u>4, 000</u>	3,950	<u>3,900</u>	3,850	3,780	<u>3,710</u>
<u>146~150</u>	<u>4,010</u>	3, 940	3,870	3,820	<u>3,770</u>	3,730	3,650	<u>3, 580</u>
<u>151人以上</u>	<u>3,880</u>	<u>3,810</u>	3,740	<u>3, 700</u>	<u>3,650</u>	<u>3,600</u>	<u>3, 540</u>	<u>3, 470</u>

現行

(6) 小規模グループケア担当職員加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

	, ,	儿里食暖		里日立人					
定員	地域区分 L	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
		円	円	円	円	円	円	円	円
30,	人まで	<u>16, 500</u>	<u>16, 150</u>	15, 790	15, 550	<u>15, 320</u>	15,080	14,720	14, 370
31	~ 40人	<u>13, 200</u>	<u>12, 920</u>	<u>12, 630</u>	<u>12, 440</u>	<u>12, 250</u>	<u>12, 060</u>	<u>11, 780</u>	<u>11, 490</u>
41	~ <u>50</u>	9,900	<u>9,690</u>	<u>9, 470</u>	<u>9, 330</u>	<u>9, 190</u>	<u>9,050</u>	<u>8,830</u>	<u>8,620</u>
51	~ <u>60</u>	8,910	8,720	8,530	8, 400	<u>8, 270</u>	<u>8, 140</u>	7, 950	<u>7,760</u>
61	~ 70	7,920	7,750	7, 580	7, 460	7, 350	7, 240	7,060	6,890
_71	~ 80	<u>6,930</u>	6, 780	6,630	6,530	<u>6, 430</u>	<u>6, 330</u>	<u>6, 180</u>	<u>6,030</u>
81	<u>~ 90</u>	<u>5, 940</u>	<u>5, 810</u>	<u>5, 680</u>	<u>5, 600</u>	<u>5, 510</u>	<u>5, 430</u>	<u>5, 300</u>	<u>5, 170</u>
91	<u>~100</u>	<u>4,950</u>	<u>4,840</u>	<u>4, 730</u>	<u>4,660</u>	<u>4, 590</u>	<u>4, 520</u>	<u>4, 410</u>	<u>4,310</u>
101	~110	4,620	4,520	<u>4, 420</u>	4, 350	<u>4, 290</u>	<u>4, 220</u>	<u>4, 120</u>	<u>4,020</u>
1111	~120	<u>4, 290</u>	<u>4, 200</u>	<u>4, 100</u>	<u>4, 040</u>	<u>3, 980</u>	<u>3, 920</u>	<u>3,820</u>	<u>3, 730</u>
121	~130	<u>3, 960</u>	<u>3, 870</u>	3, 790	<u>3, 730</u>	<u>3,670</u>	<u>3, 620</u>	<u>3, 530</u>	<u>3, 440</u>
131	~140	3,630	3, 550	3, 470	3, 420	<u>3, 370</u>	<u>3, 310</u>	3, 240	<u>3, 160</u>
141	~150	3,300	3, 230	<u>3, 150</u>	<u>3, 110</u>	<u>3,060</u>	<u>3, 010</u>	<u>2, 940</u>	<u>2,870</u>
151	~160	3, 190	<u>3, 120</u>	3,050	3,000	<u>2, 960</u>	<u>2, 910</u>	<u>2,840</u>	<u>2,770</u>
161	人以上	3,080	3,010	2,940	<u>2, 900</u>	<u>2,860</u>	<u>2,810</u>	<u>2, 750</u>	<u>2,680</u>

			Ī	改正後									現行				
 イ 乳!	児院								イ 乳!	児院							
地域区分定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	<u>60, 230</u>	<u>59, 160</u>	<u>58, 080</u>	<u>57, 370</u>	<u>56, 650</u>	55, 940	<u>54, 860</u>	<u>53, 790</u>	10人まで	49, 520	48, 450	47, 390	46, 670	<u>45, 960</u>	<u>45, 250</u>	<u>44, 180</u>	<u>43, 110</u>
11~15人	<u>40, 150</u>	<u>39, 440</u>	<u>38, 720</u>	<u>38, 240</u>	<u>37, 770</u>	<u>37, 290</u>	<u>36, 570</u>	<u>35, 860</u>	11~15人	33,010	32, 300	31, 590	<u>31, 110</u>	<u>30, 640</u>	<u>30, 160</u>	<u>29, 450</u>	<u>28, 740</u>
16~20人	<u>30, 110</u>	<u>29, 580</u>	<u>29, 040</u>	<u>28, 680</u>	<u>28, 320</u>	<u>27, 970</u>	<u>27, 430</u>	<u>26, 890</u>	16~20人	<u>24, 760</u>	24, 220	<u>23, 690</u>	<u>23, 330</u>	<u>22, 980</u>	<u>22, 620</u>	<u>22, 090</u>	<u>21, 550</u>
21~25	<u>24, 090</u>	<u>23, 660</u>	<u>23, 230</u>	<u>22, 940</u>	<u>22, 660</u>	<u>22, 370</u>	<u>21, 940</u>	<u>21, 510</u>	21~25	<u>19, 810</u>	<u>19, 380</u>	<u>18, 950</u>	<u>18, 670</u>	<u>18, 380</u>	<u>18, 100</u>	<u>17, 670</u>	<u>17, 240</u>
26~30	<u>20, 070</u>	<u>19, 720</u>	<u>19, 360</u>	<u>19, 120</u>	<u>18, 880</u>	<u>18, 640</u>	<u>18, 290</u>	<u>17, 930</u>	26~30	<u>16, 500</u>	<u>16, 150</u>	<u>15, 790</u>	<u>15, 550</u>	<u>15, 320</u>	<u>15, 080</u>	<u>14, 720</u>	<u>14, 370</u>
31~35	<u>17, 200</u>	<u>16, 900</u>	16, 590	<u>16, 390</u>	<u>16, 180</u>	<u>15, 980</u>	<u>15, 670</u>	<u>15, 370</u>	31~35	14,850	14, 530	<u>14, 210</u>	<u>14, 000</u>	<u>13, 790</u>	<u>13, 570</u>	<u>13, 250</u>	<u>12, 930</u>
36~40	<u>15, 050</u>	14, 790	14, 520	14, 340	14, 160	13, 980	<u>13, 710</u>	13, 440	36~40	13, 200	<u>12, 920</u>	12,630	12, 440	<u>12, 250</u>	12, 060	11, 780	11, 490
41~45	13, 380	13, 140	12, 900	12, 750	12, 590	12, 430	12, 190	11, 950	41~45	11, 550	11, 300	11, 050	10, 890	10, 720	10, 550	10, 310	10,060
46~ 50	12, 040	<u>11, 830</u>	11,610	11, 470	11, 330	11, 180	10,970	10, 760	46~ 50	9,900	9, 690	9, 470	9, 330	9, 190	9, 050	8,830	8,620
51~ 55	10, 950	10, 750	10, 560	10, 430	10, 300	10, 170	9,970	9,780	51~ 55	9,410	9, 200	9,000	8,860	8, 730	8, 590	8, 390 5, 350	8, 190 5, 700
56~ 60	10, 030	9,860	9,680	9,560	9, 440	9, 320	9, 140	8, 960	56~ 60	8,910	8, 720	<u>8, 530</u>	8, 400	8, 270	8, 140 5, 200	7, 950	7,760
61~ 65	9, 260	9, 100	<u>8, 930</u>	8,820	8,710	8, 600 7, 600	8, 440	8, 270	61~ 65	8, 410 7, 222	8, 230	8, 050	<u>7, 930</u>	7,810	<u>7, 690</u>	<u>7, 510</u>	7, 330
66~ 70	<u>8,600</u>	8, 450	8, 290	8, 190	<u>8,090</u>	7, 990	<u>7,830</u>	<u>7, 680</u>	66~ 70	<u>7, 920</u>	<u>7, 750</u>	<u>7, 580</u>	<u>7, 460</u>	<u>7, 350</u>	<u>7, 240</u>	7,060	6,890
71~ 75	8, 030 5, 530	<u>7, 880</u>	<u>7, 740</u>	7,650	7, 550	7, 450	<u>7,310</u>	<u>7, 170</u>	71~ 75	7,420	<u>7, 260</u>	7, 100	<u>7, 000</u>	<u>6, 890</u>	<u>6, 780</u>	<u>6, 620</u>	6, 460
76~ 80	7, 520	7, 390	7, 260	<u>7, 170</u>	7,080	<u>6, 990</u>	<u>6,850</u>	6,720	76~ 80	6,930	<u>6, 780</u>	<u>6, 630</u>	<u>6, 530</u>	<u>6, 430</u>	<u>6, 330</u>	<u>6, 180</u>	<u>6, 030</u>
81~ 85	<u>7, 080</u>	<u>6, 960</u>	<u>6, 830</u>	6, 750	<u>6, 660</u>	6, 580	<u>6, 450</u>	<u>6, 320</u>	81~ 85	<u>6, 430</u>	<u>6, 300</u>	<u>6, 160</u>	<u>6, 060</u>	<u>5, 970</u>	<u>5, 880</u>	<u>5, 740</u>	<u>5,600</u>
86~ 90 91人以上	6, 690 6, 240	<u>6, 570</u>	<u>6, 450</u>	6, 370	<u>6, 290</u>	6, 210 5, 220	<u>6, 090</u>	<u>5, 970</u>	86~ 90	<u>5, 940</u>	<u>5, 810</u>	<u>5, 680</u>	<u>5, 600</u>	<u>5, 510</u>	<u>5, 430</u>	<u>5, 300</u>	<u>5, 170</u>
91人以上	<u>6, 340</u>	6, 220	<u>6, 110</u>	<u>6,030</u>	<u>5, 960</u>	<u>5, 880</u>	5,770	<u>5, 660</u>	91人以上	5, 440	<u>5, 330</u>	<u>5, 210</u>	<u>5, 130</u>	<u>5, 050</u>	<u>4, 970</u>	4,860	4,740
ウィ	情緒障害」	凡短期治	療施設						ウ · l	青緒障害.	児短期治	療施設					
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
7.23	円	円	円	円	円	円	円	円	,,,,	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>20, 070</u>	19,720	19, 360	<u>19, 120</u>	18,880	18,640	18, 290	<u>17, 930</u>	30人まで	16, 500	16, 150	15, 790	15, 550	<u>15, 320</u>	<u>15, 080</u>	14, 720	14, 370
31~35人	<u>17, 200</u>	<u>16, 900</u>	16, 590	<u>16, 390</u>	<u>16, 180</u>	<u>15, 980</u>	<u>15, 670</u>	<u>15, 370</u>	31~40人	13, 200	12, 920	12,630	12, 440	12, 250	<u>12, 060</u>	11,780	11, 490
36~40人	<u>15, 050</u>	14, 790	14, 520	14, 340	14, 160	13, 980	13,710	13, 440	41人以上	9,900	9,690	9, 470	9, 330	9, 190	9,050	8,830	8,620
41~45人	<u>13, 380</u>	<u>13, 140</u>	12, 900	<u>12, 750</u>	<u>12, 590</u>	12, 430	<u>12, 190</u>	<u>11, 950</u>									
<u>46人以上</u>	<u>12, 040</u>	<u>11,830</u>	<u>11,610</u>	<u>11, 470</u>	<u>11, 330</u>	<u>11, 180</u>	<u>10, 970</u>	<u>10, 760</u>									

	現行	
_(削除)	(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設	
	地域区分 18/100 15/100 19/100 9/100 8/100	<u>3/100</u> その他
	- 地域区分	3/100 その他 円 14,720 11,780 11,490 8,830 8,620 7,950 7,760 6,180 6,030 5,300 5,170 4,410 4,310 4,120 4,020 3,820 3,730 3,530 3,440 2,940 2,870 2,840 2,770 2,750 2,680

フレ ナンが					TD /-				
改正後					現行				
_(削除)		児院							
	<u>地域区分</u> 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>
		<u>円</u>	円	田	<u>円</u>	円	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	<u>10人まで</u>	49, 520	48, 450	47, 390	46, 670	45, 960	45, 250	44, 180	43, 110
	11~15人	33,010	<u>32, 300</u>	<u>31, 590</u>	31, 110	30, 640	30, 160	29, 450	28, 740
	16~20人	24, 760	24, 220	23, 690	23, 330	<u>22, 980</u>	22, 620	<u>22, 090</u>	<u>21, 550</u>
	<u>21~25</u>	<u>19, 810</u>	19, 380	<u>18, 950</u>	18, 670	18, 380	18, 100	<u>17, 670</u>	<u>17, 240</u>
	<u>26∼30</u>	<u>16, 500</u>	<u>16, 150</u>	<u>15, 790</u>	<u>15, 550</u>	<u>15, 320</u>	<u>15, 080</u>	14, 720	14, 370
	<u>31∼35</u>	14, 850	14, 530	14, 210	14,000	13, 790	13, 570	<u>13, 250</u>	12, 930
	<u>36∼40</u>	<u>13, 200</u>	12, 920	12,630	12, 440	<u>12, 250</u>	12,060	11, 780	11, 490
	41~45	11, 550	11, 300	11, 050	10, 890	10, 720	10, 550	10, 310	10,060
	<u>46∼ 50</u>	9,900	9,690	9, 470	9, 330	9, 190	9,050	<u>8, 830</u>	8,620
	<u>51∼ 55</u>	9,410	9, 200	9,000	8,860	8, 730	8, 590	8, 390	<u>8, 190</u>
	<u>56∼ 60</u>	8,910	8,720	<u>8, 530</u>	8, 400	8, 270	<u>8, 140</u>	7, 950	7,760
	<u>61∼ 65</u>	8,410	<u>8, 230</u>	<u>8, 050</u>	<u>7, 930</u>	<u>7,810</u>	7,690	<u>7, 510</u>	7,330
	<u>66∼ 70</u>	7,920	7,750	<u>7, 580</u>	<u>7, 460</u>	<u>7, 350</u>	7, 240	<u>7, 060</u>	<u>6,890</u>
	$71 \sim 75$	<u>7, 420</u>	<u>7, 260</u>	<u>7, 100</u>	<u>7, 000</u>	<u>6,890</u>	<u>6, 780</u>	<u>6, 620</u>	<u>6, 460</u>
	<u>76∼ 80</u>	<u>6, 930</u>	<u>6, 780</u>	<u>6, 630</u>	<u>6, 530</u>	<u>6, 430</u>	<u>6, 330</u>	6, 180	<u>6,030</u>
	<u>81~ 85</u>	<u>6, 430</u>	<u>6, 300</u>	<u>6, 160</u>	<u>6, 060</u>	<u>5, 970</u>	<u>5, 880</u>	5, 740	<u>5,600</u>
	<u>86∼ 90</u>	<u>5, 940</u>	<u>5, 810</u>	<u>5, 680</u>	<u>5, 600</u>	<u>5, 510</u>	<u>5, 430</u>	<u>5, 300</u>	<u>5, 170</u>
	91人以上	<u>5, 440</u>	5, 330	<u>5, 210</u>	<u>5, 130</u>	<u>5, 050</u>	4,970	<u>4,860</u>	4,740
	ウ・	情緒障害	児短期治	療施設					
	<u>地域区分</u> 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>
		<u>円</u>							
	<u>30人まで</u>	16, 500	16, 150	15, 790	15, 550	15, 320	15, 080	14, 720	14, 370
	31~40人	<u>13, 200</u>	12, 920	12,630	12, 440	12, 250	12,060	11, 780	<u>11, 490</u>
	<u>41人以上</u>	9,900	9,690	9,470	9, 330	9, 190	9,050	8,830	<u>8,620</u>

改正後					現行				
(14) 心理担当職員加算分保護単価 <u>(常勤的非常勤・非常勤単価)</u> (削除)	(<u>8</u>)心理 <u>ア</u>	担当職員 児童養護			援施設(常勤職員)		
	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>
		<u>円</u>							
	<u>30人まで</u>	<u>16, 500</u>	<u>16, 150</u>	<u>15, 790</u>	<u>15, 550</u>	<u>15, 320</u>	<u>15, 080</u>	14, 720	<u>14, 370</u>
	31~ 40人	<u>13, 200</u>	<u>12, 920</u>	<u>12, 630</u>	<u>12, 440</u>	<u>12, 250</u>	<u>12, 060</u>	<u>11, 780</u>	<u>11, 490</u>
	41~ 50	9,900	9,690	9,470	9, 330	9, 190	9,050	8,830	8, 620
	<u>51∼ 60</u>	8,910	8, 720	8, 530	8, 400 7, 400	8, 270	8, 140 5, 240	<u>7, 950</u>	7,760
	$\frac{61 \sim 70}{71 \sim 90}$	7, 920	7, 750	7, 580	<u>7, 460</u>	7, 350	7, 240	<u>7, 060</u>	<u>6,890</u>
	<u>71∼ 80</u>	<u>6, 930</u>	<u>6, 780</u>	<u>6, 630</u>	<u>6, 530</u>	<u>6, 430</u>	<u>6, 330</u>	<u>6, 180</u>	<u>6, 030</u>
	81~ 90	<u>5, 940</u>	<u>5, 810</u>	<u>5, 680</u>	<u>5, 600</u>	<u>5, 510</u>	<u>5, 430</u>	<u>5, 300</u>	<u>5, 170</u>
	91~100	<u>4, 950</u>	4,840	4,730	4,660	<u>4, 590</u>	4, 520	4,410	4,310
	101~110	<u>4, 620</u>	<u>4, 520</u>	4, 420	<u>4, 350</u>	4, 290 3, 980	4, 220 3, 920	4, 120	<u>4, 020</u>
	$\frac{111\sim120}{121\sim130}$	4, 290 3, 960	4, 200 3, 870	4, 100 3, 790	4, 040 3, 730	3, 670	3, 620	3, 820 3, 530	$\frac{3,730}{3,440}$
	$\frac{121 - 130}{131 - 140}$	3,630	3, 550	3, 470	3, 420	3, 370	3, 310	3, 240	3, 160
	$\frac{131 - 140}{141 \sim 150}$	3, 300	3, 230	3, 150	3, 110	3,060	3, 010	2, 940	2, 870
	$\frac{141 - 150}{151 \sim 160}$	3, 300 3, 190	3, 120	3, 050	3, 000	2,960	2, 910	2, 840	$\frac{2,870}{2,770}$
	161人以上	3, 080	3, 010	2, 940	2,900	2,860	2, 810	2,750	2,680
	1017(8)1	<u>5,000</u>	0,010	2, 340	2, 300	2,000	2,010	2,100	2,000

フレ ナが	1				プロ ムー				
改正後					現行				
_(削除)		(常勤職	<u>員)</u>						
	<u>地域区分</u> 定員	<u>18/100</u>	<u>15/100</u>	12/100	10/100	<u>8/100</u>	6/100	3/100	<u>その他</u>
	<u>10人まで</u>	<u>円</u> 49, 520	<u>円</u> 48, 450	<u>円</u> 47, 390	<u>円</u> 46, 670	<u>円</u> 45, 960	<u>円</u> 45, 250	<u>円</u> 44, 180	<u>円</u> 43,110
	11~15人	33, 010	32, 300	31, 590	31, 110	30, 640	30, 160	29, 450	28, 740
	16~20人	<u>24, 760</u>	<u>24, 220</u>	<u>23, 690</u>	<u>23, 330</u>	<u>22, 980</u>	<u>22, 620</u>	<u>22, 090</u>	<u>21, 550</u>
	<u>21~25</u>	<u>19,810</u>	<u>19, 380</u>	<u>18, 950</u>	<u>18, 670</u>	<u>18, 380</u>	<u>18, 100</u>	<u>17, 670</u>	<u>17, 240</u>
	<u>26∼30</u>	<u>16, 500</u>	<u>16, 150</u>	<u>15, 790</u>	<u>15, 550</u>	<u>15, 320</u>	<u>15, 080</u>	14, 720	<u>14, 370</u>
	31~35	14,850	14, 530	14, 210	14,000	13, 790	13, 570	13, 250	12, 930
	36~40 41 - 45	13, 200	12, 920	12, 630	12, 440	12, 250	12, 060	11, 780	11, 490
	$\frac{41\sim45}{46\sim50}$	11, 550 9, 900	11, 300 9, 690	$\frac{11,050}{9,470}$	10, 890 9, 330	10, 720 9, 190	10, 550 9, 050	10, 310 8, 830	10, 060 8, 620
	$\frac{40^{\circ} \cdot 50}{51^{\circ} \cdot 55}$	9, 410	9, 200	9, 000	8, 860	8, 730	8, 590	8, 390	8, 190
	$\frac{51}{56} \sim 60$	8,910	8, 720	8, 530	8, 400	8, 270	8, 140	7, 950	7, 760
	61~ 65	8,410	8, 230	8, 050	7, 930	7, 810	7, 690	7, 510	7, 330
	<u>66∼ 70</u>	7, 920	7, 750	7, 580	7, 460	7, 350	7, 240	7, 060	6,890
	<u>71∼ 75</u>	7,420	7, 260	7, 100	7,000	6, 890	6, 780	6,620	6,460
	<u>76∼ 80</u>	6,930	6, 780	6,630	6, 530	6, 430	6, 330	6, 180	6,030
	<u>81∼ 85</u>	6,430	6, 300	<u>6, 160</u>	6,060	5,970	<u>5, 880</u>	5, 740	5,600
	<u>86∼ 90</u>	<u>5, 940</u>	<u>5,810</u>	5,680	5,600	<u>5, 510</u>	<u>5, 430</u>	<u>5, 300</u>	<u>5, 170</u>
	91人以上	5,440	<u>5, 330</u>	<u>5, 210</u>	<u>5, 130</u>	<u>5, 050</u>	4,970	4,860	4,740
(削除)	ウ	母子生活	支援施設	(常勤職	員)				
	<u>地域区分</u> 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>
	10世帯まで 世帯	<u>円</u> 33,010	<u>円</u> 32, 300	<u>円</u> 31, 590	<u>円</u> 31,110	<u>円</u> 30, 640	<u>円</u> 30, 160	<u>円</u> 29, 450	<u>円</u> 28, 740
	11~20	24, 760	24, 220	23, 690	23, 330	22, 980	22, 620	22,090	21, 550
	<u>21~30</u>	<u>16, 500</u>	<u>16, 150</u>	15, 790	<u>15, 550</u>	<u>15, 320</u>	<u>15, 080</u>	14,720	14, 370
	31~40	<u>12, 380</u>	<u>12, 110</u>	11,840	11,660	11, 490	<u>11, 310</u>	11,040	10,770
	41~50	11, 140	10, 900	10,660	10, 500	10, 340	10, 180	9,940	9,700
	51世帯以上	9,900	9,690	9, 470	9, 330	9, 190	9,050	8,830	8,620

<u>了</u> 児童養護施設、児童自立支援 施設(常勤的非常勤職員)

定員 月額 円 30人まで 9, 170 31 ~ 35人 7,860 $36 \sim 40$ 6,880 $41 \sim 45$ 6, 110 $46 \sim 50$ 5,500 $51 \sim 55$ 5,000 4,580 $56 \sim 60$ $61 \sim 65$ 4,230 $66 \sim 70$ 3,930 $71 \sim 75$ 3,670 $76 \sim 80$ 3, 440 81 ~ 85 3,230 $86 \sim 90$ 3,050 $91 \sim 95$ 2,890 96 ~ 100 2,750 $101 \sim 105$ 2,620 $106 \sim 110$ 2,500 2,390 $111 \sim 115$ $116 \sim 120$ 2, 290 $121 \sim 125$ 2,200 $126 \sim 130$ 2, 110 $131 \sim 135$ 2,030 $136 \sim 140$ 1,960 141 \sim 145 1,890 $146 \sim 150$ 1,830 151人以上 1,770

<u>イ</u> 乳児院 (常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	27, 520
11 ~ 15人	<u>18, 350</u>
16 ~ 20	13,760
21 ~ 25	11,010
26 ~ 30	9, 170
31 ~ 35	<u>7, 860</u>
36 ~ 40	<u>6, 880</u>
41 ~ 45	<u>6, 110</u>
46 ~ 50	<u>5, 500</u>
51 ~ 55	<u>5, 000</u>
56 ∼ 60	<u>4, 580</u>
61 ~ 65	<u>4, 230</u>
66 ~ 70	<u>3, 930</u>
71 ~ 75	3,670
76 ~ 80	<u>3, 440</u>
81 ~ 85	<u>3, 230</u>
86 ~ 90	<u>3,050</u>
91人以上	<u>2,890</u>

<u>工</u> 児童養護施設、児童自立支援 施設(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9, 140
31 ~ 40人	<u>6,850</u>
<u>41 ∼ 50</u>	<u>5, 480</u>
<u>51 ∼ 60</u>	4,570
$\underline{61} \sim 70$	3,910
<u>71 ∼ 80</u>	<u>3, 420</u>
<u>81 ∼ 90</u>	3,040
<u>91 ∼ 100</u>	2,740
<u>101 ∼ 110</u>	<u>2, 490</u>
<u>111 ∼ 120</u>	<u>2, 280</u>
<u>121 ∼ 130</u>	2, 110
<u>131 ∼ 140</u>	<u>1,950</u>
<u>141 ∼ 150</u>	<u>1,820</u>
<u>151 ∼ 160</u>	<u>1,710</u>
<u>161人以上</u>	<u>1,610</u>

<u>才</u> 乳児院 (常勤的非常勤職員)

現行

(市動的作市動脈貝)	
定員	月額
	円
10人まで	27, 420
11 ~ 15人	<u>18, 280</u>
$16 \sim 20$	<u>13, 710</u>
$21 \sim 25$	10,970
$26 \sim 30$	9, 140
$31 \sim 35$	7,830
$36 \sim 40$	<u>6,850</u>
$41 \sim 45$	6,090
$46 \sim 50$	5, 480
51 ∼ 55	4,980
$56 \sim 60$	4,570
61 ~ 65	4,220
$66 \sim 70$	3,910
$71 \sim 75$	3,650
$76 \sim 80$	<u>3, 420</u>
81 ~ 85	3, 220
86 ~ 90	3,040
91人以上	<u>2, 880</u>
	•

<u>ウ</u> 母子生活支援施設 (常勤的非常勤職員)

定員		月額
		円
10世帯まで		<u>27, 520</u>
	世帯	
11 ~ 20		<u>13, 760</u>
21 ~ 30		9, 170
31 ~ 40		<u>6,880</u>
41 ~ 50		<u>5, 500</u>
51世帯以上		<u>4, 580</u>

<u>工</u> 児童養護施設、児童自立支援施設(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6, 120
<u>31 ~ 35人</u>	<u>5, 250</u>
$36 \sim 40$	4, 590
$\underline{41} \sim \underline{45}$	<u>4, 080</u>
$\underline{46} \sim 50$	3, 670
<u>51 ∼ 55</u>	<u>3, 340</u>
$\underline{56} \sim \underline{60}$	3, 060
$\underline{61} \sim \underline{65}$	<u>2, 820</u>
$\underline{66} \sim 70$	2, 620
$71 \sim 75$	<u>2, 450</u>
$76 \sim 80$	2, 290
<u>81 ∼ 85</u>	<u>2, 160</u>
<u>86 ∼ 90</u>	2, 040
$91 \sim 95$	<u>1, 930</u>
$96 \sim 100$	1,830
$101 \sim 105$	<u>1,750</u>
$106 \sim 110$	1, 670
$111 \sim 115$	<u>1, 590</u>
$116 \sim 120$	1,530
$121 \sim 125$	<u>1, 470</u>
$126 \sim 130$	1, 410
$131 \sim 135$	<u>1, 360</u>
$136 \sim 140$	1, 310
$141 \sim 145$	<u>1, 260</u>
$146 \sim 150$	1, 220
<u>151人以上</u>	<u>1, 180</u>

<u>力</u> 母子生活支援施設 (常勤的非常勤職員)

定員		月額
		円
10世帯まで		<u>27, 420</u>
	世帯	
11 ~ 20		<u>13, 710</u>
21 ~ 30		9, 140
31 ~ 40		<u>6, 850</u>
41 ~ 50		<u>5, 480</u>
51世帯以上		<u>4, 570</u>

<u>キ</u> 児童養護施設、児童自立支援施設(非常勤職員)

現行

1友地段(タト市:	
定員	月額
	円
30人まで	6, 120
31 ~ 40人	4, 590
<u>41 ∼ 50</u>	3,670
51 ∼ 60	3,060
<u>61 ∼ 70</u>	2,620
<u>71 ∼ 80</u>	2, 290
81 ~ 90	2,040
91 ~ 100	1,830
$101 \sim 110$	1,670
$111 \sim 120$	1,530
$121 \sim 130$	1,410
$131 \sim 140$	1,310
$141 \sim 150$	1, 220
$151 \sim 160$	<u>1,140</u>
<u>161人以上</u>	<u>1,080</u>
·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

現行

<u>才</u> 乳児院 (非常勤職員)

(外市動概員)	<u>'</u>
定員	月額
	円
10人まで	<u>18, 370</u>
11 ~ 15人	<u>12, 250</u>
16 ∼ 20	9, 180
21 ~ 25	<u>7, 350</u>
26 ~ 30	6, 120
31 ∼ 35	<u>5, 250</u>
36 ∼ 40	4, 590
41 ~ 45	4, 080
46 ∼ 50	3, 670
51 ∼ 55	<u>3, 340</u>
56 ∼ 60	3, 060
61 ~ 65	2, 820
66 ~ 70	2, 620
71 ~ 75	<u>2, 450</u>
76 ~ 80	2, 290
81 ~ 85	2, 160
86 ~ 90	2, 040
91人以上	1, 930

<u>力</u> 母子生活支援施設 (非常勤職員)

円 <u>18,370</u>
<u>18, 370</u>
9, 180
6, 120
4, 590
3,670
3,060

<u>ク</u> 乳児院 (非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	<u>18, 360</u>
11 ~ 15人	<u>12, 240</u>
16 ~ 20	9, 180
21 ~ 25	<u>7, 340</u>
26 ~ 30	6, 120
31 ∼ 35	<u>5, 240</u>
36 ∼ 40	4, 590
41 ~ 45	4, 080
46 ~ 50	3, 670
51 ∼ 55	<u>3, 330</u>
56 ∼ 60	3, 060
61 ~ 65	2, 820
66 ~ 70	2, 620
71 ~ 75	<u>2, 440</u>
76 ~ 80	2, 290
81 ~ 85	2, 160
86 ~ 90	2, 040
91人以上	1, 930

<u>ケ</u> 母子生活支援施設 (非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	<u>18, 360</u>
世帯	
$11 \sim 20$	9, 180
$21 \sim 30$	6, 120
$31 \sim 40$	4, 590
$41 \sim 50$	3,670
51世帯以上	3,060

改正後					現行				
<u>削除</u>	(9) 個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設								
	<u>地域区分</u> 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>
		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	<u>30人まで</u>	<u>16, 500</u>	<u>16, 150</u>	<u>15, 790</u>	<u>15, 550</u>	15, 320	<u>15, 080</u>	<u>14, 720</u>	14, 370
	31~ 40人	13, 200	12, 920	12,630	12, 440	<u>12, 250</u>	12,060	11, 780	11, 490
	<u>41∼ 50</u>	9,900	<u>9, 690</u>	9, 470	9, 330	9, 190	9,050	8, 830 5, 850	8,620
	<u>51∼ 60</u>	8, 910 7, 000	8, 720 7, 750	8, 530 7, 500	8, 400	8, 270	8, 140	7, 950	<u>7,760</u>
	61~ 70	7,920	7,750	7, 580	7, 460	7, 350	7, 240	<u>7, 060</u>	6,890
	<u>71∼ 80</u>	<u>6, 930</u>	<u>6, 780</u>	<u>6, 630</u>	<u>6, 530</u>	<u>6, 430</u>	<u>6, 330</u>	<u>6, 180</u>	<u>6, 030</u>
	81~ 90	<u>5,940</u>	<u>5, 810</u>	<u>5, 680</u>	<u>5, 600</u>	<u>5, 510</u>	<u>5, 430</u>	<u>5, 300</u>	<u>5, 170</u>
	91~100	4,950	4,840	4,730	4,660	4, 590	4, 520	4,410	4,310
	101~110	4,620	4,520	4, 420	4, 350	4, 290	4, 220	4, 120	4,020
	111~120	4, 290	<u>4, 200</u>	<u>4, 100</u>	4,040	3,980	3, 920	3,820	3,730
	121~130	3,960	3,870	3, 790	3, 730	3,670	3,620	3, 530	3,440
	<u>131~140</u>	3,630	<u>3, 550</u>	3, 470	3, 420	3, 370	3, 310	3, 240	3, 160
	<u>141~150</u>	3,300	3, 230	3, 150	3, 110	3,060	3,010	<u>2, 940</u>	2,870
	151~160	3, 190	3, 120	3, 050	3,000	<u>2, 960</u>	<u>2, 910</u>	<u>2,840</u>	2,770
	161人以上	<u>3,080</u>	<u>3, 010</u>	<u>2, 940</u>	<u>2, 900</u>	<u>2,860</u>	<u>2,810</u>	<u>2, 750</u>	<u>2,680</u>

改正後	現行								
727					2-,,				
	<u>イ</u>	乳児院							
	地域区分 定員	18/100	<u>15/100</u>	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>
	<u> </u>	<u>円</u>							
	<u>10人まで</u>	49, 520	<u>48, 450</u>	47, 390	<u>46, 670</u>	<u>45, 960</u>	<u>45, 250</u>	44, 180	<u>43, 110</u>
	11~15人	33,010	<u>32, 300</u>	31, 590	<u>31, 110</u>	<u>30, 640</u>	<u>30, 160</u>	29, 450	<u>28, 740</u>
	16~20人	24, 760	<u>24, 220</u>	23,690	23, 330	<u>22, 980</u>	<u>22, 620</u>	22, 090	<u>21, 550</u>
	<u>21∼25</u>	<u>19,810</u>	<u>19, 380</u>	18, 950	<u>18, 670</u>	<u>18, 380</u>	<u>18, 100</u>	<u>17, 670</u>	<u>17, 240</u>
	<u>26∼30</u>	<u>16, 500</u>	<u>16, 150</u>	<u>15, 790</u>	<u>15, 550</u>	<u>15, 320</u>	<u>15, 080</u>	14,720	<u>14, 370</u>
	<u>31∼35</u>	14,850	<u>14, 530</u>	<u>14, 210</u>	<u>14, 000</u>	<u>13, 790</u>	<u>13, 570</u>	<u>13, 250</u>	12,930
	<u>36∼40</u>	<u>13, 200</u>	<u>12, 920</u>	<u>12, 630</u>	<u>12, 440</u>	<u>12, 250</u>	<u>12, 060</u>	<u>11, 780</u>	<u>11, 490</u>
	<u>41~45</u>	<u>11, 550</u>	<u>11, 300</u>	<u>11, 050</u>	<u>10, 890</u>	<u>10, 720</u>	<u>10, 550</u>	<u>10, 310</u>	<u>10, 060</u>
	<u>46∼ 50</u>	9,900	9,690	<u>9, 470</u>	<u>9, 330</u>	<u>9, 190</u>	9,050	<u>8,830</u>	<u>8,620</u>
	<u>51∼ 55</u>	9,410	9, 200	9,000	8,860	<u>8, 730</u>	<u>8, 590</u>	<u>8, 390</u>	<u>8, 190</u>
	<u>56∼ 60</u>	8,910	8,720	<u>8, 530</u>	<u>8, 400</u>	<u>8, 270</u>	8, 140	<u>7, 950</u>	<u>7, 760</u>
	<u>61∼ 65</u>	8,410	8, 230	<u>8, 050</u>	<u>7, 930</u>	<u>7,810</u>	<u>7, 690</u>	<u>7, 510</u>	7, 330
	<u>66∼ 70</u>	7,920	<u>7, 750</u>	<u>7, 580</u>	<u>7, 460</u>	<u>7, 350</u>	<u>7, 240</u>	7,060	<u>6,890</u>
	<u>71∼ 75</u>	<u>7, 420</u>	<u>7, 260</u>	<u>7, 100</u>	<u>7, 000</u>	<u>6, 890</u>	<u>6, 780</u>	<u>6, 620</u>	<u>6, 460</u>
	<u>76∼ 80</u>	<u>6, 930</u>	<u>6, 780</u>	<u>6, 630</u>	<u>6, 530</u>	<u>6, 430</u>	<u>6, 330</u>	<u>6, 180</u>	<u>6,030</u>
	<u>81~ 85</u>	6, 430	<u>6, 300</u>	<u>6, 160</u>	<u>6, 060</u>	<u>5, 970</u>	<u>5, 880</u>	5, 740	<u>5,600</u>
	<u>86∼ 90</u>	<u>5, 940</u>	<u>5, 810</u>	<u>5, 680</u>	<u>5, 600</u>	<u>5, 510</u>	<u>5, 430</u>	<u>5, 300</u>	<u>5, 170</u>
	91人以上	5, 440	5, 330	5, 210	<u>5, 130</u>	5, 050	<u>4, 970</u>	4,860	4,740
	ウ <i>'</i>	 	児短期治	皮佐凯					
	地域区分			<u> </u>					
	定員	18/100	<u>15/100</u>	12/100	10/100	<u>8/100</u>	6/100	3/100	<u>その他</u>
		<u>円</u>							
	<u>30人まで</u>	<u>16, 500</u>	<u>16, 150</u>	<u>15, 790</u>	<u>15, 550</u>	<u>15, 320</u>	<u>15, 080</u>	14, 720	14, 370
	31~40人	<u>13, 200</u>	<u>12, 920</u>	<u>12, 630</u>	<u>12, 440</u>	<u>12, 250</u>	<u>12, 060</u>	11, 780	11, 490
	41人以上	9,900	9,690	9, 470	<u>9, 330</u>	9, 190	9,050	8,830	8,620
	<u> </u>								

改正後					現行				
	工 母子生活支援施設								
	<u>地域区分</u> 定員	18/100	<u>15/100</u>	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	<u>その他</u>
	<u> </u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	10世帯まで	33,010	32, 300	31, 590	31, 110	30, 640	30, 160	29, 450	<u>28, 740</u>
	世帯								
	<u>11 ∼ 20</u>	24, 760	24, 220	23, 690	23, 330	22, 980	22, 620	22,090	21, 550
	$21 \sim 30$	<u>16, 500</u>	<u>16, 150</u>	<u>15, 790</u>	<u>15, 550</u>	<u>15, 320</u>	<u>15, 080</u>	14, 720	<u>14, 370</u>
	$\frac{31}{41} \sim 40$	12, 380	12, 110	11,840	11,660	11, 490	11, 310	11,040	10,770
	<u>41 ∼ 50</u> <u>51世帯以上</u>	11, 140	10, 900 9, 690	10, 660 9, 470	10, 500 9, 330	10, 340	10, 180	9,940 8,830	9,700 8,620
	51世帝以上	9,900	9, 690	9,470	9, 330	9, 190	9,050	8,830	8, 620

(15) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
, , , ,	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	<u>810</u>	790	780	<u>770</u>	740	720
31~35人	<u>730</u>	<u>710</u>	<u>690</u>	<u>680</u>	<u>670</u>	<u>660</u>	<u>640</u>	<u>620</u>
<u>36∼ 40</u>	<u>640</u>	<u>620</u>	<u>600</u>	<u>590</u>	<u>580</u>	<u>570</u>	<u>560</u>	<u>540</u>
<u>41∼ 45</u>	<u>570</u>	<u>550</u>	<u>540</u>	<u>530</u>	<u>520</u>	<u>510</u>	<u>490</u>	<u>480</u>
<u>46∼ 50</u>	510	<u>500</u>	480	470	<u>470</u>	460	440	430
<u>51∼ 55</u>	<u>460</u>	<u>450</u>	440	<u>430</u>	<u>420</u>	<u>420</u>	<u>400</u>	<u>390</u>
<u>56∼ 60</u>	<u>420</u>	<u>410</u>	<u>400</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	380	<u>370</u>	<u>360</u>
<u>61∼ 65</u>	<u>390</u>	380	<u>370</u>	<u>360</u>	<u>360</u>	<u>350</u>	340	330
<u>66∼ 70</u>	<u>360</u>	<u>350</u>	<u>340</u>	<u>340</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>320</u>	<u>310</u>
<u>71∼ 75</u>	<u>340</u>	<u>330</u>	<u>320</u>	<u>310</u>	<u>310</u>	<u>300</u>	<u>290</u>	<u>290</u>
<u>76∼ 80</u>	<u>320</u>	<u>310</u>	<u>300</u>	<u>290</u>	<u>290</u>	<u>280</u>	<u>280</u>	<u>270</u>
<u>81∼ 85</u>	<u>300</u>	<u>290</u>	<u>280</u>	<u>280</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>260</u>	<u>250</u>
<u>86∼ 90</u>	<u>280</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>260</u>	<u>260</u>	<u>250</u>	<u>240</u>	240
<u>91∼ 95</u>	<u>270</u>	<u>260</u>	<u>250</u>	<u>250</u>	<u>240</u>	240	230	<u>230</u>
<u>96~100</u>	250	<u>250</u>	240	230	230	230	220	210
<u>101~105</u>	<u>240</u>	<u>230</u>	230	220	<u>220</u>	220	<u>210</u>	<u>200</u>
<u>106∼110</u>	230	<u>220</u>	220	<u>210</u>	210	210	200	<u>190</u>
<u>111~115</u>	<u>220</u>	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>190</u>	<u>190</u>
<u>116~120</u>	<u>210</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>190</u>	<u>190</u>	190	<u>180</u>	180
<u>121~125</u>	200	200	<u>190</u>	<u>190</u>	<u>180</u>	180	180	170
<u>126~130</u>	<u>190</u>	190	<u>180</u>	<u>180</u>	180	<u>170</u>	170	<u>160</u>
<u>131~135</u>	<u>190</u>	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>170</u>	<u>170</u>	<u>170</u>	<u>160</u>	<u>160</u>
<u>136~140</u>	180	<u>170</u>	170	170	<u>160</u>	160	160	150
<u>141~145</u>	<u>170</u>	<u>170</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>150</u>
<u>146~150</u>	170	160	160	<u>160</u>	150	150	<u>150</u>	140
<u>151人以上</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>

現行

(10) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

		*CD:	± 1 ± 7	200,700,000				
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	<u>800</u>	790	780	<u>760</u>	740	720
31~ 40人	<u>680</u>	<u>660</u>	<u>640</u>	<u>630</u>	<u>620</u>	<u>610</u>	<u>590</u>	<u>580</u>
<u>41~ 50</u>	510	<u>490</u>	480	470	<u>460</u>	460	440	430
<u>51~ 60</u>	<u>460</u>	<u>440</u>	<u>430</u>	<u>420</u>	<u>420</u>	<u>410</u>	<u>400</u>	<u>390</u>
61~ 70	<u>400</u>	<u>390</u>	380	380	<u>370</u>	<u>360</u>	<u>350</u>	<u>340</u>
<u>71∼ 80</u>	<u>350</u>	<u>340</u>	340	330	<u>320</u>	<u>320</u>	<u>310</u>	<u>300</u>
<u>81~ 90</u>	<u>300</u>	<u>290</u>	<u>290</u>	<u>280</u>	<u>280</u>	<u>270</u>	<u>260</u>	<u>260</u>
91~100	250	<u>240</u>	240	230	230	230	220	210
<u>101~110</u>	<u>230</u>	<u>230</u>	<u>220</u>	<u>220</u>	210	210	200	<u>200</u>
<u>111~120</u>	<u>220</u>	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	190	<u>190</u>	180
<u>121~130</u>	<u>200</u>	190	<u>190</u>	<u>190</u>	180	<u>180</u>	170	<u>170</u>
<u>131~140</u>	180	<u>180</u>	170	170	<u>170</u>	160	160	150
<u>141~150</u>	170	160	160	<u>150</u>	150	150	<u>140</u>	140
<u>151~160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>
<u>161人以上</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	140	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>130</u>	<u>130</u>

改正後											現行						
7 3	乳児院								イ:	乳児院							
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	<u>2, 560</u>	<u>2, 500</u>	2, 430	2,390	<u>2, 350</u>	2, 300	<u>2, 240</u>	<u>2, 180</u>	10人まで	2,550	<u>2, 490</u>	<u>2, 420</u>	2, 380	2, 340	2, 300	<u>2, 230</u>	<u>2, 170</u>
11~15人	1,700	1,660	<u>1,620</u>	1,590	1,560	1,530	1,490	<u>1, 450</u>	11~15人	1,700	1,660	<u>1,610</u>	1, 590	1,560	1,530	1, 490	<u>1, 440</u>
16~20人	<u>1, 280</u>	<u>1, 250</u>	1, 210	1, 190	1, 170	1, 150	<u>1, 120</u>	<u>1,090</u>	16~20人	<u>1,270</u>	<u>1,240</u>	1, 210	1, 190	1, 170	1, 150	<u>1, 110</u>	<u>1,080</u>
21~25	1,020	<u>1,000</u>	970	950	940	920	890	870	21~25	1,020	990	970	950	930	920	890	870
26~30	850	830	<u>810</u>	790	780	<u>770</u>	740	720	26~30	850	830	<u>800</u>	790	780	<u>760</u>	740	720
31~35	<u>730</u>	<u>710</u>	<u>690</u>	<u>680</u>	<u>670</u>	<u>660</u>	<u>640</u>	<u>620</u>	31~35	<u>760</u>	<u>740</u>	<u>720</u>	<u>710</u>	<u>700</u>	<u>690</u>	<u>670</u>	<u>650</u>
36~40	<u>640</u>	<u>620</u>	<u>600</u>	<u>590</u>	<u>580</u>	<u>570</u>	<u>560</u>	<u>540</u>	36~40	<u>680</u>	<u>660</u>	<u>640</u>	<u>630</u>	<u>620</u>	<u>610</u>	<u>590</u>	<u>580</u>
41~45	<u>570</u>	550	540	<u>530</u>	<u>520</u>	<u>510</u>	<u>490</u>	<u>480</u>	41~45	<u>590</u>	<u>580</u>	<u>560</u>	550	540	530	<u>520</u>	<u>500</u>
46~ 50	510	<u>500</u>	480	470	<u>470</u>	460	440	430	46~ 50	510	<u>490</u>	480	470	460	460	440	430
51~ 55	<u>460</u>	<u>450</u>	440	430	<u>420</u>	<u>420</u>	<u>400</u>	<u>390</u>	51~ 55	<u>480</u>	<u>470</u>	<u>460</u>	450	440	430	<u>420</u>	<u>410</u>
56∼ 60	<u>420</u>	<u>410</u>	<u>400</u>	390	390	380	<u>370</u>	<u>360</u>	56~ 60	460	440	430	<u>420</u>	420	410	<u>400</u>	<u>390</u>
61~ 65	<u>390</u>	380	<u>370</u>	<u>360</u>	<u>360</u>	<u>350</u>	340	<u>330</u>	61~ 65	<u>430</u>	<u>420</u>	<u>410</u>	<u>400</u>	<u>390</u>	390	<u>380</u>	<u>370</u>
66~ 70	<u>360</u>	<u>350</u>	340	340	330	330	320	<u>310</u>	66~ 70	<u>400</u>	<u>390</u>	<u>380</u>	380	<u>370</u>	<u>360</u>	<u>350</u>	340
71~ 75	<u>340</u>	<u>330</u>	<u>320</u>	<u>310</u>	<u>310</u>	<u>300</u>	<u>290</u>	<u>290</u>	71~ 75	<u>380</u>	<u>370</u>	<u>360</u>	<u>350</u>	<u>350</u>	<u>340</u>	<u>330</u>	<u>320</u>
76~ 80	<u>320</u>	<u>310</u>	300	<u>290</u>	<u>290</u>	<u>280</u>	<u>280</u>	<u>270</u>	76~ 80	<u>350</u>	340	340	330	320	320	<u>310</u>	300
81~ 85	300	290	280	280	270	270	260	<u>250</u>	81~ 85	330	320	310	310	300	290	290	<u>280</u>
86~ 90	<u>280</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>260</u>	<u>260</u>	<u>250</u>	240	240	86~ 90	300	<u>290</u>	<u>290</u>	<u>280</u>	<u>280</u>	<u>270</u>	<u>260</u>	<u>260</u>
91人以上	<u>270</u>	<u>260</u>	<u>250</u>	<u>250</u>	240	<u>240</u>	<u>230</u>	230	91人以上	<u>280</u>	<u>270</u>	<u>260</u>	<u>260</u>	<u>250</u>	<u>250</u>	<u>240</u>	230
ー ウ イ	青緒障害」	児短期治	療施設						ウ・	 情緒障害	児短期治療	療施設					
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
尼 县	円	円	円	円	円	円	円	円	左 貝	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	790	780	770	740	720	30人まで	850	830	800	790	780	760	740	720
31~35人	730	710	690	680	670	660	640	620	31~40人	680	660	640	630	620	610	590	<u>580</u>
36~40人	640	620	600	590	580	570	560	540	41人以上	510	490	480	470	460	460	440	430
41~45人	570	550	540	530	520	510	490	480									
46人以上	510	500	480	470	470	460	440	430									

改正後 現行 工 母子生活支援施設 工 母子生活支援施設 地域区分 地域区分 18/100 15/100 12/10010/100 8/100 6/1003/100 その他 18/100 15/10012/10010/100 8/100 6/100 3/100 その他 定員 定員 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 10世帯まで 1,700 1,660 1,620 1,590 1,560 1,530 1,490 1,450 10世帯まで 1,700 1,660 1,610 1,590 1,560 1,530 1,490 1,440 世帯 世帯 $11 \sim 20$ 1,280 1,250 1,210 1, 190 1, 170 1, 150 1, 120 1,090 $11 \sim 20$ 1,270 1,240 1,210 1, 190 1, 170 1, 150 1, 110 1,080 $21 \sim 30$ 850 830 810 790 780 770 740 720 $21 \sim 30$ 850 830 800 790 780 760 740 720 $31 \sim 40$ 640 620 600 590 580 570 560 540 $31 \sim 40$ 630 620 600 590 580 570 550 540 $41 \sim 50$ 510 500 480 470 470 460 440 430 $41 \sim 50$ 570 560 540 530 520 510 500 490 51世帯以上 420 390 390 380 370 360 51世帯以上 510 490 480 470 460 440 430 410 400 460 (11) 看護師加算分保護単価 削除((9) ~移動) 地域区分 18/100 15/10012/100 10/100 8/100 6/100 3/100 その他 定員 円 円 円 円 円 円 円 円 30人まで 14,670 14, 310 13,950 13,710 13, 480 13, 240 12,880 12,520 11,730 11,450 10,970 10,780 10,590 10,300 10,020 31~ 40人 11, 160 $41\sim 50$ 8,800 8,580 8,370 8, 230 8,080 7,940 7,730 7,510 $51\sim 60$ 7,920 7,720 7,530 7,400 7,270 7, 150 6,950 6,760 $61 \sim 70$ 7,040 6,870 6,690 6,580 6,470 6,350 6, 180 6,010 71~ 80 6, 160 6,010 5,860 5,760 5,660 5,560 5,410 5,260 81~ 90 5, 280 5, 150 5,020 4,930 4,850 4,760 4,630 4,510 3,750 $91 \sim 100$ 4,400 4, 290 4, 180 4, 110 4,040 3,970 3,860 $101 \sim 110$ 4, 100 4,000 3,900 3,840 3,770 3,700 3,600 3,500 3,810 3,720 3,620 3,560 3,500 3, 440 3,350 3,250 111~120 $121 \sim 130$ 3,520 3,430 3,340 3, 290 3,230 3,170 3,090 3,000 $131 \sim 140$ 3,220 3, 140 3,070 3,010 2,960 2,910 2,830 2,750 $141 \sim 150$ 2,930 2,860 2,790 2,740 2,690 2,640 2,570 2,500 2,690 2,600 <u>2,</u> 560 $151 \sim 160$ 2,830 2,760 2,650 2,490 2,420 161人以上 2,730 2,670 2,600 2,560 2,510 2,470 2,400 2,330

はて後	
改正後	
(16) 略	(12) 寒冷地加算分保護単価 ○寒冷地に所在する施設 定員1人(母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自身 援助ホームについては現員1人)当たりの月額
	区分 1級 2級 3級 4級
	円 円 円 円 円 児童養護施設 1,460 1,300 1,280 1,020 児童自立支援施設 2,250 2,020 1,990 1,570 母子生活支援施設 1,720 1,540 1,520 1,200
	乳児院 情緒障害児短期治療施設 ファミリーホーム 自立援助ホーム 4,740 2,690 1,010 2,020 4,250 2,410 900 1,810 4,180 2,370 890 890 1,700 1,780 1,010 2,020 900 1,810 1,780 1,780
	注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。
削除((1)~移動)	(13) 児童養護施設の乳児加算分保護単価 地域区分定員 18/100 15/100 12/100 10/100 8/100 6/100 3/100 その他 1人につき214,930 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
削除((3)~移動)	(14) 児童養護施設の 1・2歳児加算分保護単価 地域区分 定員 18/100 15/100 12/100 10/100 8/100 6/100 3/100 その他 1人につき 153,820 150,540 147,260 145,070 142,890 140,700 137,420 134,140
削除((4)~移動)	(15) 児童養護施設の年少児加算分保護単価 地域区分 定員 18/100 15/100 12/100 10/100 8/100 6/100 3/100 その他 1人につき 円 1 円

現行

(17) ボイラー技士雇上費 加算分保護単価

定員 月額 円 6,700 30人まで 31 ~ 35人 5,740 $36 \sim 40$ 5,020 $41 \sim 45$ 4,460 $46 \sim 50$ 4,020 $51 \sim 55$ 3,650 $56 \sim 60$ 3, 350 $61 \sim 65$ 3,090 $66 \sim 70$ 2,870 $71 \sim 75$ 2,680 $76 \sim 80$ 2,510 $81 \sim 85$ 2,360 <u>86 ∼</u> 90 2,230 $91 \sim 95$ 2, 110 96 \sim 100 2,010 $101 \sim 105$ 1,910 $106 \sim 110$ 1,820 $111 \sim 115$ 1,740 $116 \sim 120$ 1,670 $121 \sim 125$ 1,600 $126 \sim 130$ 1,540 $131 \sim 135$ 1,490 $136 \sim 140$ 1,430 $141 \sim 145$ 1,380 $146 \sim 150$ 1,340 151人以上 1,290

(<u>18</u>) 児童養護施設の特別指導 費加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	5, 180
31 ~ 35人	<u>4, 440</u>
<u>36 ∼ 40</u>	<u>3, 890</u>
<u>41 ∼ 45</u>	3, 450
<u>46 ∼ 50</u>	3, 110
<u>51 ∼ 55</u>	<u>2, 820</u>
<u>56 ∼ 60</u>	2, 590
<u>61 ∼ 65</u>	<u>2, 390</u>
$\underline{66} \sim 70$	2, 220
$71 \sim 75$	<u>2, 070</u>
<u>76 ∼ 80</u>	1, 940
<u>81 ∼ 85</u>	<u>1,830</u>
<u>86 ∼ 90</u>	1,720
<u>91 ∼ 95</u>	<u>1,630</u>
<u>96 ∼ 100</u>	1,550
$101 \sim 105$	<u>1, 480</u>
<u>106 ∼ 110</u>	1, 410
<u>111 ∼ 115</u>	<u>1, 350</u>
$116 \sim 120$	1, 290
$121 \sim 125$	<u>1, 240</u>
$126 \sim 130$	1, 190
$131 \sim 135$	<u>1, 150</u>
$136 \sim 140$	1, 110
<u>141 ∼ 145</u>	<u>1, 070</u>
$146 \sim 150$	1,030
<u>151人以上</u>	<u>1,000</u>

(<u>16</u>) ボイラー技士雇上費 加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6, 700
31 ~ 40人	<u>5, 360</u>
<u>41 ~ 50</u>	4, 020
<u>51 ~ 60</u>	3,610
<u>61 ∼ 70</u>	<u>3, 210</u>
<u>71 ∼ 80</u>	<u>2,810</u>
<u>81 ~ 90</u>	<u>2, 410</u>
<u>91 ~ 100</u>	2,010
<u>101 ∼ 110</u>	<u>1,870</u>
<u>111 ∼ 120</u>	<u>1,740</u>
<u>121 ∼ 130</u>	<u>1,600</u>
<u>131 ∼ 140</u>	<u>1, 470</u>
$141 \sim 150$	1, 340
$151 \sim 160$	<u>1, 290</u>
<u>161人以上</u>	<u>1, 250</u>

(<u>17</u>) 児童養護施設の特別指導 費加算分保護単価

スペーテース・	/NIX I IIII
定員	月額
	円
30人まで	5, 180
31 ~ 40人	<u>3,880</u>
<u>41 ∼ 50</u>	3, 110
<u>51 ∼ 60</u>	2, 590
<u>61 ∼ 70</u>	2, 220
<u>71 ∼ 80</u>	1,940
<u>81 ∼ 90</u>	1,720
91 ~ 100	1,550
$101 \sim 110$	1,410
$111 \sim 120$	1, 290
$121 \sim 130$	1, 190
$131 \sim 140$	1, 110
$141 \sim 150$	1,030
$151 \sim 160$	<u>970</u>
<u>161人以上</u>	<u>910</u>
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·

(19) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
1人当たり	7,950

(<u>20</u>)乳児院(定員<u>40</u>名以上)の家 庭支援専門相談員加算分保 護単価

定	員	月額
	人	円
	40	3,890
41 ~	45	3, 450
46 ~	50	3, 110
51 ~	55	2, 820
56 ~	60	2, 590
61 ~	65	2, 390
66 ~	70	2, 220
71 ~	75	2,070
76 ~	80	1, 940
81 ~	85	1,830
86 ~	90	1,720
91人以上	1	1,630

(<u>21</u>) 母子生活支援施設(定員40 世帯以上)の<u>母子支援員</u>、少 年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	<u>6,880</u>
41 ~ 50	<u>5, 500</u>
51世帯以上	4,580

(18)学習指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
1人当たり	<u>7, 970</u>

(19)乳児院(定員50名以上)の家 庭支援専門相談員加算分保 護単価

	定員		月額
		人	円
	40		3,880
41 ~	~ 45		3, 450
46 ~	~ 50		3, 110
51 ~	~ 55		2, 820
56 ~	~ 60		2, 590
61 ~	~ 65		2, 390
66 ~	~ 70		2, 220
71 ~	~ 75		2,070
76 ~	~ 80		1,940
81 ~	~ 85		1,830
86 ~	~ 90		1,720
91人以	以上		1,630

(<u>20</u>) 母子生活支援施設(定員40 世帯以上)の<u>母子指導員</u>、少 年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	<u>6, 850</u>
41 ~ 50	<u>5, 480</u>
51世帯以上	4, 570

(22)母子生活支援施設の夜間警 備体制強化加算分保護単価

### T 1 1 1 4 4 4 4 1	4F 21 24 P14B2 1 IIII
定員	月額
	円
10世帯まで	16, 180
世帯	
11 ~ 20	8, 090
21 ~ 30	5, 390
31 ~ 40	4, 040
41 ~ 50	3, 230
51世帯以上	2, 690

(23) 母子生活支援施設の特別 生活指導費加算分保護単価

==11111111111111	4F9F27 PNR文 IM		
定員	月額		
	円		
10世帯まで	<u>15, 560</u>		
世帯			
11 ~ 20	<u>7, 780</u>		
21 ~ 30	5, 180		
$31 \sim 40$	3, 890		
$41 \sim 50$	3, 110		
51世帯以上	2, 590		

(21)母子生活支援施設の夜間警 備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16, 180
世帯	
11 ~ 20	8, 090
21 ~ 30	5, 390
31 ~ 40	4, 040
41 ~ 50	3, 230
51世帯以上	2, 690

(22) 母子生活支援施設の特別 生活指道费加管分保罐甾価

工值1日等其/	加异刀体设牛Ш		
定員	月額		
	円		
10世帯まで	<u>15, 550</u>		
世帯			
11 ~ 20	<u>7,770</u>		
21 ~ 30	5, 180		
31 ~ 40	3, 880		
41 ~ 50	3, 110		
51世帯以上	2, 590		

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>29, 970</u>	<u>29, 330</u>	<u>28, 700</u>	<u>28, 270</u>	27,850	27, 420	<u>26, 790</u>	<u>26, 150</u>
世帯								
11 ~ 20	22, 480	<u>22, 000</u>	21, 520	21, 200	<u>20, 880</u>	20, 570	20,090	<u>19,610</u>
21 ~ 30	14, 980	14,660	14, 350	14, 130	<u>13, 920</u>	<u>13, 710</u>	13, 390	<u>13, 070</u>
31 ~ 40	13, 480	<u>13, 200</u>	12,910	12,720	12, 530	12, 340	12,050	11,770
41 ~ 50	11, 990	11,730	11, 480	11, 310	11, 140	10, 970	10,710	10, 460
51世帯以上	10, 490	10, 260	10, 040	9,890	9,740	9,600	9,370	<u>9, 150</u>

(25) 児童養護施設、乳児院の 指導員特別加算分保護単価

(26) 一時保護所の専門職員等加 算分保護単価

区分	年額
心理療法担当	円
職員加算分	<u>5, 323, 644</u>

区分	年額
個別対応職員分	円
间 <u>对水</u> 概其力	5, 077, 269

(23) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,860	29, 230	28, 590	28, 170	27, 750	27, 330	26,690	26,060
世帯								
11 ~ 20	<u>22, 400</u>	<u>21, 920</u>	<u>21, 440</u>	<u>21, 130</u>	<u>20, 810</u>	20, 490	<u>20, 020</u>	19, 540
21 ~ 30	14, 930	14,610	14, 290	14, 080	13,870	13,660	13, 340	13,030
31 ~ 40	<u>13, 440</u>	<u>13, 150</u>	12,860	<u>12, 670</u>	12, 480	12, 290	<u>12, 010</u>	11,720
41 ~ 50	11,940	11,690	11, 430	11, 270	11, 100	10, 930	10,670	10, 420
51世帯以上	<u>10, 450</u>	<u>10, 230</u>	<u>10, 000</u>	<u>9,860</u>	9,710	<u>9, 560</u>	9, 340	<u>9, 120</u>

現行

(24) 児童養護施設、乳児院の 指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6, 250
31 ~ 35人	5, 360

(25) 一時保護所の処遇促進加算 分保護単価

区分	年額
心理職員加算分	円 <u>5, 306, 380</u>
	•

区分	年額
個別指導担当職員分	円
间加 <u>油等运司</u> 概員刀	5, 058, 604

改正後		現行				
余((13)に統合)	(96) 小担増ガル―	プケア祭理院古笠	職員加算分保護単価			
		<u>フグノ 自 年間 巨 寺り</u> 設、児童自立支援	<u> </u>			
	施設	以、儿里日工又1友	<u>1 4676196</u>			
	定員	月額	定員			
	<u> </u>	<u>万</u>	<u>定員</u>	<u>71 198</u>		
	30人まで		<u>10人まで</u>	10, 560		
	$\frac{30 \times 3}{31} \sim 40 \times 10^{-3}$	3, 520 2, 640	11 ~ 15人	7, 040		
	$\frac{31}{41} \sim 50$	2, 040 2, 110	16 ~ 20人	5, 280		
	$\frac{41}{51} \sim 60$	1, 760	$\frac{10}{21}$ ~ 25人	4, 220		
	$\frac{61}{61} \sim 70$	1,500	$\frac{21}{26}$ \sim 30人	3, 520		
	$\frac{61}{71} \sim 80$	1, 320	$\frac{26}{31}$ \sim $35人$	3, 010		
	$\frac{71}{81} \sim 90$	1, 170	$\frac{31}{36} \sim 40$ 人	2, 64		
	$\frac{61 - 30}{91 \sim 100}$	1,050	<u>50 → 40人</u> 41 ~ 45人	2, 34		
	$\frac{31}{101} \sim 110$	960	46 ~ 50人	$\frac{2, 34}{2, 11}$		
	$\frac{101}{111} \sim 120$	880	<u>10 50人</u> <u>51 ∼ 55人</u>	1, 920		
	$\frac{111}{121} \sim 130$	810	<u>56</u> ~ 60人	1,760		
	$\frac{121}{131} \sim 140$	750	<u>61 ~ 65人</u>	1, 62		
	$\frac{101 - 140}{141 \sim 150}$	700	<u>66</u> ~ 70人	1,50		
	$\frac{141}{151} \sim 160$	660	$\frac{60}{71}$ ~ 75人	1, 400		
	161人以上	620	$\frac{71}{76}$ ~ 80人	1, 320		
	101/10/1	<u>000</u>	81 ~ 85人	1, 240		
			86 ~ 90人	1, 170		
			91人以上	1, 110		
			<u>317(3/1</u>	1,110		
	ウ情緒障害児	短期治療施設				
	定員	月額				
		<u> </u>				
	30人まで	3, 520				
	<u>31 ∼ 40人</u>	2,640				
	41人以上	2, 110				

(27) 事務用採暖費加算分保護単価

(28) 除雪費加算分保護単価

略

略

(29) 降灰除去費加算分保護単価 児童養護施設、児童自立支援施設 、乳児院、情緒障害児短期治療施 設、ファミリーホーム、自立援助 ホーム

定員	月額
	円
1施設当たり	139, 860

略

(27) 事務用採暖費加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援 施設、乳児院、情緒障害児短 期治療施設、ファミリーホー

ム、自立援助ホーム

- N H = 1000000		
区分	月額	
1人当たり	円 180	

イ 母子生活支援施設

区分	月額
1世帯当たり	円
	120

(29) 降灰除去費加算分保護単価 児童養護施設、児童自立支援施設 、乳児院、情緒障害児短期治療施 設、ファミリーホーム、自立援助 ホーム

定員	月額
	円
1施設当たり	<u>139, 540</u>

現行

(28) 除雪費加算分保護単価 児童養護施設、児童自立支援施 設、乳児院、情緒障害児短期治 療施設、ファミリーホーム、自 立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円
	5,680

算 定 智

○寒冷地に所在する施設

•	(1) 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	支給地域	世帯主である職員		
	文和地域 の 区 分	扶養親族の	扶養親族の	その他の職員
	の区分	ある職員	ない職員	
	1級地	131,900円	72,900円	51,700円
	2級地	116,800円	65,300円	44,000円
	3級地	112,700円	64,300円	43,000円
	4級地	89,000円	51,000円	36,800円

注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。

(備老)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

別表2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員 <u>と</u> 兼務 <u>することができる</u> 。
児童指導員	通じて定員 <u>5.5</u> 人につき1人。ただし、定員45人以下
保育士	の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1 人を加算する。
嘱託医	1人。

(参考:加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又 は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	<u>児童指導員又は保育士1人。</u> 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	<u>児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に</u> <u>限る。(非常勤)</u>
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。 (非常勤)

別表2

児童福祉施設の職種別職員定数表

現行

(1) 児童養護施設

(1) 儿里食暖	NERC
職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員 <u>の</u> 兼務 <u>と</u> <u>する</u> 。
児童指導員	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設に
保育士	ついては、この定数のほか1人を加算する
職業捕導設備を有する施設にあっては、別に定める	
<u> </u>	より必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加
	算する。
嘱託医	1人。

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員 <u>4.5</u> 人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1 人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
<u>児童自立支援専門員</u> 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考:加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認め られる児童10人以上に心理療法を行う場合に限 る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援新1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。 (非常勤)

現行

(2) 児童自立支援施設

(2) 儿童日本人扱肥民		
職種別	職員の定数	
施設長	1人。	
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員 <u>5</u> 人につき1人。	
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	
事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は 2人。	
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1 人を加算する。	
嘱託医	2人。	

(3) 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)

(3) 和况阮(孔 <u>初</u> 况10。	八木個を八別させる孔児院を除く。丿
職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごと に1人を加算する。

_(参考:加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認め られる児童又はその保護者10人以上に心理療法 を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	<u>児童指導員又は保育士1人。</u> 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員40人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置しているの場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。 (非常勤)

(3) 乳児院(乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。)

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.7人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
栄養士	1人。
事務員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合 は2人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごと に1人を加算する。

現行

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

	77.7 = - 7.7 = 12.2
職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考:加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等	
里親支援専門相談員加算	1人。	
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。	
個別対応職員加算	1人。	
<u>小規模グループケア加算</u>	<u>児童指導員又は保育士1人。</u> 管理宿直等職員1人。(非常勤)	
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に 限る。 (非常勤)	
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。 (非常勤)	

現行

(4) 乳児10人未満を入所させる乳児院

· / 1=/= / / / / / / / / / / / / / / / /	1 1 - 1 - 1 - 1			
職種別	職	(O	定	数
施設長	1人。			
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。たた し、その他は保育士 なお、2歳児の現 3歳以上児の現員	:又は児童 員通じて	指導員 2人に	とする。 つき1人 <u>。</u>
嘱託医	1人。			
調理員等	1人。			

(5) 母子生活支援施設

	, L
職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子 <u>支援員</u>	定員 <u>10</u> 世帯未満の場合は1人。 <u>定員10世帯以上20世帯未</u> 満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は <u>3</u> 人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考:加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると 認められる母子10人以上に心理療法を行う場 合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限 る。 (非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	1人。 (非常勤)

現行

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子 <u>指導員</u>	定員 <u>20</u> 世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は <u>2</u> 人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(6) 情緒障害児短期治療施設

(0) 用相单音儿应溯口源地改		
職種別	職員の定数	
施設長	1人。	
医師	1人。	
心理療法担当職員	定員10人につき1人。	
看護師	1人。	
児童指導員 保育士	通じて定員 <u>4.5</u> 人につき1人。	
個別対応職員	1人。	
家庭支援専門相談員	1人。	
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	
事務員	1人。	
調理員等	4人。	

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人
<u>児童指導員</u> 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考:加算職員一覧(情緒障害児短期治療施設))

(5 2 - 74571 19427 - 25 (11341)	
加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	<u>児童指導員又は保育士1人。</u> 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。 (非常勤)

現行

(6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員 <u>5</u> 人につき1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

(7)自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降 7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(8)ファミリーホーム

職種別		職	員	の	定	数	
指導員	1人。						
補助者	2人。	(非常勤)					

(参考:加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別		加	算	職	員	数	等	
学習指導費加算	指導員。	(非常	勤)					

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別			職	員	の	定	数	
<u>児童指導員</u> 保育士	3人。	(うち1	人は	非常勤)	_			

(10) 小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設

(2 4) 4 //6 ()()()	<u> </u>	1 1 11/	<u> </u>	11 / 1//	4 <u></u>		
職種別		職	員	\mathcal{O}	定	数	
母子支援員	1人。						

(注)上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設 、情緒障害児短期治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテラ イト型)母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非 常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。

現行

(7)自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。

(8)ファミリーホーム

職種別		職	員	\mathcal{O}	定	数	
指導員	1人。						
補助者	2人。						

(参考)

(参考) 保護単価(入所児童等 1 人当たり) 表 (平認4年1月日)

経費力		一般生活買以外の事業買												
担別	一般生店費	被 虐 待 児 受入加賀	幼稚園	教 吉 賈	学经验	見事施行	入進学技 原金	特別古成 實	更全学特 別行事實	期末 一時 扶助費	職業消費 實	期間支度 景大学 選挙自 立生活支 度費	罪祭費	児童用学 暖費
** \	月額	月額	月額	月 額	月額	年 額	年 額	月額	1件当)	年 額	月額	1件学)	1 (神響)	月額
児 董 英麗斯設	(一 級 分) 47,430円 (和足 分) 54,730円	26,100円	新祖國紀 國工必要 な入学金 、保育科 、新教等	(一般分) 小学校 2,110円 中学校 4,180円	その学校 において 機能され る実費	小学校第 5 学年 20,600円 中学校第	小学(第 1学年入 学/2 39,500円	高等学校 在学児董 (公立) 22,270円 (私立)	3,000円	5,070円	適所のた めの 交通 費実費 報料書代	79,000円 さらに住 居實及び 生活計費 の経費を	153,900円 ただし、 火 貫料、 自 財産料 について	IBs 級也 6,820円 IB4 級也 5,220円
児童自立 支援施設 (適所的 を含む)	(入研究分 47,430円 (運研究分) 14,600円		の実置 ただし、 対理時間 素徴が競 を控料し た額	特別支援学 核功高等的 4.180円 (加重分) 1.核材格力		3学年 55,900円 高等学校 第3学年 (特別技	中野郷 1学等選 学問題 45,100円	32,970円 (入学時) 58,960円 が職工は 運営・役			4,800 円	NOW 189,510F	加算	IB3級也 3,380円 IB2級也 2,520円
里级	(一般分) 47,680円 (氧児分) 54,980円			実費 2 選挙のた 必の交通 費の実費 3 知活動に 必要な道		保労役高 等値を含 む。) 108,200円		立つ資格 取得では 課習等を 受講する ための経 置						その他か 地域 1,260円
ファ ミリ 一ホーム	(一般分) 47,430円 (和兄分) 54,730円	26,100円		東代、速 保護等か 実費 4学智型に 必要な授				<u>55,000円</u>						について は母子生 居対策を 認め単確 とする。
情報障害 児短期合 機能設 (通所制 を含む)	(入所児分) 47,860円 (適所児分) 14,600円			業権、議 智会費等 の実費 5 児童自立 支援施設 の参拝費										
氧児院	(3 兼末遵児分) 54,730円 (3 景以上児分) 47,430円 利用完件額3 常児童和順度 94,750円			作製証 190円 等製配 270円 6 特別対力 第40以下 に要す 第18,305の円 7 特別がよ 7 特別がよ										IB5級位 7,210円 IB4級位 5,660円 IB3級位 3,590円 IB2級位 2,620円 その他か 地域 1,260円
母子 生活 対策を設	入所者(1章()) 3,550円 総総制証 3 美术選兄 8,890円 3 第3以規 5,500円			平原で収 関本が収 関本は ででで収 では、 ででででする。 では、 でできる。 では、 でできる。 では、 でできる。 では、 できる。 では、 できる。 でき。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で			小学练 1学程 39,500円 中学统 1学等 学 1学等 46,100円	(入学時) 58,960円						IE5 機也 1,130円 IB4 機也 960円 IE2 機也 590円 IE2 機也 380円 その他か 地域
自立機制水一点	10,340円							高等学校 在学习度 (公立) 22,270円 (私立) 32,970円 (入学時) 58,960円 (養務意) 55,000円			適所がための交通 質実質 報料書代 等 4,800円		153,900円 ただし、 火野林、 自動学杯 について 一地路を 加賀	

現行

保護単価(入所児童等1人当たり) 表

経費か					- ,	Qt ±	括 賽	以外	ø 5	5 *	Ţ			
Æ	一般生活實	被 追 待 児 受入咖喱	SHEET.	報 吉 賈	学经度	見事施行	入差字支度金	特別自成	更幸学時 別行事實	期末 時 共助費	職業補業	期間支度 費 大学 選挙等自 立生活支 度費	罪祭賈	場實
HE 91 \	月額	月額	月額	月 額	月額	年 額	年 額	月額	1件当)	年 額	月額	1件当7	1件当)	月額
児 音 表現機能	(一般分) 47,430円 (氧児分) 54,730円	26,100円	新田島駅 国に必要 な入学金 、保倉科 、新田等	(一般分) 小学校 2,110円 中学校 4,180円	その学校 において 倒が され る実費	小学(第 6 学年 20,600円 中学(第	小学统第 1学年入 学短置 39,500円	高等学校 在学行置 (公立) 22,270円 (私立)	3,000円	5,070 円	適所がた めの交通 質実質 特科書代 等	79,000円 さらに住 居護及び 生活計費 の経費を	153,900円 ただし、 火卸料、 自動車料 について	IB5級也 6,820円 IB4級也 5,220円
児蓋自立 対援施設 (通所削 を含む)	(入研児分) 47,430円 (運研児分) 14,600円		の実置 ただし、 刻屋現動 野種製飯 を額 た額	特別支援学 技力 高神創 4,180円 (加藤分) 1 教材性力		3学年 55,900円 高等学校 第0学年 (特別技	中野(第 1 学等進 学17億 45,100円	32,970円 (入学時) 58,500円			4,800円	137,510F	加算	IB3級也 3,380円 IB2級也 2,520円
里 親	(一般分) 47,680円 (和足分) 54,980円			支養 2 選挙のた 必の交通 養力支養 3 部活動に 必要な進		機弾後高 等額を含 む。) 108,200月								その他か 地域: 1,260円
ファミリ	(一般分) 47,430円 (和兄分) 54,730円	26,100円		異性、速 征費等か 実費 4学智塾に 必要な授										について は母子生 活対策能 設め単語 とする。
解制障害 明定期合 開放設 (通所削 を含む)	(入研究分) 47,860円 (適研究分) 14,600円			業科、議 智会資本 の実費 5.児童自立 対務監数										
乳児院	(3 歲未漢兒分) 54,730円 (3 歲以上兒分) 47,430円 利田院傳輸 第兄董加寶賈 88,850円			の教材費 ・物識語 190円 ・物識語 270円 6 特別支援 学校の高 等値以ずる 費用 58,500円										IBS 級的 7,210円 IB4 級的 5,660円 IB3 級的 3,590円 IB2 級的 2,620円 その他か 地域
														1,260円
好好 对 数据数	入所者(1年9) 3,550円 総理制制理 3 競末選兄 8,899円 3 競以比兄 5,500円													IBS級的 1,130円 IB4級的 960円 IB3級的 590円 IB2級的 380円 その他か 地域
自立接動 ホーム	10,340円							高等辞後 在學程 (公立) 22,270円 (私立) 32,970円 (入学時) 58,500円			適所のた めの交通 質実質 特科書代 年 4,800円		153,900円 ただし、 火那杯 自駅産料 について 一定を 加算	

(第1cの数に定めるもののほか、(1) 児童整理協議的入品で置から特殊により医療、別力にさせ、「診察機能の創定方法」及び「不得的診察検護費の創定整理」に単して基地に続め医検達として支持され、(2) 医税 こういては 認計学生、して財政で2,000円 専門無限に対象12,000円 が支持され、(3) ファミリーホーム部と(は無利・専門生物を含む)に対して特殊にある。たとは実施的関いたことを認識的に行った。 の可が加速性、(4) 医機・神門医療できり、ブラー神経が大砂がよめが関策に対象とも対象に対象と連携によってきた300円が大手が大(5) が適当な対策能数で関係が支出したととは関係し 要が支給され。(6) 助金融設み所名とついては、「 移権機能が算定方法」及が 入降給事業実験 算法認識 に撃して算進した器がほか、分給が動脈(分娩児) 从とつき 185910円。 沿途処置脈、新生児(神経内が) 保険制度会される。